

「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ（案）」 に対する意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和7年11月22日（土）から令和7年12月22日（月）まで
- 提出意見件数 : 266件（放送関係事業者等：49件、その他法人・団体：3件、個人：214件）
- 意見提出者 :

○ 放送関係事業者等 【49件】 （意見提出順）

株式会社山梨放送、株式会社ニッポン放送、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社テレビ朝日ホールディングス、中京テレビ放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、日本放送協会、株式会社宮城テレビ放送、南海放送株式会社、広島テレビ放送株式会社、株式会社テレビ岩手、株式会社高知放送、読売テレビ放送株式会社、株式会社熊本県民テレビ、株式会社文化放送、青森放送株式会社、株式会社秋田放送、株式会社TBSテレビ、株式会社BS日本、朝日放送テレビ株式会社、福井放送株式会社、北日本放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社静岡第一テレビ、山形放送株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社福島中央テレビ、山口放送株式会社、株式会社BS-TBS、四国放送株式会社、株式会社テレビ信州、株式会社テレビ大分、株式会社CBCラジオ、株式会社テレビ金沢、一般社団法人衛星放送協会、株式会社毎日放送、株式会社長崎国際テレビ、西日本放送株式会社、株式会社福岡放送、札幌テレビ放送株式会社、中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ、株式会社テレビ宮崎、株式会社TBSラジオ、株式会社鹿児島読売テレビ、株式会社ビーエスフジ、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ東京ホールディングス

○ その他法人・団体 【3件】 （意見提出順）

放送の自由は大事やないか研究会、日本民間放送労働組合連合会、OURS小磯社会保険労務士法人

○ 個人 【214件】

No	意見【意見提出者名】	本検討会の考え方【担当課室】	修正の有無
全体的事項			
1	○ ① 取りまとめ案全体の評価（該当箇所：全体） 民放事業者のガバナンスのあり方をテーマとする有識者会議を総務省が設置するのは異例のことであり、事業者団体の民放連がオブザーバーとして参加し、毎回民放連の考えや取り組みの進捗状況を説明するというこれまでにない展開でした。 この報告書を貫く考え方は「・・・すべき」と放送事業者に行方を強いるものではなく、放送事業者の個々の取り組みを尊重した上で、必要に応じて業界団体、行政がそれを後押ししていくというものであったと受け止めています。 適切なガバナンスの確保は、各民放事業者が健全な経営により事業を発展させていく上で必要不可欠なものであり、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」との指摘のとおり、まず事業主体である各民放事業者が、民間放送の使命や職責を果たすことを大前提として、自らの責任において取り組むべきものと考えます。 そのうえで民放連は、会員社の経営の在り方や規模が多様であることを踏まえ、民放業界全体としての信頼性を確保するため、「民間放送ガバナンス指針」の制定、会員の適切なガバナンスの確保を後押しするための定款変更、会員社の日常のガバナンス支援に加え重大事案発生時に対応策を検討する「ガバナンス検証審議会」の新設などを柱とする新たな取り組みを進めていくことを決意しました。 ガバナンス確保の積極的かつ業界横断的な取り組みは放送業界にあっては新たなチャレンジであり、民放各社と民放連は本検討会の取りまとめを参考に、試行錯誤を繰り返しながら、時代状況や環境変化に応じて適時適切にガバナンス確保の取り組みを続けていく考えです。また一連の取り組みに当たっては透明性の確保が極めて重要であると認識しております。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 放送事業者及び業界団体が責務を自覚し、真剣に取組を進め、その取組を広く社会に示すことで、国民・視聴者の信頼回復・維持に努めることが必要であり、取組を通じて、国民・視聴者に自浄能力を示すとともに、今後とも放送の社会的役割を果たすことを期待しています。	無
2	○ 「基本的な考え方」の「取組の目的」（３ページ）としている「放送事業者の信頼性・事業の継続性の確保」には賛同します。また、「取組の方針」（５～７ページ）にある「行政が番組編集の介入にならない範囲で必要な役割を果たす」こと	基本的な考え方に対する御意見については、賛同の御意見として承ります。 重大事案への対応やフォローアップに関する御意見に	無

	についても、放送事業者の自主自律を前提とする限りにおいて容認します。 放送基準などの倫理的な自主基準は各放送局が策定・運用しています。これに加えて総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」や公正取引委員会「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」、文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」、未成年の出演者に関する「子ども性暴力防止法」など、放送事業者が遵守すべき基本的ルールはすでに明らかです。 問題は、どのようにこれらの実効性を担保するか、にあるはずで、放送事業者の自主的・積極的な取り組みをさらに促す仕組みが必要ではないでしょうか。それに際しては、ガバナンスの観点から重要なステークホルダーの一員である放送関係の労働組合の意見を真摯に受け止めるべきです。 「重大な事案への対応」として17ページに記載されている「報告義務」および「免許への条件付与」は、政府による恣意的な運用の危険性が払拭できないことから、反対を表明します。同様に、19ページに記載された「フォローアップ」のために行政機関を含めた「円卓会議」を設置することにも反対です。放送免許は本来、電波法上の設備免許であり、それを拡大解釈して放送局の事業内容や番組表現に踏み込んで行政が判断することを容認する現行の放送免許制度は、憲法上の疑義があります。放送免許の申請に際して、番組編成などを含めた膨大な資料の提出を義務づけている現在の免許制度を、この機会に抜本的に見直すことを求めます。 行政による番組編集への介入が懸念されるのは、上記のとおり放送の直接免許制に起因するものに他なりません。「国民の知る権利」や「番組編集の自由」の確保を検討するのなら、先進諸国と同様、独立規制機関による間接免許制導入の是非について、この機会に議論すべきだと考えます。 なお、検討会委員のジェンダーバランスが、クリティカルマスと言われる「女性3割」に達していません。総務省での議論においても多様性の確保を強く求めます。 【日本民間放送労働組合連合会】	については、ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。	
3	○ 民放とNHKでは内部統制の仕組みは異なりますが、NHKとしても、ガバナンスの確保は放送業界全体の問題であると認識しており、放送業界全体の健全性確保に資するよう、取り組みを進めてまいりたいと考えています。 その上で、取りまとめ（案）の「芸能事務所・番組出演者との関係における人	放送業界全体として取り組むべきものに関する御意見については、意見交換は必要に応じて行うものであると考えていますが、各放送事業者の個別の取組に加え、放送業界全体の底上げに資する実効性のある取組を検討す	無

	権尊重・コンプライアンス確保など放送業界全体として取り組むべきものについては、各放送事業者の個別の取組に加え、必要に応じて業界団体やＮＨＫなどの関係者間で意見交換を行い、放送業界全体の底上げに資する実効性のある取組を検討すべきである。」（15ページ）については、大事なことは「実効性のある取り組み」であり、意見交換は必要に応じて行われるものであると認識しています。 「芸能事務所・番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保」に関する取り組みは各放送事業者の自主自律が基本であり、ＮＨＫ・民放双方の取り組みの積み重ねにより業界全体の底上げが図られるべきと考えております。ＮＨＫとしても実効性のある取り組みを進めていく考えです。 また、行政の役割について「放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計することに留意すべきである。」（17ページ）という指摘は重要であり、「有識者・業界団体・ＮＨＫ・行政機関から構成される円卓会議を開催」（19ページ）するにあたっては、上記の指摘や、取り組みは各放送事業者の自主自律が基本であることに十分配慮するよう求めます。 【日本放送協会】	べきだと考えています。 円卓会議に関する御意見については、取りまとめのフレームワークの実効性について外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備し、放送事業者や業界団体の取組の実効性を継続的に高めていくことが必要であるため、行政機関も必要な役割を果たすべきだと考えています。	
4	○ 放送に対する信頼を維持し、その職責を十全に果たし、持続的な事業の推進を図るためには、時代の変化、技術の発展、社会の要請を踏まえ、ガバナンス体制の適切性、自浄能力、経営基盤の安定性を絶えず点検し、その結果を表明していくことが極めて重要であると考えます。 この取りまとめ（案）は、放送事業者による自主自律を基本とする放送法の枠組みのなかで、個々の放送事業者ならびに業界全体が健全なガバナンスを継続的に確保していくための重要な提言であると受け止めます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
5	○ 取りまとめ案では、ガバナンス確保に関する取組は、「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべき」であり「その取組の内容については、各放送事業者の多様な状況に応じて最適化し、状況変化を踏まえて適時適切に更新するべき」とあります。 放送事業者、放送業界による自主自律の下、自主的な取組が重要であるという点は、弊社も同様の認識であります。 「リソースの限られた小規模な事業者も多いこと等に鑑みると、業界団体が積極的に役割を果たすべき」との指摘につきましては、弊社は事業規模が小さいことから、民放連と足並みを揃え、本検討会の取りまとめを参考に、時代や環境の	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

変化に応じて適時適切にガバナンス確保の取り組みを続けて行きたいと考えております。

【株式会社秋田放送】

- 民放事業者のガバナンスのあり方をテーマとする有識者会議を総務省が設置するのは異例のことであったと認識しております。

この報告書を貫く考え方は、放送事業者への一律の行為規制を課すものではなく、放送事業者の個々の取り組みを尊重した上で、必要に応じて業界団体、行政がそれを後押ししていくというものであったと受け止めています。

適切なガバナンスの確保は、各民放事業者が健全な経営により事業を発展させていく上で必要不可欠なものであり、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」との指摘のとおり、当社も、民間放送の使命や職責を果たすことを大前提として、自らの責任において取り組んでまいります。

当社は、これまでに培ってきたガバナンス体制の更なる強化を図るとともに、民放連が新たに掲げた『民間放送ガバナンス指針』の遵守や『ガバナンス検証審議会』との連携など、業界全体の取り組みにも緊密に関与してまいります。こうした自浄機能を発揮させることが、放送の自律性を守り、ステークホルダーの皆様からの信頼回復につながる最も実効性のある道であると考えています。

本取りまとめ案で提言されている、放送事業者が取り組むべき具体的事項は、あくまでも一つの例示であると認識しておりますが、それらも一定の参考にしつつ、時代状況や環境変化に応じて適時適切にガバナンス確保の取り組みを続けていく考えです。

また一連の取り組みに当たっては透明性の確保が極めて重要であり、自主自律の下で適切なガバナンスの確保に関する取り組みを進めることが求められていると認識しています。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 【意見】

このとりまとめ案は、あくまで放送事業者の個々の取り組みが第一であるとした上で、必要に応じて業界団体、行政がそれを後押ししていくという趣旨のものであると受け止めています。こうした意向に賛同するとともに、当社も透明性を確保しながら、放送事業者として民間放送の使命や職責を果たすべく、弊社の人

	権方針や倫理・行動憲章、ハラスメント防止宣言などを、時代に合わせてアップデートし、自らの責任においてガバナンス確保に取り組んでいくべきと考えます。 【関西テレビ放送株式会社】 ○ 個社の自主・自律を基本とする枠組みを維持しつつ、「放送に携わる者の職責」をバージョンアップし続け、人権尊重・コンプライアンスを中心に「健全なガバナンス」を確保するための取組が重要であるという認識は、弊社も同様です。 民放連では定款変更を行い、民間放送ガバナンス指針の制定やガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、加盟社向けのガイドラインも示される示される予定です。また、当社の属する日本テレビ系列では、系列各社の自律的取り組みをサポートする目的でNNSガバナンス対応事務局も立ち上げられました。そのようなサポートを受けながら、個社としてガバナンス確保に取り組む所存です。 【株式会社静岡第一テレビ】		
6	○ 取りまとめ（案）の中でも再三にわたって述べられているとおり、ガバナンス確保への取組は、放送事業者の自主自律の下で推進されるべきものであると考えます。現在、民放連を中心にガバナンス確保の取組が推進されており、名古屋地区では、すでにテレビ・ラジオそして系列の垣根を越えて民放各社のコンプライアンス責任者が集まり、合同研修会を実施し、また、各社の取組などへの意見交換を定期的に行っています。弊社でも、人権方針を掲げたうえで、専門家を招いての人権研修会、ハラスメント防止研修会などの取組を進めております。行政においては、まずはこれらの取組を見守られるべきと考えます。 いかなる取組がより実効性の高いものであるかについては、民放事業者それぞれの企業文化やステークホルダーの構成、地域社会の状況などを踏まえ、個社の経営判断に委ねられるよう要望します。 【中京テレビ放送株式会社】 ○ 放送局は国民の共有財産である電波を預かって事業を営んでおり、報道機関として、また国民の生活に楽しみや潤いなどを提供するコンテンツ制作者として、国民から信頼される存在でなければならない。このためにも時代に則した適切なガバナンス確保は、放送事業者として最も重要で、国民に対する責務であることを、当社では強く認識している。	ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当だと考えています。	無

	本取りまとめ案に、「ガバナンス確保に関する取組の実施にあたっては…（中略）… 一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」との記載がある通り、自らのガバナンス確保は、自らの責任と判断で行われるべきだと当社は考えている。 当社では、「読売テレビグループ人権尊重方針」「コンプライアンス憲章・行動指針」などを定め、人権尊重の取り組み状況などと共にホームページでも公表している。また「リスクマネジメント会議」を設置し、各部局に責任者を配置し、コンプライアンス、人権などについてチェックと早期対応、情報共有等を行う会議を定期的に行っているほか、社内で働く人を対象にしたコンプライアンス研修、人権研修などを定期的の実施している。 さらに当社が加盟する「日本テレビ系列ネットワーク協議会（NNS）」でもネットワーク全社をあげて「ガバナンス対応事務局」を新設し、各社のガバナンス確保をサポートする取り組みを進めているほか、民放連では会員社の日常のガバナンス支援に加え、重大事案発生時に対応策を検討する「ガバナンス検証審議会」の新設などを柱とする新たな取り組みを進めている。 本取りまとめ案には「番組内容の介入にならない範囲」との記載もあるが、行政の関与は原則的に必要なく、もしくは極めて抑制的であるべきだ。 自らが報道機関として、公益的な立場であることを、これまで以上に強く認識し、業界全体としての信頼確保に向けて、放送法に定められた自主自律の大原則に則って、当社としても努力を続けて行く。 【読売テレビ放送株式会社】		
7	○ 民放事業者にとってのガバナンスの確保は、民放業界全体として信頼性を確保し健全な経営によって事業を継続していくうえで、極めて重要な課題であると認識しています。事業者団体である民放連として策定した「ガバナンス指針」等の取り組みに、TBSテレビとして積極的に参画し、TBSテレビ・個社としても自主的かつ積極的に取り組みを進めていく所存です。 総務省の取りまとめ案が「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」としていることは、適切なものであり、ガバナンスの確保は民放事業者が自らの責任において取り組むべきです。行政においては、放送事業者による個々の取り組みを尊重したうえで、取り組みが実効性を確保し持続的なものとなるように後押ししていくべきであると考えております。 【株式会社TBSテレビ】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 行政に関する御意見については、総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。	無

	○ 民放事業者にとってのガバナンスの確保は、民放業界全体として信頼性を確保し健全な経営によって事業を継続していくうえで、極めて重要な課題であると認識しています。事業者団体である民放連として策定した「ガバナンス指針」等の取り組みに、BS-TBSとして積極的に参画し、個社としても自主的かつ積極的に取り組みを進めていく所存です。 総務省の取りまとめ案が「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」としていることは、適切なものであり、ガバナンスの確保は民放事業者が自らの責任において取り組むべきです。行政においては、放送事業者による個々の取り組みを尊重したうえで、取り組みが実効性を確保し持続的なものとなるように後押ししていくべきであると考えております。 【株式会社BS-TBS】 ○ 民放事業者にとってガバナンスの確保は、民放業界全体として信頼性を確保し、健全な経営によって事業を継続していくうえで、極めて重要な課題であると認識しています。事業者団体である民放連として策定した「ガバナンス指針」等の取り組みに自主的かつ積極的に取り組みを進めていく所存です。 総務省の取りまとめ案が「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」としていることは適切であり、ガバナンスの確保は民放事業者が自らの責任において取り組むべきです。行政においては、放送事業者による個々の取り組みを尊重した上で、取り組みが実効性を確保し持続的なものとなるように後押ししていくべきであると考えます。 【株式会社TBSラジオ】		
8	○ 放送事業者は、言論・報道機関としての公共的使命を果たすため、自主自律の下で実効性のあるガバナンスを確保すべきです。人権方針の策定など主体的な取り組みを基盤とし、社会環境や技術の変化に応じて事業リスク管理を不断に高度化することが不可欠と考えます。自らの責任においてガバナンスを確保し、番組制作を含む放送活動プロセスの実効性や経営の透明性を高め、視聴者やステークホルダーに対しての説明責任を果たすことで、社会からの信頼を確立し、民主主義の発展に寄与する放送事業の継続性を担保することが重要であると考えます。 【株式会社CBCラジオ】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	○ 適切なガバナンスの確保は、民間放送としての使命や職責を果たすための大前提であり、事業者自らの責任において取り組むべきものと考えます。 当社では、これまでも「MBSグループ・コンプライアンス憲章（2008年）」の制定・改定や「グループ人権方針（2024年）」の策定を通じ、MBSグループ全体で主体的な取組を重ねてまいりました。 今後についても本取りまとめ案の趣旨を踏まえ、時代の要請に応じた改善を継続し、適時適切にガバナンスの実効性を高めてまいります。 【株式会社毎日放送】 ○ 民放事業者のガバナンス確保は、公共性及び言論・報道機関としての公共的使命を果たすための重要な基盤であり、社会からの信頼性を維持し、ひいては民主主義の発展に資する事業の継続性を担保することにあります。このガバナンスの確保は、検討会の指摘にもあるように、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべき」という原則に基づき、まず事業主体である民放事業者が自らの責任において主体的に取り組むべきものであり、さらに時代の変化に応じて適時適切に内容を更新しながら、不断に実施していくことが不可欠です。この考え方に基づき、自主自律の下で人権尊重の精神を明確化した普遍的な「人権方針」を定めるなど、実効性のあるガバナンスの確保に努めています。今後も、現状の取り組みに留まることなく、社会環境や技術の進化に応じ、番組制作を含む放送活動に係る一連のプロセスの実効性や経営の透明性を高めるための事業リスク管理を一層高度化するとともに、視聴者や社会に対する説明責任を果たしていくべきであり、これらの継続的な取り組みを通じて公共的使命を果たすことが、社会からの信頼の確立に繋がるものと考えます。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】		
9	○ 記載されているように、放送は「憲法が規定する表現の自由の保障の下、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきもの」です。現実にはインターネット上に誤情報・偽情報が飛び交い、民主主義の基盤である世論形成まで歪められかねない状況があります。取材や編集に裏打ちされた情報を発信する報道機関として、公共性の高い放送事業者として、健全な情報空間の形成に資するべき放送業界において、その信頼を失墜させる重大な事態が生じたことは極めて遺憾です。「放送事業者の信頼	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	性・放送事業の継続性が確保されなければならない」「放送事業者は、ガバナンス確保に関する取組を不断に実施するべきである」という指摘を重く受け止めます。 当社としては、放送事業者全体に対する信頼回復に寄与するためにも、人権尊重・コンプライアンス確保に向けた自主自律の取り組みを強化しています。規模の小さいローカル局として、マンパワーや知見が足りないことを自覚していますが、日本テレビ系列は12月1日に「NNSガバナンス対応事務局」を設立しており、当社の自律的な取り組みへのサポートを期待できます。さらに、民放連の会員会社として、業界全体と歩調を合わせ、時代の要請や環境の変化に応じて、適宜適切かつ柔軟にガバナンス確保の取り組みを続けて行く所存です。 「取組の目的」において、放送事業者・放送業界による自主自律を重視する姿勢が貫かれていることを歓迎します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】		
10	○ 「ガバナンス確保に関する取組は、まずは事業主体である各放送事業者が推進するべきである。(P.6)」については、当社もその自主性・主体性を担保しながら業務を推進しております。 当社でも企業理念の見直し・公表などを自主的におこなう等、ガバナンス確保の推進に取り組んでいるところであります。 「さらに、人権尊重、コンプライアンス確保を中心に取組を進めながら、あわせて、新たな事業への展開等、放送の将来像を念頭に置いた前向きな取組を進め、放送の社会的価値の一層の発揮を図ることが重要である。(P.9)」との記載には大いに賛同いたします。 当社の企業理念には、「基幹放送の公共的使命を認識し、正確で迅速な報道、健全な娯楽、良質な教育・教養等の 多様な番組を全国に届けます。」とあり、この理念と合致している認識です。 【株式会社ビーエスフジ】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
11	○ この度の弊社で発生した人権・コンプライアンスに関する問題により、放送に対する国民の皆様の信頼を失墜させたことについて改めて深くお詫び申し上げます。 とりまとめ案の「国民の信頼は放送の基盤であり、それを自らの手で支える努力こそが『自主自律』を真に確立する道」であり、「自主自律を基本とする枠組みを維持できるか否かは、ひとえに放送事業者・業界団体が真剣に取り組むか否	本案に対する賛同の御意見として承ります。 総務省に対する御意見については、総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。	無

	かにかかっている」との指摘に賛同いたします。 弊社としても、「フジテレビの再生・改革に向けた8つの具体的強化策」の実施、そしてフジ・メディア・ホールディングスの「改革アクションプラン」・「フジ・メディア・ホールディングス グループ改革に向けて」の実施を通じて信頼回復に努めてまいります。 また、日本民間放送事業者連盟が制定した「民間放送ガバナンス指針」について同連盟の会員社としてその遵守及びガバナンス強化の活動に積極的に協力し関わる所存です。 貴省におかれましては、このような放送事業者や業界団体の自主的な取り組みを尊重していただけますよう、お願い申し上げます。 【株式会社フジテレビジョン】		
12	○ 本取りまとめ案において、放送事業者によるガバナンス確保の取り組みを「一義的には放送事業者が自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」とし、その上で必要に応じて業界団体や行政がそれを後押ししていくという基本的な考え方を示したと受け止めています。 取り組みの内容については、放送事業者自らが多様な状況に応じて最適化して対処するべきであると考えます。 民間放送連盟（民放連）がこの度、「民間放送ガバナンス指針」の制定や「ガバナンス検証審議会」の設置等、新たな取り組みを示しましたが、テレビ東京ホールディングスはこれまでも、自主自律の下、人権や人格を尊重し、差別やハラスメントの防止に向けた取り組みを行っており、今後も実効性のあるガバナンス確保に努めて参ります。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
13	○ 総務省も検討会も、フジテレビが下手うったんは「ガバナンスの問題」って決め付けとるみたいやな。けど、そやろか。 そもそも、ガバナンスちゅうのは、株主なんかのステークホルダーが、経営陣をどうコントロールするか、ってことやろ。 フジの場合、ええかげんな記者会見やったら、スポンサーがCM引き上げたんで、フジは第三者委員会つくって、いろいろ改革せんらんようになった。大株主が独自の取締役を提案したから、フジは取締役の案を出し直さなあかんことになった。 そう、ガバナンス、効いとるやん！ お上が口出す必要ないやん！	ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべきであるが、行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。	無

	なのに、取りまとめ案は、ぜんぶの放送局にガバナンスの取り組みを求めて、行政機関を入れた「円卓会議」でフォローアップする、って提言しとる。総務省が放送局のあり方に、ああだこうだ言える仕組みをつくることになるやんか。えらいこっちゃあ！ しかも、放送局が問題起こしたときは、「報告」義務付けて、放送免許に「条件」付ける、って言うとる。放送の自由の侵害になりかねんやろ！ フジの不祥事に付け込んで、総務省が権限を広げるなんて、火事場泥棒もええとこや。円卓会議、報告義務、免許条件のくだりは、撤回してもらわなあかん！放送法の趣旨に反することばっかやとったら、あかんで、ほんまに。 【放送の自由は大事やないか研究会】		
14	○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ（案）への意見 1. はじめに 放送は、日本国民の「知る権利」を支える最も重要な社会基盤の一つです。電波という公共財を用いて、全国民に情報を届ける役割を担う放送事業者は、単なる営利企業ではなく、民主主義の健全な発展に不可欠な存在です。だからこそ、放送局の信頼性は国民生活に直結し、失われれば社会全体の安心感を揺るがすものとなります。近年、放送事業者において不祥事や不透明な経営が問題視され、国民の信頼が揺らいでいることは看過できません。今回の検討会取りまとめ案は、こうした課題に応えるための重要な一歩であると考えます。 2. 表現の自由と公共の福祉の調和 憲法第21条により「表現の自由」は保障されています。これは民主主義の根幹であり、放送局が独立して報道できること自体が社会の健全性を支えています。しかし、表現の自由は無制限ではなく、公共の福祉との調整が必要です。偏向報道や不祥事が続けば、国民の「安心して情報を受け取る権利」が損なわれます。したがって、放送局は「自由を守るために透明性を高める」という姿勢を持たなければなりません。行政が番組内容に介入することは避けるべきですが、放送局自身がガバナンスを強化し、説明責任を果たすことは不可欠です。 3. 日本国民の声を受け止める仕組み 放送は国民の共有財産である電波を使う以上、国民の声を受け止める仕組みが必要です。BP0（放送倫理・番組向上機構）のような第三者機関は、視聴者の意見を受け止め、改善につなげる役割を果たしています。こうした仕組みをさらに強化し、国民の声が確実に放送局に届くようにすることが重要です。国民の意見は	本案及び放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	単なる「苦情」ではなく、放送の質を高めるための貴重な資源として扱う事です。 4. 内部の透明性と自浄作用 放送局内部の問題は「表現の自由」とは関係なく、透明性をもって解決されるべきです。ハラスメント、不正取引、出演者への不当な要求などは、放送の自由を守る以前に、組織の健全性を損なうものです。内部告発が正しく扱われ、事実確認が徹底される仕組みが必要です。閉鎖的な組織では自由な表現も生まれません。風通しの良い組織こそが、健全な放送を支える基盤となります。 5. スポンサー・事務所との関係の透明性 スポンサーや芸能事務所との関係も透明でなければなりません。出演者が出演の代わりに不当な見返りを求められるような状況は、表現の自由を奪うものです。スポンサーに対しても説明責任を果たし、資金の流れを透明化することが信頼につながります。放送局は「お金の力」に左右されず、国民の知る権利を第一に考えるべきです。 6. NHKの特殊性 NHKは日本国民がスポンサーともいえる特殊な放送局です。受信料という形で国民から直接支えられている以上、国民に最も寄り添うべき存在です。強引な受信料徴収は国民の信頼を損ないます。NHKは「国民の声を聞き、透明性をもって信頼を築く」ことを最優先にすべきです。国民のスポンサー性を忘れず、公共放送としての使命を果たすことが求められます。 7. 結論 放送は「自由に走れる自転車」のようなものです。自由に走れることが民主主義の力ですが、ブレーキ（ガバナンス）がなければ危険です。ブレーキを強化するのは安全のためであり、走る自由を奪うためではありません。放送局は国民の声を聞き、透明性を高め、信頼を取り戻すことで、表現の自由を守り続けるべきです。 日本国民の知る権利を守ることは、民主主義の根幹を守ることです。放送局が国民に寄り添い、透明性をもって信頼を築くことを強く求めます。 以上 【個人3】		
15	○ 今回のガバナンス検討会取りまとめ案では、放送事業者による一連の不祥事を受け、内部統制や人権尊重に向けた自主的取り組みの強化が示されています。	本案及び放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	しかし、視聴者の立場から見ると、本案には根本的な改善には至らない懸念が残っています。 以下、具体的な理由と、今後の信頼回復に不可欠だと考える提言を述べます。 1. 身内のみで調査が完結する仕組みでは、信頼は確保されない 今回の事件は、業界内部の「なあなの体質」や、問題が生じても身内で調査・処分が完結する仕組みの限界を露呈しました。視聴者として最も懸念されるのは、放送局が自ら不正を調査・判断する構造そのものです。この構造は、たとえば誠実に調査が行われたとしても、外部からは「本当に調査したのか」「不都合な事実は隠されたのではないか」と疑念を残します。 放送局は一般の民間企業と異なり、電波という公共性の高い資源を扱い、社会的影響力も極めて大きい立場にあります。それにもかかわらず、不祥事の調査を自ら行い、自ら結果を判断する仕組みは、公平性・透明性の観点から限界があります。視聴者の信頼を回復するには、身内だけで完結する調査体制に依存し続けることは不適切であり、今回の案では根本的な問題が解消されていません。 2. 放送業界全体の文化や慣習まで踏み込んだ改善が欠けている 今回の不祥事は、特定の個人や番組だけに起きた例外的な問題ではなく、業界全体に根付いた「あたりまえ」とされる慣習が背景にあるとの指摘が広くあります。現に、SNSなどでは以下のような報告が多数寄せられています。 撮影協力者の衣装や小道具を返さない、いわゆる“借りパク” ロケ地での破壊行為（植木の無断伐採、私有地侵入など） 「放送してやっている」という横柄な態度 賃金・謝礼の不払い 事実と異なる編集で協力者や一般市民を不利益に陥れる事例 芸能関係者・出演者への性加害、パワハラ こうした慣行が長年にわたって改善されないまま続いてきたこと自体が大きな問題です。仮にガイドラインを整備し研修を強化したとしても、末端現場に根付いた価値観や行動様式は簡単には変わりません。 放送局の調査が身内で行われる限り、こうした文化的問題に踏み込むことは困難であり、今回の案が示す“研修・自己点検中心”の対策だけでは実効性に乏しいと言わざるを得ません。 3. 社会問題の最先端にいる放送業界が、自らの組織では改善できていない矛盾さらに重大なのは、放送業界が普段から扱っている“報道内容”との矛盾で	
--	---	--

	す。放送局は日常的に、【性加害、ハラスメント、いじめ、コンプライアンス違反、組織の不正・隠蔽、再発防止策の必要性】などの社会問題を取り上げ、他業界には強い改善要求を行っています。 言い換えれば、社会の不祥事やガバナンス問題の“最先端”に触れ続けている業界です。 それにもかかわらず、放送業界自らは従業員への教育や内部統制の強化を行わず、長年にわたって同様の問題を放置してきました。社会に対し「改善を求める側」でありながら、自ら改善ができていなかったという事実は極めて深刻です。この矛盾を解消するには、研修や内部調査だけでは不十分であり、外部の視点を伴った抜本的な改革が必須です。 4. 不祥事を起こした局は、法人解散や再編成を伴う抜本的改革が必要 視聴者が最も望んでいるのは、「同じ問題が再び起こらない仕組み」です。今回問題を起こした局が、同じ法人・同じ体制のまま継続し、内部調査と研修のみで信頼を回復することは困難です。 海外の公共放送では、多くの重大不祥事の際に、【組織の解体、経営陣の全面的な刷新、新法人での再スタート、独立監査委員会の常設】などが実施されているとのことです。 日本でも同様に、重大不祥事が発生した局については、「組織の解散 → 新法人での再スタート」という抜本的対応を放送免許の再認可条件とすることが、視聴者の信頼回復には必要だと考えます。 5. 再発防止と信頼回復のため、第三の独立機関『放送警察（仮称）』の設立を提案する 放送の自由を妨げないことを前提にしつつも、現状の“自主規制だけの枠組み”では限界があります。 そのため、私は次のような役割をもつ独立した第三者機関、いわば「放送警察（仮称）」の設立が望ましいと考えます。 【役割】 1. 視聴者・内部告発者からの通報受付 SNSやメールで寄せられる事実と異なる報道利用、ロケ地での破壊行為、謝礼未払い、性加害などを受理。 2. 放送局・制作会社への独立調査 聞き取り、資料提出要求、現場確認等を実施。		
--	---	--	--

	3. 調査結果の公表義務 放送局の影響を受けず、中立の立場で事実を公開。 4. 指導・改善命令・行政的処分の付与 悪質な事案には放送枠停止や放送免許の停止・剥奪を含む。 5. 組織再編成の勧告権 再発防止が期待できない場合、新法人化を求める。 【構成メンバー】 メディア法や人権問題に詳しい弁護士 報道倫理・ガバナンス研究者 コンプライアンス・監査の専門家 一般公募の市民委員 被害者支援団体 スポンサー企業（外部チェックの強化として） 放送内容への介入は行わず、あくまで「人権・倫理・運用のガバナンス」を監督する点を明確にすれば、放送の自由と公共性を両立できます。 6. 結論 放送事業の信頼性は民主主義の基盤であり、放送の自由と同じくらい重要な価値です。 しかし、現在のガバナンス強化案は、業界内部の調査体制に依存しており、視聴者が求める透明性と再発防止には十分ではありません。 放送局自らが社会に求めてきた「説明責任」「コンプライアンス」「人権意識」を、まずは自らの組織文化に適用すべきです。そのためには、内部の取組強化だけでなく、第三者による監督・調査・処分が不可欠です。 独立した第三機関の設置、必要に応じた組織再編成、透明で信頼できる調査の仕組みは、放送の自由を守るためにも必要不可欠であると考えます。 【個人6】		
16	○ 本案におおむね賛成であるが、NHKにおける現状のガバナンス体制に不満があるので、それにつき1点意見を申し上げる。 NHKは視聴者が受信契約に基づき受信料を拠出して運営される公共放送であり、スポンサーに頼る民間放送とも国家の統制下に置かれる国営放送とも異なる立ち位置である。 それにもかかわらず、経営委員会と執行部のいずれについても、本来NHKの支え	本案に対する賛同の御意見として承ります。 NHKに関する御意見については、放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	手であるはずの受信契約者が選解任・業務執行につき直接的に関与することができない仕組みとなっている。 そのため、受信契約者がNHKの経営について意向を反映させることが可能なガバナンス体制に改めるべきである。 具体的には、 ・会長について受信契約者による公選制を導入する。 ・経営委員のうち若干名については、一般の受信契約者からの公募制を採用する。 ・経営委員又は執行部について、最高裁判所裁判官国民審査のように、就任後一定期間が経過した時点で受信契約者を対象に信任投票を実施する。 といった方策を導入することがふさわしいと考える。 受信契約者がNHKの経営について意向を反映させることが可能な仕組みが導入されれば、経営方針に対する不満に起因する抗議的受信料不払いを抑制することにもつながるため、ぜひとも以上の施策を検討願いたい。 【個人10】		
17	○ パブリックコメント（市民提出） 該当箇所：別紙1（特に第2章ガバナンス確保、第3章コンプライアンス体制、第5章制度見直し案） 1. はじめに（市民としての立場表明） 私は一市民として、近年の日本の放送をめぐる環境、特に偏向報道の頻発と、政治的公平性・放送倫理の低下に強い危機感を抱いております。報道機関は民主主義の基盤であり、本来は中立的立場から事実に基づく報道を行うという公共的使命を担っているはずですが、しかし、偏向報道や不正確な情報の拡散が繰り返し生じて、経営責任が明確に問われず、制度的な再発防止も十分に機能していない状況は極めて深刻です。 本意見では、一市民として、放送事業者のガバナンス強化の必要性および制度的改善について以下に述べさせていただきます。 --- 2. 偏向報道は民主主義への重大な脅威である 近年、日本においては、社会的に重大なテーマに関し、 ・特定勢力に不利な事実を意図的に小さく扱う ・特定の政治的立場に有利な意見配列を行う	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案及び放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	・外交・安全保障における外国勢力の意図に沿った論調を展開するなど、政治的公平性を欠いた報道が目立ちます。 これらの偏った報道は、一時的な誤りにとどまらず、 “国民の判断そのものを歪める” “世論を誘導し、政治システムを攪乱する” という意味において、民主主義に対する重大な脅威となっています。 欧州主要国では、こうした偏向は「社会的危険行為」とされ、特に BBC では重大不祥事が起きた場合、編集責任者や経営者が即時に辞任するなど、極めて厳格なガバナンスが機能しています。 これに対し、日本の報道では、事実誤認・意図的編集・偏向番組が繰り返し問題化しても、表面的な謝罪で終わり、経営責任が曖昧なまま放置されるケースが多々あります。 この差は、単なる文化の違いではなく、制度設計の問題であり、日本の現行ガバナンスが国際基準に比べて甘すぎることの証左です。 ---- 3. 免許制度の厳格化と「更新基準の明文化」「免許剥奪」の活用 放送は公共財である電波を使用するため、民間企業といえども、 「許認可制」による公的責任 「免許更新による監督」 が不可欠です。 しかし、日本では実際には免許剥奪はほぼ行われず、 ・偏向報道 ・重大な放送倫理違反 ・内部統制の崩壊 ・外国勢力からの影響リスク などがあっても、更新が自動的に繰り返される実態があります。 一市民として、以下を要望します。 ▼ 免許更新基準の厳格化 偏向報道や虚偽報道が一定回数以上指摘された場合、更新を自動ではなく「審査対象」とする制度 が必要です。 ▼ 免許停止・剥奪の明文化 現状は法律上可能であるにもかかわらず運用されないため、「偏向報道が民主主	
--	---	--

	義に重大な影響を及ぼす場合、免許取消もあり得る」と明確に規定し、実際に適用できる運用設計が必要です。 ▼ 再発防止計画の提出義務化 重大事案の際、経営陣は計画提出と外部監査を義務づけるべきです。 欧州や韓国では、虚偽報道が繰り返された局に対し、免許停止や大幅な減波処分が普通に行われており、日本は例外的に「甘い国」になっています。 この状態が続けば、報道の質は低下し続け、国際社会からの信頼も失われます。 --- 4. 経営責任の透明化と外部監査の強化 日本の放送局では、誤報・偏向報道が生じても経営トップの責任が曖昧なまま幕引きされることが多いのが現状です。 可視化されていないだけで、内部からの編集圧力や特定国への忖度が背景にある事案も少なくありません。 そこで以下を求めます。 ▼ 経営責任の明確化 BBC のように重大事案では役員が辞任する慣行を制度化し、 “編集責任＝経営責任” を明確化することが必要です。 ▼ 外部監査の義務化 編集プロセス・取材手法・裏付け資料・外国勢力リスクの管理などを、外部専門家による第三者監査を義務づけるべきです。 ▼ BP0（放送倫理検証機関）の権限強化 現在の BP0 は“勧告”止まりで制度的拘束力が弱く、偏向報道の抑止が十分に機能していません。 法的に位置づけ、その判断を免許更新に反映すべきです。 --- 5. 外国勢力の影響排除と情報公開の強化 情報戦が高度化する現代において、外国勢力がメディアに影響を及ぼすリスクは現実的な脅威です。 欧州連合では「メディア自由法」により、所有構造・資金流入・外国関係者の影響を厳しくチェックしています。		
--	---	--	--

	日本でも、 ・ 外国資本や外国政府の影響の透明化 ・ 編集権に対する外部圧力の記録義務 ・ 政治的圧力・外国勢力圧力の公開制度 を導入すべきです。 放送は国の情報安全保障の基盤であり、対外リスクの管理は不可欠です。 ---- 6. 日本の報道機関の構造的課題（分析・私見） 日本の放送業界には以下の構造的問題が存在すると考えています。 誤報・偏向が起きても経営責任が曖昧 内部統制が弱く、検証が内部で閉じてしまう 編集部や制作会社が政治的バイアスを持ちやすい構造 取材源・裏付けプロセスが不透明 政治・行政・スポンサー・外国勢力いずれにも忖度する脆弱性 自主規制への依存が強く、制度的歯止めが機能しづらい これらの現状を放置すれば、日本の民主主義の土台である「事実に基づく議論」が崩壊しかねません。 改善の鍵は、 ガバナンスの制度化・外部監査・免許制度の本来の機能を取り戻すことです。 ---- 7. 結び（一市民としての要望） 私は一市民として、日本の放送が再び国民から信頼される公共的基盤となるよう、以下を強く求めます。 偏向報道・虚偽報道への厳罰化 免許更新基準の厳格化・免許剥奪の活用 経営責任の明確化 外部監査と透明性の強化 外国勢力の影響排除 BP0の権限強化 欧州並みのガバナンス基準の導入 民主主義を守るため、放送ガバナンスの抜本的改善を強く要望いたします。	
--	---	--

	以上です。 【個人13】		
18	○ 本取りまとめ案が掲げる目的および基本的な考え方については、方向性として正しいものと評価します。 しかし、本取りまとめ案は表面的なガバナンス体制の整備に終始しており、なぜこのような事態が生じているのか、なぜ国民の意識と乖離した内容が放送されるのかという本質的な問題に踏み込んでいません。 現状の取組が正常に機能しているとは到底思えない根拠として、以下の点を指摘します。 1 透明性の不足 ・ 検討過程や取組状況に関する情報開示が不十分である ・ 国民・視聴者が議論の内容や進捗を把握できる状態になっていない 2 関係者の抵抗 ・ 各放送事業者、関連組織、業界団体が改革に対して抵抗していると考えられる ・ 実効性のある取組の実施が阻まれている可能性がある さらに本取りまとめ案では、放送事業の根幹に関わる構造的問題について十分な検討がなされていません。特に以下の点について、踏み込んだ議論が必要だと考えます。 A スポンサー制度の問題 ・ 現行のスポンサー制度そのものに構造的な問題がないか ・ スポンサーの意向が番組内容に過度に反映され、報道や表現の自由が損なわれていないか ・ スポンサー企業は誰の（どのような勢力の）影響を最も受けるのか B 権力構造の歪み ・ スポンサー、広告代理店、放送事業者の関係性における力関係の不均衡 ・ 政治的・経済的圧力が番組編成に与える影響 ・ 視聴者・国民の利益よりもスポンサーの利益が優先される構造的メカニズム C 国民との乖離の原因 ・ なぜ放送内容が国民の意識や関心と乖離するのか ・ 誰のための、何のための放送なのかという根本的な問いへの答え 放送の自主自律は尊重されるべきであり、政府による情報統制はあってはなりません。しかし、放送の公共性に鑑み、以下の対応を求めます。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案及び放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	・ スポンサー企業を含む一般国民が、ガバナンスに関する議論をより明確に把握できる仕組みの構築 ・ 検討会の議論内容、業界団体の取組状況、各放送事業者の自己評価結果などの積極的な情報開示 ・ スポンサー制度を含む放送事業の構造的問題についての徹底的な検証 ・ 透明性を確保することによる、国民・視聴者からの監視機能の強化 現在の状況は、放送に対する国民の信頼が大きく損なわれ、民主主義社会における健全な情報空間が脅かされるという、極めて危険な状況にあると感じています。 表面的なガバナンス体制の整備だけでは、この危機的状況を打開することはできません。スポンサー制度をはじめとする放送事業の構造的問題にメスを入れ、「誰のための放送か」という原点に立ち返った抜本的な改革が必要です。 上辺だけの議論で終わらず、真に国民の知る権利に奉仕する放送を実現するための構造的改革を強く求めます。 【個人28】		
19	○ 早急に対処して下さい。 【個人31】	関係者がガバナンス確保の取組を可能な限り速やかに実施することが望ましいと考えています。	無
20	○ 近年の放送をめぐる事案を見ると、放送事業者の判断が、個人の尊厳や権利に深刻な影響を及ぼしたにもかかわらず、その判断過程や責任の所在が十分に検証されていない例が繰り返し生じているように感じられます。例えば、コンテンツ制作や編集の過程において、関係者の意向や権利への配慮が十分に行われなかったとして社会的な議論を呼んだ事例や、出演者に対する過度な注目や批判が結果的に深刻な精神的負担を与えた事例などは、放送の自由そのものではなく、意思決定のガバナンスの在り方が問われる問題であったと考えます。 また、犯罪報道において、被害者の顔や私生活が強調される一方で、加害者に関する情報は限定的に扱われるなど、報道の在り方が被害者にさらなる負担を与えているのではないかと受け取られるケースも見られます。被害者の尊厳や回復の権利をどのように守るのか、また報道による二次被害をどの段階で、どのように防ぐのかといった点について、放送事業者としての共通の判断基準や内部統制が十分に示されているとは言い難い状況です。 さらに、「公共性」や「社会的関心」を理由として、個人の私的な問題や特定の事象が長期間にわたり集中的に報じられることや、国際情勢や政治的事案につい	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案に対する一つの見解として承ります。 放送事業者の現場における判断に関しての御指摘については、ガバナンス確保に関する取組は、それぞれの放送事業者の状況に応じて、まずは放送事業者自らの判断において行うべきであると考えています。	無

	て、どの視点を強調し、どの情報をどの程度扱うのかという判断が、結果として視聴者に特定の受け止め方を強く誘導してしまうおそれも否定できません。これらはいずれも表現の自由の問題ではなく、放送事業者が有する社会的影響力を前提とした判断が、どのようなガバナンスの下で行われているのか、またその正当性をどのように検証可能にしているのかという点に関わる問題であると考えます。 そもそも「放送の自由」とは何を守るための自由なのか、という点についても、本取りまとめ案を通じて改めて問い直す必要があるのではないかと感じます。それは、放送事業者が外部からの介入を受けずに表現を行うための自由であると同時に、社会に対して大きな影響力を持つ主体として、どのような責任と自制の下で行使されるべき自由なのかという点と切り離して考えることはできません。放送の自由を形式的に最大限尊重することが、結果として誰の自由や尊厳を守り、誰にどのような影響を及ぼしているのかを問い続ける姿勢こそが、ガバナンスの根幹であると考えます。 本取りまとめ案は非常に多岐にわたる論点を網羅的に整理している一方で、その分、各項目における具体的な判断基準や実務への落とし込みが見えにくくなっている印象も受けます。分量の多さ自体が問題であるとは考えませんが、現場の判断や行動を実際に変えることを目的とするのであれば、どの点が最も重要な論点であり、何が放送事業者に対して明確に求められているのかが、より簡潔かつ具体的に伝わる構成であることが望ましいのではないのでしょうか。ガバナンスの強化が理念として示されるだけでなく、現場の制作や編集の判断において「どこで立ち止まり、何を確認すべきか」が具体的に共有されなければ、取りまとめの趣旨が十分に実効性を持つとは言い難いと感じます。 【個人79】		
21	○ 放送事業者のガバナンス確保は、国民の知る権利と民主主義の基盤を支える重要な課題である。一方で、行政が報道内容そのものに介入することは、表現の自由を損なうおそれがあるため、極めて慎重であるべきである。 そのため、行政が関与できる範囲については事前に明確化される必要があり、どのような場合にのみ行政対応が許されるのかを、限定的に整理すべきである。 行政が放送事業者に対して指導又は是正を行うことが許されるのは、報道内容の思想的又は政治的評価ではなく、放送法遵守体制やガバナンスが機能していないことが客観的に確認される場合に限るべきである。	放送事業者のガバナンス確保に係る行政の関与に関する御意見については、本案において、「行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制について介入することとならないよう慎重に検討する」としているとおりで 本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、放送番組に関する御意見につい	無

	例えば、重大な事実誤認が訂正されない場合、異なる立場の意見が継続的に排除されている場合、社内の放送倫理やコンプライアンス体制が機能していない場合などが該当する。 現在、行政が関与を控える理由として、自主規制機関である放送倫理番組向上機構の存在が挙げられているが、その機能については国民の間で疑問が生じている。判断基準や理由が分かりにくく、改善につながっていないとの指摘もある。 放送は公共性の高い事業であり、最終的な主権者は国民である。視聴者の意見や疑問が、どのように検証され、どのように改善に反映されているのかについて、より分かりやすい説明が必要である。 また、近年、TBSを含む一部の放送事業者の報道姿勢について、偏りがあるのではないかとの疑問が繰り返し示されている。特定の思想や報道内容を行政が評価すべきではないが、説明や是正が十分でないと受け止められている状況は、制度上の課題として検証されるべきである。 本取りまとめ案においては、行政関与が許される場合の範囲の明確化、自主規制の機能検証、国民への説明責任の強化を明確に位置付けることを求める。 【個人87】	ては、放送事業者に対する御意見として承ります。	
22	○ 日本語で表現できることは日本語にするべき。 ガバナンスやステークホルダーなどいちいち外国語で言わないと話ができないのだろうか。 だとしたらこの委員会組織自体が「国民の知る権利」をないがしろにしている。 あなた達は本当に日本語教育を受けた日本人なのかと問いたい。 もっと議論が一般国民、特に義務教育修了程度の国民にわかるようにしてください。 【個人90】	本案に対する一つの見解として承ります。	無
23	○ ・ガバナンスの定義が不明確（範囲がはっきりしない） 何に対するガバナンスなのか、具体的事例を示していない。時期的にはフジテレビ社内が発生した、社命での？性接待等性暴力事案を意識したものと考えられる。一般論としては、国民の知る権利を充足し民主主義の発達に寄与すること、放送法等総務省所管法令遵守、会社法等一般的な法令遵守は当然として、（NHK外国籍スタッフが尖閣領土に関して問題発言した事実ことを踏まえ）、報道内容が外国の利益とならない（視聴者に外国を利する報道であると受け止められない、	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。 その他の御意見については、本案に対する一つの見解として承ります。	無

	外国政府に間違っても報道内容が政治利用されない）ことがガバナンスの範囲に含まれることを明示していない点で不十分。 ・ 検討会の参加者選定が偏っている（中立的とは言えない） 消費者、視聴者、スポンサー代表がおらず、学者と業界意見のみで結論を出そうとしている点で、意味のない会議。 ・ 「取組み目的」が現状肯定的過ぎる ガバナンス上の問題、取組み改善について言及すること無し、実質無条件で、放送事業者の信頼性・放送事業の継続性が確保されなければならないとしていることが問題。 ガバナンス上。問題有る放送会社について、免許はく奪等の処分を想定していない点で、設定方針に瑕疵があると言わざるを得ない。 ・ 「取組みの対象」が現状肯定的過ぎる 「放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組の対象としては、一般に会社法で株式会社に求められるようなガバナンスの確保は前提として、まずは人権尊重・コンプライアンス確保を中心とし、内部統制、財務、取引適正化等のガバナンスに含まれる幅広い事項については、他の検討の場での議論を踏まえて必要な措置を講ずるほか、業界団体において自主的な取組を推進するべきである」としているが、視聴者から放送法違反事案等偏向報道続出を指摘され、NHK外国籍スタッフが尖閣領土に関して問題発言があった事実などから、もはや放送会社の自主的な取組みに期待できない状況にあり、総務省として行政指導だけでなく放送法規制強化する気がないことを示したことを意味する。 ・ 「取組の方針」が現状肯定的過ぎる 「ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持するものとした上で、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべきである」とあるが、視聴者、消費者意見が反映されているとは思えず、総務省が放送事業が抱える問題を正しく認識していない。 ・ 取組を進める際の留意事項 検討方針に係わる前述の方針設定がいい加減なため、論評する気にならない。 ・ 終わりに 「「 1 はじめに」でも述べたように、近年、インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、取材に裏打ちされた信頼性の高い情報発信や国		
--	---	--	--

	民・視聴者の相互理解の促進といった、社会的役割が増している放送は、国民・視聴者の知る権利を担う存在である。」とあるが、近年、放送会社が配信する誤情報、誤報が日常的かつ多数確認されている。対策として、高市政権発足後の自民党広報が、記者会見内容を質疑すべて文書公開している事実がある。さらに、立憲岡田議員からの国会質問に対する高市答弁に関する朝日の見出しが、中国からみて刺激的な内容となっており（直後に朝日は見出しを差し替えたことが確認されている）、直近の日中間の緊張関係は朝日の「誇張した見出し」にあるとの見解を示す意見もある。よって、「近年、インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している」とする総務省の現状認識は、修正されるべきである。 ・ 前述の各事項を踏まえた総括意見 何事においても、改善意欲が無く、国民各層の意見を聞く気が無い前政権時代に開始された検討会なので、政権が変わったこと、与野党ともに、スパイ防止法、（外国のために活動する）外国人登録法等の法制化、帰化取消し意欲を見せている以上、放送業界における、偏向報道、外国を利する取材・報道活動が疑われる、外国籍職員、帰化職員について、ガバナンス上の対応無しで済まされるはずがない。 NHK外国籍スタッフの尖閣領土発言（放送事故）に係わるガバナンス上のあるべき対応に関して、総務省側の問題認識、方針設定ともに不十分である。 同様に、視聴者、消費者から指摘され、堪えがたい苦情案件が続出していると思われる放送番組に関する、総務省の問題認識、方針設定ともに不十分と言わざるを得ない。 【個人172】		
1 はじめに			
24	○ 昨今の政治的な偏向報道は目に余る物がある。今後の放送局の存続のためには、より放送法第4条に則した公平な報道をする他にないと思う。ステークホルダーや報道関係者、リベラルやグローバリズムなど関係なく、まずは日本国民に有益で公平な報道をしなければ未来は無いと思う。 最初にステークホルダーとあるが、その中に日本の一般国民は入っているのか不審に思う。不審に思われ続けるガバナンスである限り、不祥事関係なく放送局は少しずつ衰退していく。 また、「インターネットの偽情報や誤情報が問題であり、放送局の公平な報道が必要とされている」と何度も検討案の中に出てきたが、放送局のコンプライア	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案に対する一つの見解として承ります。	無

	ンスやガバナンスについて、インターネットの偽情報や誤情報は触れる必要があったのかと疑問に思う。インターネット関係なく、放送法第4条で示されている様に、放送局は元々公平な報道をしなければいけないはず。この検討案ではインターネットでの国民の自由な情報収集や意見の交換や表現の自由を悪と決定付けしたい意図を感じてしまう。インターネットの情報は偽情報や誤情報もあるため注意が必要というのを今まで通りに喚起すれば良いだけであり、ここで引き合いに出すものではないと思う。 【個人178】		
2 放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方			
(1) 取組の目的			
25	○ 1. P3 9行目 2(1) 「放送に対する期待は増している」について、「放送に対する期待は増すと同時に厳しい目も向けられている」としてはいかがでしょうか？「インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化」とありますが、一方で放送事業者による誤報・誤解に基づいた情報の流布による問題はかねてより顕在であり、近年ではHPVワクチンに関する一連の報道によって有益なワクチンの普及が海外に比べて大幅に遅れてしまうなど現に大きな国民損失が生まれており、国民もそれを理解しています。 【個人25】	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。	無
26	○ 件名：「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ（案）」に対する意見 該当箇所：3ページ「2（1）取組の目的」、4ページ「2（2）取組の対象」、および21ページ「4 終わりに」 御意見： 1. 「放送に対する期待は増している」という現状認識への異議 本取りまとめ案では、「インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信（中略）といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している」と記述されています。また、「終わりに」においても同様に、「社会的役割が増している放送は、国民・視聴者の知る権利を担う存在である」とされています。 しかし、この現状認識は、多くの国民が抱いている放送業界への不信感と乖離	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。 本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、その他の御意見については、本案に対する一つの見解として承ります。	無

	しています。インターネット上の情報に問題があることは事実ですが、それとの対比のみをもって「放送は信頼性が高い」「期待が増している」と断定することはできません。むしろ、一部の放送事業者による偏向報道や、事実に基づかない切り取り報道等が問題視され、放送に対する信頼は著しく低下しているのが現状ではないでしょうか。 本案が前提としている「放送への期待」が、単なる業界側の希望的観測になっていないか再考を求めます。ガバナンスの確保を論じるのであれば、放送事業者が「信頼性の高い情報発信」という役割を十全に果たしているのか、偏向報道によって国民の「知る権利」や「多角的な論点を知る権利」を侵害していないかという点について、より批判的かつ客観的な現状分析を行うべきです。 2. 「コンプライアンス確保」における放送法第4条遵守の明記 本案では、ガバナンス確保の取組対象を「人権尊重・コンプライアンス確保」とし、特に今回の検討会の発端となった芸能事務所・出演者との関係等に重点を置いています。人権尊重が極めて重要であることは論をまちませんが、放送事業者にとっての「コンプライアンス（法令遵守）」の核心は、放送事業の根幹をなす「放送法」の遵守にあるはずです。 しかし、本案では番組内容に係る問題についてはBP0等の自主的な取組に委ねるとして、今回のガバナンス議論の主要対象から事実上除外しています。特定の政治的意図に基づいた偏向報道や、事実を歪めた報道が仮に常態化しているとすれば、それは放送法第4条（政治的公平、事実の報道、多角的な論点）への違反疑義であり、重大な「コンプライアンス違反」です。また、そのような報道姿勢が是正されない組織風土こそが、「ガバナンスの不全」そのものです。 したがって、13ページ等の「(i) 人権尊重・コンプライアンス確保の徹底」の指針において、労働法規や下請法だけでなく、「放送法第4条の遵守」をコンプライアンスの最優先事項の一つとして明記し、社内のチェック体制が機能しているかを評価対象に含めるべきです。これは番組内容への介入ではなく、法令遵守体制（ガバナンス）の確認です。 3. 経営基盤の確保と放送法の遵守の関連性について 本案では、行政の役割について、「広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねない」（1ページ）ような経理的基礎が脅かされる場合に限定して関与を検討するとしています。 しかし、放送事業者の存立基盤を脅かすリスクは、人権問題や不祥事に限りま		
--	--	--	--

	せん。偏向報道やフェイクニュースによる「視聴者からの信頼喪失」こそが、スポンサー離れを招き、結果として経営基盤（経理的基礎）を破綻させる最大のリスク要因です。したがって、「健全な事業の継続性を確保する」という観点からも、放送法遵守のためのガバナンス体制が機能しているかは重要な審査事項であるべきです。番組の個別内容に介入することは避けるべきですが、免許更新時等において、財務状況だけでなく、「放送法を遵守するための社内統治体制」が構築されているかを厳格に確認する仕組みを導入すべきです。 4. フォローアップにおける検証項目の追加 19ページの「(4) フォローアップ」において設置が提案されている「円卓会議」について、その議論の対象を人権やハラスメント対策のみに矮小化せず、「放送法遵守（特に公平性・事実報道）のためのガバナンス体制」が機能しているかどうかにも主要な議題とするべきです。放送事業者が真に「信頼性の高い情報発信」という社会的役割を果たしているか、偏向報道が放置されていないかについて、外部の厳しい目で検証する仕組みを、このフォローアップ体制に組み込むことを強く要望します。 以上 【個人100】		
27	○ 【御意見】 本取りまとめ案は、フジテレビのアナウンサーに関する事案等を発端とした「人権尊重」や「コンプライアンス」に主眼が置かれています。もちろんそれらは重要ですが、あくまで業界内部の労働環境や企業統治の問題です。国民・視聴者にとって最も重要な「放送事業者のガバナンス」とは、公共の電波を預かる者として放送法、特に第4条（政治的公平性、報道は事実をまげないこと等）がいかに遵守されているかという点にあると考えます。 しかし、本案の「2(1) 取組の目的」において、『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信（中略）といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と断定的に記述されています。 この現状認識には強い違和感を覚えます。インターネット上の偽情報に対比して放送を「信頼性の高い情報発信」と位置づけていますが、現状では放送事業者による偏向報道や切り取り報道が度々問題視されており、多くの国民が放送法第4条が守られていないと感じています。その結果、「放送に対する期待」が増しているどころか、信頼は著しく低下しているのが実情ではないでしょうか。 本検討会において、こうした「放送内容の公平性・事実性」に関わるガバナン	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。 本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、その他の御意見については、本案及び放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	スの欠如が、放送事業者の存立基盤を脅かしているという議論や指摘はなされなかったのでしょうか。 単に社内の人権意識や不祥事対応の仕組みを整えるだけでは不十分です。放送法第4条の遵守状況を厳しく点検し、偏向報道を是正する仕組みを構築することこそが、失墜した信頼を回復し、放送事業を存続させるための「第一優先のガバナンス」であるべきです。取りまとめ案においては、現状の放送内容に対する厳しい国民の視線を直視し、放送法の遵守をガバナンスの中核に据えるよう修正を求めます。 【個人103】		
28	○ 企業におけるコンプライアンスやガバナンスは、株主の価値を最大化するための取り組みとして、大変重量な内容である。そのために、放送事業者は株主や顧客であるスポンサーにとって利益を最大化できる内容を、地上波をはじめとするメディアによって放映するために、必要な存在であると考ええる。一方、昨今のインターネットの環境発達により、SNSをはじめとした新しいメディアが台頭してきている。これらは、これまでのメディアとスポンサーの関係とは全く異なる力学にて機能しているため、同じメディアでもその本質が大きく異なる。そういった点を踏まえ、放送法で規定されているメディアに対して、「株主やスポンサーの利益の最大化する情報と異なる」内容に対して、検討会の取りまとめの内容には、『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と、記載がありました。既存のメディアが、株主やスポンサーの利益の最大化のための情報提供に努めている一方で、他方のインターネットメディアは偽情報とくくるのは、いささか乱暴であると言わざるを得ません。何が真実の情報なのかは、既存メディアもインターネットメディアも、「わからない」というのが正しい認識かと思います。そういった意味で、放送法の第4条に掲げる2号の「政治的に公平であること」と3号の「報道は事実をまげないですること」を大きく逸脱する、大衆操作の側面があると考えます。既存のメディアもインターネットメディアも、どちらも大枠で「メディア」とするならば、放送法第四条の4号に記載されている、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」という趣旨に対し、すべてのメディアの論調をテーブル	インターネット上での偽・誤情報の問題については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。	無

	に挙げて、視聴者が判断できるようにすることが、真の意味で公平で公正な報道につながると考えます。ですので、「インターネットメディア」を一方的に「偽情報」とする考え方は賛同できません。取りまとめ内容から、P3、P21、参考-220の該当部分の記述の削除を要望します。 【個人194】		
(2) 取組の対象			
29	○ 昨今、社会から放送局に向けられる厳しい批判の視線や問題の発端となったフジテレビの事象を踏まえ、一義的には放送事業者が主体的にコンプライアンスや内部統制の強化に向けて、様々な施策を講じて不断的努力を続けていく必要がある。その上で、民放連とも連携して各事業者による取り組みを業界全体のムーブメントとして位置付け、制度設計や対応策等放送業界全体のルールや指針を定めるような会議体の設立等を通して国民に分かりやすく丁寧な説明を通して信頼回復に立ち向かっていかねばならない。 【南海放送株式会社】	本案に対する一つの見解として承ります。	無
30	○ 「ガバナンス」という単語は広範な意味を含みますが、本検討会が開催される端緒となった事象からその対象を「人権尊重・コンプライアンス確保」を中心とした点は適切と考えます。 【株式会社毎日放送】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
(3) 取組の方針			
31	○ 「一義的には自主自律のもとで推進すべき」という本検討会の指摘は適切と考えます。本取りまとめ案を真摯に受け止め、今後も時代に応じた適時適切なガバナンス体制の構築と運用に努めて参ります。 【株式会社毎日放送】 ○ 検討会では取組の方針として「当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべき」と整理しています。また、放送事業者の規模等が多様であり小規模事業者も多い点等も鑑み「業界団体が積極的に役割を果たすべき」とした上で、「行政としても、自主自立との適切なバランスの中で番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当である」と纏められています。弊社としても放送事業者、放送業界による自主自律的な取組こそが重要であると考えております。。	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	業界団体（民放連）は定款を変更し、民間放送ガバナンス指針の制定やガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、年度内には加盟社向けにガイドラインを策定する方針で、出来ることから早期に取り組む姿勢を会員社にも示しています。検討会では、民放連等のガバナンス確保対応について一定の評価を行い、自主自律の下で放送事業者・民放連が取り組むことの重要性をしめしていると考えます。 【株式会社BS日本】 ○ 取りまとめ（案）では、目的について、放送事業者の信頼性・放送事業の継続性を確保する旨が記されており、弊社といたしましても、もとよりガバナンス確保を継続的に図っていく必要があると認識しており、社内外への通報窓口の設置や定期的な役職員研修の実施などを通じて、ガバナンス確保の取組を継続的に実施しております。今後も民放連の「民間放送ガバナンス指針」を踏まえ、また、12月1日に立ち上げられたNNSガバナンス対応事務局とも連携しながら取組を進める方針です。取りまとめ（案）の取組の方針では、「一義的には自主自律の下で」「各放送事業者の多様な状況に応じて」とされており、ローカル局においても、あくまで自主的な取組がまずは求められると理解しております。健全な民主主義の発展に寄与できるよう具体的な取組を進めてまいります。 【日本海テレビジョン放送株式会社】 ○ 検討会による、私たち放送事業者、放送業界による自主自律の下、自主的な取組が先ずは大切であるという点は、弊社も同じ考えです。 【株式会社福島中央テレビ】 ○ 取りまとめ案ではガバナンス確保に関する取組の実施について、放送事業者が自主自律の下で実効性のある取組を推進するべきであるとしています。また放送業界全体の信頼性を確保するため、業界団体が積極的に役割を果たすべきであること。さらに「行政として放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当である」と述べています。弊社においても、まずは放送事業者、放送業界が自主自律の下で自主的な取組を行うことが重要であ	
--	--	--

	ると考えます。 民放連による「ガバナンス指針」の制定や日本テレビ系列においては各社の取組をサポートするNNSガバナンス対応事務局も発足しており、これらも踏まえながら各社が自律的に実効性ある取組を推進していくべきであると考えます。 【株式会社テレビ信州】 ○ 検討会は、ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、「当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持すること、そして「まずは事業主体である各放送事業者が取組を推進すべき」と整理しています。さらに、放送事業者の規模等が多様であり小規模事業者も多い点も踏まえて「業界団体（民放連）が積極的に役割を果たすべき」とした上で、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」と記しています。放送事業者、放送業界による自主自律の下、自主的な取組が重要であるという点は、弊社も同じ認識です。弊社では、ガバナンス確保のため全社員全グループを対象にクールごとに独自のリスク管理を従前から行っており、時代状況や環境変化に応じて適時適切な取組を続けています。 【広島テレビ放送株式会社】 ○ ガバナンス確保の取組に関する方針として記されている「当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」、「まず事業主体である各放送事業者が推進すべき」、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して、番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」など、放送事業者が自主自律の下で自らガバナンス確保の取組を行うべきとの指摘について、弊社も同意いたします。ガバナンスの確保は放送事業者が自らの責任において取り組むべきものと認識しております。 「会社の規模などに応じて最適化し、状況変化を踏まえて適時適切に更新すべき」、「リソースの限られた小規模事業者も多いこと等に鑑み、業界団体が積極的に役割を果たすべき」との方針に関しては、業界団体である民放連が積極的に役割を果たすべく、会員社のガバナンス確保を後押しするために、民間放送ガバ	
--	--	--

	ナンス指針の制定やガバナンス検証審議会設置等、新たな強化策を打ち出しており、本検討会においても一定の評価を得ていると認識しております。さらに、弊社の属する日本テレビ系列においては、NNSガバナンス対応事務局を設置し、その支援の下、各放送事業者が自律的なガバナンス確保に向けた取組を進めていくところです。 弊社としても放送事業者に適切なガバナンスの確保が求められていることを受け止め、自主自律の枠組みの下で透明性のあるガバナンス確保に継続的に取り組んでまいります。 【株式会社高知放送】 ○ 放送法の基本原則である「自主自律」は表現の自由の根幹であり、検討会が「表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持し、まずは各事業者が推進すべき」と定めた議論の出発点には、弊社も全面的に同意いたします。 弊社においてもコンプライアンス行動指針、コンプライアンス規定、内部通報規定を作成し、今後はガバナンス体制の構築に向けた検討をしております。 【株式会社テレビ宮崎】		
32	○ 取りまとめ案において、「ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持するものとした上で、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」としている点、また、「放送業界全体としての信頼性を確保するため、業界団体が積極的に役割を果たすべき」としている点は妥当だと考える。 衛星放送協会としても、ガバナンスへの取組に関しては、必要な事項のアップデートに努めており、本年4月には、衛星放送業界のステークホルダーとの良好な関係を構築していくため、「人権宣言」を制定し公表した。また、これまでは、放送倫理やCM基準など放送内容に関する議論を中心に行っていた「倫理委員会」の検討課題の範囲を、関係事業者との取引の適正化の在り方や会員社のガバナンスの在り方などにまで広げ、「コンプライアンス委員会」として改組し、議論を深めている。 とりまとめ案では、「これらの放送事業者・業界団体の取組を基本としつつ、行政としても、自主自律との適切なバランスの中で、経理的基礎に基づく経営基盤	ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。	無

の確保や、基幹放送普及計画に基づく放送の普及・健全な発達等の観点から、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当である。」としているが、放送事業者と業界団体は、視聴者・国民の放送に対する見方をふまえ、自主的な取り組みを進めているところであり、行政は事業者の取り組みを見守ることに徹するべきである。

【一般社団法人衛星放送協会】

- 検討会は、ガバナンス確保に関する取組の実施について、その議論の出発点を、「当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」こと、そして「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべき」と定めています。さらに、放送事業者の規模は多様であり小規模事業者も多い点等から、「業界団体（民放連）が積極的に役割を果たすべき」とし、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」と記しています。放送事業者、放送業界による自主自律的な取組が先ず重要であるという点は、弊社も同じ認識です。

民放連は、定款の変更、民間放送ガバナンス指針の制定、ガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、25年度内に加盟社向けのガイドラインを策定する方針で、出来ることから早期に取り組む姿勢を示しています。弊社も民放連の方針と歩調を合わせ、日本テレビ系列各社の自律的な取組をサポートする目的で、NNSガバナンス対応事務局を12月1日に立ち上げました。

検討会では、こうした民放連等の対応について、一定の評価とともに今後の推移を見守る考えが示されたものと受け止めています。

【日本テレビ放送網株式会社】

- 取りまとめ案では、ガバナンス確保に関する取組の実施について、「表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」ことを当然の前提として、「各放送事業者が推進すべきである」こと、「放送事業者の規模等が多様であり小規模事業者も多い点等も鑑みると、業界団体が積極的に役割を果たすべき」こと、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保する

	ために必要な役割を果たすことが適当」と記していることに対しては賛同します。 民放連は定款を変更し、ガバナンス指針の制定やガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、年度内には加盟社向けにガイドラインを策定する方針で、出来ることから早期に取り組む姿勢を会員社にも示しています。また、日本テレビ系列では各社の自律的取組をサポートする目的でNNSガバナンス対応事務局を12月1日に立ち上げました。 取りまとめ案では、こうした対応に対して一定の評価と実効性などの推移を見守る考えが示されたものと考えています。 【株式会社宮城テレビ放送】 ○ 弊社では放送事業者、放送業界による自主自律のもとで放送事業を行うことが重要であり、ガバナンス確保についても同様と考えております。 検討会では、ガバナンス確保に関する取り組み実施について、「前提として表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」こと、また「事業主体である各放送事業者が推進すべき」を議論の出発点としています。さらに民放連等業界団体が積極的に役割を果たした上で、行政が放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲で放送事業者の健全な事業継続性を確保するために必要な役割を果たすことが重要としており、弊社もこの認識に同意いたします。 民放連でもガバナンス確保について指針の制定など強化を図っているところであり、会員社として弊社も一緒になって取り組んでおります。 また日本テレビ系列ではNNSガバナンス対応事務局が12月1日に設置され、系列各局で自主自律による対応をとりながら、連携した取り組みを進めているところです。 上記の点からも検討会で今後の推移を見守る考えが示されたと考えております。 【株式会社テレビ岩手】 ○ 検討会は、ガバナンス確保に関する取組の実施について、議論の出発点を「表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」こと、そして「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべき」と定めています。	
--	--	--

	さらに、放送事業者の規模が多様であり小規模事業者も多い点等から「業界団体（民放連）が積極的に役割を果たすべき」とした上で、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」と記しています。放送事業者、放送業界による自主自律的な取組がまずは重要であるという点は、弊社も同じ認識です。 民放連は、定款の変更、民間放送ガバナンス指針の制定、ガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、25年度内に加盟社向けにガイドラインを策定する方針で、出来ることから早期に取り組む姿勢を示しています。弊社など日本テレビ系列も民放連の方針と歩調を合わせ、系列各社の自律的な取組をサポートする目的で12月1日にNNSガバナンス対応事務局を新設しました。検討会では、こうした民放連等の対応について、一定の評価とともに、今後の推移を見守る考えが示されたものと受け止めています。 【青森放送株式会社】 ○ 検討会は、ガバナンス確保に関する取組の実施について、「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべき」と方針を定めています。更に、放送事業者の規模等が多様であり小規模事業者が多い点を鑑みて「業界団体（民放連）が積極的に役割を果たすべき」とした上で、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」と述べています。業界団体・各放送事業者による自主的な取組が重要であるという点は、当社も同じ認識です。 民放連は定款の変更をはじめ、民間放送ガバナンス指針の制定や検証審議会の新設等の強化策を検討し、加盟社向けのガイドライン策定に向けて、出来ることから早期に取り組んでいます。検討会では、業界のこうした対応について一定の評価と、今後の推移を見守る方針が示されたものと受け止めています。 【福井放送株式会社】 ○ ガバナンス確保に関する取組の実施について、弊社は、放送事業者や業界による自主自律のもと、まずは自主的な取組が重要だと考えています。検討会は、取組の方針について、「当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏		
--	---	--	--

	まえて番組編集の自由を維持する」、そして「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべき」としています。さらに、放送事業者には小規模事業者も多い点などを踏まえ、「業界団体（民放連）が積極的に役割を果たすべき」とし、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」と記しています。事業者や業界の自主自律的な取組がまずは重要であるという点は、弊社は同様の認識であります。 民放連は定款を変更し、「民間放送ガバナンス指針」の制定や「ガバナンス検証審議会」の新設など、強化策を打ち出しました。加盟社向けガイドラインの策定をはじめ、できることから早期に取り組む姿勢を示しています。系列においても、キー局・日本テレビが12月1日に「NNSガバナンス対応事務局」を立ち上げ、各社の自律的取組をサポートする体制を整えています。 検討会では、こうした民放連などの対応に関して、一定の評価とともに、今後の推移を見守る考えが示されたものと受け止めています。 【株式会社テレビ新潟放送網】 ○ 検討会が記している通り、ガバナンス確保に当たっては、放送事業者、放送業界による自主自律的な取組が先ず重要という点は、弊社も同じ認識です。民放連は定款変更や民間放送ガバナンス指針制定、ガバナンス検証審議会新設等の強化策を打ち出し、25年度内に加盟社向けガイドライン策定の方針です。弊社加盟の日本テレビ系列では系列各社の自律的取組をサポートするNNSガバナンス対応事務局を12月1日に立ち上げました。検討会では、こうした対応に、一定の評価と共に今後の推移を見守る考えが示されたと受け止めています。 【西日本放送株式会社】 ○ 本検討会が起ち上げられた経緯は、「民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたこと」が起因となっていますが、業界全体として信頼性を維持し続けるため、従来よりも進んだ対応が求められていると充分認識をしています。 検討会は、ガバナンス確保に関する取組の実施について、「当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」と、そして「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべき」と議論の出発	
--	---	--

	点を定めています。さらには、放送事業者の規模等が多様であり小規模事業者も多い点等も鑑み「業界団体（民放連）が積極的に役割を果たすべき」とした上で、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」と記しています。放送事業者、放送業界による自主自律の下、自主的な取組が先ずは重要であるという点は、弊社も同じ認識です。 民放連は定款を変更し、民間放送ガバナンス指針の制定やガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、年度内には加盟社向けにガイドラインを策定する方針で、出来ることから早期に取り組む姿勢を会員社にも示しています。弊社も民放連の方針と歩調を合わせるとともに、弊社が加盟する日本テレビネットワークに持ち上げられたNNSガバナンス対応事務局のサポートも受けながら、ガバナンス確保の取り組みを更に進めていきます。検討会では、こうした民放連等の対応につき一定の評価とともに、今後の推移を見守る考えが示されたものと受け止めています。 【札幌テレビ放送株式会社】 ○ 検討会の取りまとめ案では、ガバナンス確保の取り組みについて「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべきである」としています。弊社も加盟する日本民間放送連盟では、定款を変更して「ガバナンス指針」の新たな作成や専門の審議会を設置するなど、ガバナンス確保に向けた体制の強化に動き出しており、業界全体として迅速に取り組んでいくという姿勢を共有しています。 また、日本テレビ系列では各社の自主自律的取組をサポートする目的で「NNSガバナンス対応事務局」が12月1日に立ち上がりました。弊社においても、役員及び部長クラスを委員とした「コンプライアンス委員会」を今年2月に新設し、6月に「コンプライアンス憲章」を改定、11月に「人権方針」を策定し公表したところです。また、ハラスメント等研修に加えて、「ジェンダー」や「マイクロアグレッション」等をテーマとした研修も実施し、人権及びコンプライアンス意識の向上を図っています。 弊社としても、ガバナンス強化のための自主的な取組を引き続き推進していきます。総務省におかれましては、私たち各放送局や民放連が、信頼を取り戻すために一つ一つ積み重ねている状況を、見守っていただければ幸いです。 【山口放送株式会社】	
--	--	--

	○ 検討会は、ガバナンス確保に関する取り組みの実施について、「当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」こと、そして「まずは事業主体である各放送事業者が推進すべき」と議論の出発点を定めています。さらには、放送事業者の規模等が多様であり小規模事業者も多い点等も鑑み「業界団体（民放連）が積極的に役割を果たすべき」とした上で、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」と記しています。放送事業者、放送業界による自主自律の下、自主的な取り組みがまずは重要であるという点は、弊社も同じ認識です。 民放連は定款を変更し、民間放送ガバナンス指針の制定やガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、年度内には加盟社向けにガイドラインを策定する方針です。弊社も民放連の方針を重く受け止め、日本テレビ系列局の自律的な取り組みをサポートする目的で設置されたNNSガバナンス対応事務局とも連携しながら対応を進める方針です。つきましては行政による措置がもたらす経営への影響について深くご高察いただき、自主自律を尊重し、事業継続を支援する観点から提言の運用、制度設計を行っていただくようお願い申し上げます。 【株式会社山梨放送】 ○ ガバナンス確保については放送事業者、放送業界による自主自律的な取組が先ず重要であり、各放送事業者が行う個々の取り組みを尊重した上で、必要に応じて業界団体、行政がそれを後押ししていく趣旨であると受け止めており、賛同いたします。 民放連は、定款の変更、民間放送ガバナンス指針の制定、ガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、早期に取り組みを開始しています。また、各局の自主自律的な取組が原則とした上で、系列でもその取組をサポートする体制がすでに立ち上がっています。これらの対応により、自らの責任において取り組むべきものと考えます。 【株式会社テレビ大分】		
33	○ ガバナンスやコンプライアンスに関する解決策や直面する課題は、各放送事業者によって大きく異なる。そのため、民放連による画一的な方策ではなく、各事	ガバナンス確保に関する取組は、まずは事業主体である各放送事業者が推進すべきであり、その取組の内容	無

	業者が社内での状況や課題を把握した上で、最適解を主体的に編み出すような取り組みを進めていくことが求められる。民放連においても、事業者をリードする形で「民間放送ガバナンス指針」の制定や「ガバナンス検証審議会」の新設など大きな方向性を示す新味の取り組みを進めており、こうした業界全体の大きな流れと個社に合わせた個別の施策を重層的に絡ませながらガバナンス確保に当たるべきと心得る。 【南海放送株式会社】 ○ 取り組みの方針として、「行政としても、放送事業者の自主自立に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」とされ、ガバナンス確保の取り組みについて放送事業者の自主自立の下で取り組みを推進すべきとしている点については同意見です。日本テレビにはその取り組みをサポートするガバナンス対応事務局が設置され、弊社も助言をいただきながら自主的に取り組む認識です。 放送事業者の経営規模や体制など経営の事情は様々で、取り組み内容については過度な一律対応は実効性で問題が生じる可能性があると考えます。 【四国放送株式会社】	については、会社の規模、上場・非上場等の経営体制・経営状況、これらを踏まえたリスク等、各放送事業者の多様な状況に応じて最適化し、状況変化を踏まえて適時適切に更新するべきであると考えています。	
34	○ 本取りまとめ案において「行政としても…放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容などへの介入にならない範囲において…必要な役割を果たすことが適当」とされているが、「役割」の内容次第で、結果的に「行政による番組内容などへの介入」になり、事業者を委縮させ、番組制作への影響も考えられる。 放送事業者に限った行政の関与は原則的に必要ではなく、放送事業者の自主自律のもとで法令を遵守しガバナンス強化が図られるべきだ。 【読売テレビ放送株式会社】	ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。	無
35	○ 株式会社としてガバナンスを確保する取組を行うことは、本案に記載のとおり当然のことです。 会社規模等に応じて、自主自立の下で実効性ある取組を推進すべきとの考え方には賛同します。他方で、行政が果たす役割及びその範囲については、必要最小限にとどめるべきと考えます。 【株式会社文化放送】 ○ 取組の方針として記された以下の内容に賛同します。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 行政の役割については、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。	無

	・ガバナンス確保に向けた取組は、表現の自由および放送事業者の自主自律を前提に、番組編集の自由を維持した上で、自主自律の下で実効性ある形で推進すべきであること。 ・ガバナンス確保に関する取組は、まず事業主体である放送事業者自らが推進すべきものであり、会社規模、上場・非上場の別、経営体制・経営状況、リスク等を踏まえ、各社の多様な状況に応じて最適化し、状況変化に応じて適時適切に更新すべきであること。 ・放送事業者の規模や経営資源には大きな差があることから、業界全体の信頼性確保のため、業界団体が積極的な役割を果たすべきであること。 一方、4項目目の行政の役割については「自主自律に十分配慮し、番組内容等への介入にならない範囲で必要な役割を果たすことが適当」と記されていますが、行政の関与が結果として介入に結びつくことがないよう、慎重かつ丁寧な制度設計が不可欠であると考えます。 放送は視聴者（国民）やスポンサーなどステークホルダーの信頼を基盤として成立しています。このため、当社を含む放送事業者は、リスク管理と危機対応の両面において、民放連や系列局など業界内の連携も活用しつつ、ガバナンス強化と透明性確保に取り組んでいます。 以上を踏まえ、制度設計にあたっては、放送事業者および業界団体（民放連）による自主的取組を基本とし、その過程における透明性と説明責任を確保する枠組みとすることが適切であると考えます。 【北日本放送株式会社】		
36	○ 【原案】 放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当である。 放送事業者の個別具体的なガバナンス体制への介入にならないよう慎重に検討することに留意。 【意見】 「自主自律に十分に配慮し」との記載があるように、行政のかかわりは必要最小限にとどめるべきと考えます。特に行政における免許への条件付与については、「制裁ではなく経営基盤の持続可能性確保のための措置」であり、状況によって恣意的な運用がなされることのないよう、慎重な制度設計を求めます。	免許への条件付与については、現行制度上でも実施可能な対応を示したものでありますが、その条件は、必要最少限度のものに限るものであり、不当な義務を課すこととならないようにしなければならないものです。	無

	【関西テレビ放送株式会社】		
37	○ ガバナンス強化について、民放連は定款変更やガバナンス指針の制定、検証審議会の設置など強化策を打ち出し、加盟社向けのガイドライン策定にも着手しています。弊社も自律的な取組を進めており、日本テレビ系列ではガバナンス対応事務局を新設、系列としてガバナンス強化につとめています。 こうした放送事業者、民放連の取り組みについて、検討会では一定の評価をしていただいたと受け止めています。 取りまとめ案の「終わりに」には「業界全体の底上げを図っていくことが期待される」との記載があり、事業者側の責務の自覚、真剣な取り組み等の必要性を指摘していますが、これらは弊社の認識とも合致するもので、弊社として今後もガバナンス向上につとめる所存です。 一方、これら放送事業者、民放連の取り組みは大きく動き出したところであり、その進捗、効果を待たずに制度改変検討の動きとなっていることには懸念を抱いています。	ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。 行政の役割を含め本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくことが重要であるため、制度改正等の必要な措置は、本取りまとめを踏まえ、速やかに講じることが適当です。	無
	【株式会社長崎国際テレビ】		
38	○ 弊社のようなクロスネット局の立場から強く主張したいのは、事業規模やリソースの格差に加え、各放送局の特殊性への最大限の配慮です。放送事業者は多様であり、各社の経営体制やリスクに応じた「最適化」は不可欠です。特に弊社のような複数系列に属する局においては、系列毎の対応負荷が単一系列の局に比べて相対的に増大する懸念があります。したがって、検討会が総務省に求めている重大事案発生時の報告義務化や基準の検討にあたっては、一律の基準ではなく、各放送事業者のビジネス態様に加え、複数系列に属する特殊な事情にも即した柔軟な対応を強く要望いたします。民放連には、リソースの限られたローカル局に対する情報提供、ガイドライン策定、具体的な助言に加え、複数系列に属する局固有の課題に対する調整支援や、実効的な負担軽減策を強く求めます。	総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。	無
	【株式会社テレビ宮崎】		
39	○ 取りまとめ案において、「放送事業者の規模等は多様であり、リソースの限られた小規模な事業者も多いこと等に鑑みると、放送業界全体としての信頼性を確保するため、業界団体が積極的に役割を果たすべき」とされた点を強く支持します。特にラジオ事業者や地方局においては、経営規模が比較的小さく、ガバナンス体制の構築・維持に割けるリソースが極めて限定的です。そのため、業界団体である民放連が策定する指針は、画一的な遵守を求めるのではなく、各事業者が	本案に対する賛同の御意見として承ります。 各放送事業者は、業界団体が策定した指針に基づいて、具体的な取組を実施し、その取組状況を自ら定期的に評価するとともに、その結果を公表すべき（アプライ・アンド・エクスペイン方式の採用）だと考えています。 行政からの適切な促しに関する御意見は、総務省にお	無

	自らの状況に応じて最適な手法を選択し、その状況を説明する「アプライ・アンド・エクスプレイン方式」が採用されるよう、行政からも適切な促しを要望します。 【株式会社TBSラジオ】	いて今後の検討の参考にされるものと考えます。	
40	○ 放送を通じて国民・視聴者の「知る権利」や「表現の自由」を充足するうえで、放送事業者の健全な経営が大前提であることに異論はありません。多くの視聴者が、行政等による番組内容への介入はないものと自然に受け止め、個々の放送事業者を独立した経営体としてチャンネル番号と共に認識していると思われます。今後のガバナンス確保の対応において、行政による経営への介入が常にあり得るとの印象が国民・視聴者に浸透することになれば、放送の在り方に対する不信感を却って増幅させかねず、偽情報等の発信者の格好の攻撃材料になるなど、健全な情報空間の維持・強化に向けた取り組みが難しくなりかねないと危惧します。 取りまとめ案において、「表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持する」ことが当然の前提とされ、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきである」とされた認識に強く賛同します。 各放送事業者による取り組みについて「会社の規模、上場・非上場等の経営体制・経営状況、これらを踏まえたリスク等、事業者の多様な状況に応じて最適化し、状況変化を踏まえて適示適切に更新するべきである」という点は重要です。 「リソースの限られた小規模な事業者も多い」ことを踏まえ、「放送業界全体としての信頼性を確保するため、業界団体が積極的に役割を果たすべきである」という指摘に賛同します。 一方、行政の役割について、「自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当である」という点は懸念が残ります。行政による「役割」の行使は、放送事業者の経営を萎縮させる可能性があり、番組制作への影響も避けがたくなることが懸念されます。番組内容の介入には至らないとしても、行政による何らかのアクションが、放送事業者の存立基盤である視聴者や広告主の動揺に直結し、それが急速に経営を悪化させかねないことを危惧します。「機械的な基準」に基づく介入・関与は望ましくないと考えます。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。	無
(4) 取組を進める際の留意事項			

41	○ 次に、取りまとめ（案）の中に示されている個別の事項について述べます。 （１）９ページにおいて、不祥事等の情報開示について言及がありますが、事案の内容、公表の方法などは、個社の人権への配慮に基づくべきものであり、行政あるいは有識者・業界団体・NHK・行政機関から構成される円卓会議等に聴取され、または、報告を義務付けられるものではないと思料します。 【中京テレビ放送株式会社】	本案における不祥事等に関する情報開示は、放送事業者自らの判断で行われるものを想定しており、事案の内容や公表の方法についても同様であると考えています。	無
42	○ 2. P9 13行目 2(4) ここで示される「ステークホルダー」は、註13に記載の「従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダー」として示されるステークホルダーと同等のものと推定されるが、その観点から、「ステークホルダー等の外部関係者」に放送事業者の取引先である芸能事務所や番組制作会社など、およびそれらに所属・雇用される芸能人や各種スタッフなども含まれると考えて宜しいでしょうか？ 本案全体を通じて、放送事業者に対して明らかに外部のステークホルダーであるスポンサー、地域社会、視聴者である国民への対応は明瞭に記載されている一方、放送事業者の取引先として共にコンテンツ制作に携わる内部と外部の境界領域にあるステークホルダーである芸能事務所や番組制作会社など、およびそれらに所属・雇用される芸能人や各種スタッフなどへの対応が十分に明瞭に記載されていないように見受けられます。 「ステークホルダー等の外部関係者」にこれらの方々が含まれるのであれば、その旨を明記することでこれらの方々への対応が明瞭になります。一方で、ここで記載される「ステークホルダー等の外部関係者」にこれらの方々、あるいはその一部が含まれない場合には、その旨を明記するとともに、「ステークホルダー等の外部関係者」に含まれない放送事業者の外部の関係者である方々への対応が記載されるべきかと思います。 3. P9 13行目 2(4) ここで示される「ステークホルダー等の外部関係者」について、不祥事を起こしたとされる取引先や出演者等もまた、法的な整理等が為されるまでは、ステークホルダーに含まれると考えて宜しいでしょうか？ 多くの場合において、ある事案が不祥事であるかどうかやその責任の所在は容易には確定せず、仮に放送事業者やスポンサー等が不祥事であることや責任者を認定したとしても、それが必ずしも正しいとは言えないことから、その不祥事を	ステークホルダー等の外部関係者の範囲については、放送事業者や不祥事等の状況に応じて変わり得るものであり、一律に示せるものではないと考えています。	無

	起こしたとされる者・団体等に対しても「不祥事等の内容に応じて適切な範囲で早期に情報開示を行い、透明性を確保すること」や「通報・相談窓口」の活用が担保されるべきかと思います。 【個人25】		
3 ガバナンス確保に関する取組の具体的内容			
43	○ ② 民放事業者・民放連に求められるもの（該当箇所：3「ガバナンス確保に関する取組の具体的内容」全般） 本取りまとめ案では、放送事業者、民放連が取り組むべき具体的事項が提言されています。12ページ以降の「（i）人権尊重・コンプライアンス確保の徹底」「（ii）適切な組織運営の実施」「（iii）透明性・信頼性の確保」「（iv）公共性の発揮」については、それぞれ「（指針の例）」「（取組の具体例）」「（留意事項の例）」とあるようにあくまでも一つの例示であり、本提言を一定の参考に、各民放事業者や民放連が適切なガバナンスの確保に関する取り組みを自主自律の下で進めることが求められていると理解しています。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 ○ 具体的な取り組み内容及び留意事項については、各項目の（例）の記載の通り、あくまでも例示であると認識しています。これらを提言として真摯に受け止めるべきであるものの、自主自律の原則の下、各社の実情に即した実効性の高い取り組みを主体的に推進すべきものと考えます。社会環境の変化に応じたガバナンス確保の取り組みのアップデートに加え、取り組み内容を積極的に情報開示することで説明責任を果たすことが重要であり、これら継続的な努力を通じて、公共的使命の遂行と社会からの信頼維持に努めることが必要であると考えます。 【株式会社CBCラジオ】 ○ ガバナンス確保に向けた具体的な取り組み内容及び留意事項は、各項目に（例）という記載があるとおおり、あくまで例示であると認識しています。したがって、これらの例示は提言として真摯に受け止めるべきであるものの、放送事業者としては、自主自律の原則の下で、各社の実情に応じ、より実効性の高い取り組みを個別に推進していくべきであると捉えています。ただし、前述の通り、公共的使命を十全に果たすためには、社会の要請や環境の変化に応じてガバナンス確保の取り組みも適時適切にアップデートし続けることが重要であり、そのため、放送	本案における御指摘の箇所については、例として示したものであり、これらを参照して業界団体や放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組が進められることを期待しています。	無

	事業者として、その取り組み内容や進捗状況について、情報開示を進めていくことで、社会に対する説明責任を果たし、信頼性の維持に努めることが必要であると考えます。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】 ○ 本案において、放送事業者のガバナンス確保のために「事案の未然防止」と「事案の発生後の対応」の両面から、永続的な取組を実施することが重要と位置付けています。 特に12ページ以降に記載された（i）人権尊重・コンプライアンス確保の徹底、（ii）適切な組織運営の実施、（iii）透明性・信頼性の確保、そして（iv）公共性の発揮として、放送事業者の責務を果たす上で不可欠な具体的な取り組みとして詳細に指針が示されました。この具体的な事項は、あくまで一つの参考例として示したものと理解しています。 テレビ東京ホールディングスは、こうした具体的な事項を参考としつつ、それぞれの組織の特性や環境に適合したガバナンスのあり方を、自主性および自律性の下で追求し、適切な取り組みを進めていくことが重要だと理解しています。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】		
44	○ 素晴らしい法案だと思います。引き続きよろしくお願いします。 【個人160】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
45	○ 放送事業者ガバナンス確保検討会取りまとめ（案）を通じた民間放送への過剰介入反対とNHKガバナンス優先の提案 取りまとめ（案）を一部支持しますが、民間放送事業者へのガバナンス強化は、企業が弱ったタイミングで世論を味方につけるような過剰介入にならないよう慎重にすべきです。 フジテレビの不祥事は個別企業の問題ですが、これを「放送全体のガバナンス不足」に拡大し、業界団体監督強化や総務省報告義務、免許条件付与を提言するのは、自主自律を損ない、表現の自由を脅かすリスクがあります。民間企業が不祥事で弱ったときに世論を煽って規制強化するのは、好きになれません。 ガバナンスはどこであれ大事ですが、まず公共放送（NHK）のガバナンスを徹底すべきです。受信料強制徴収のNHKは不祥事（報道偏向疑惑や内部問題）があっても甘く、民放だけ締め上げるのはダブルスタンダードです。	ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。 本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、NHKに関する御意見については、放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無

	案で民放への介入を強めるなら、NHKのガバナンス強化（受信料制度見直し、第三者監視義務化）を優先し、民放は業界自主規制で十分としてください。 これで、公正で信頼できる放送環境を実現できます。取りまとめ（案）に反映を求めます。 【個人176】		
（２）事案の未然防止（平時の取組）			
46	○ ④ 芸能事務所・番組出演者との関係（該当箇所：３（２）事案の未然防止（平時の取組）） 芸能事務所や番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保などの取り組みについては、各民放事業者が個々の判断で人権方針などを定めて対応しています。 また民放連では、大手芸能事務所の元代表者による人権侵害行為に対して会員各局の意識が希薄だったことを踏まえ、2023年12月に「人権の尊重」「人権侵害の防止」「メディアとしての社会的責任」の３つを柱とした「人権に関する基本姿勢」を公表しました。これを具体的な事業活動に生かすため、2025年６月に「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」を策定するなど、人権尊重の徹底に向けた取り組みを進めています。 また、社内・社外における通報・相談窓口の整備、運用強化にも取り組んでいく所存です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 ○ 当社は以下の取り組みを宣言し、ホームページ上で公表している。 ・「コンプライアンス憲章」では、「基本的人権を尊重し、人間の尊厳を重んじる社会の形成に尽力します」と掲げ、その行動指針は、「差別、嫌がらせ行為、その容認の禁止」「プライバシーの尊重」「ハラスメントの禁止」など具体的な人権尊重の取り組みを明記している。 ・「読売テレビグループ人権尊重方針」では、グループ全体として、法令順守と社会的良識に基づいた高い倫理観を持ち、公正で健全な事業活動に努めること。 ・国際的に確立された人権の尊重を、読売テレビグループ全体であらためて表明するとともに、提供するあらゆるコンテンツやサービスにおいて、人権尊重への取り組みを徹底する姿勢を表明し、読売テレビグループに関わるすべてのス	放送事業者及び業界団体が責務を自覚し、真剣に取り組を進め、その取組を広く社会に示すことで、国民・視聴者の信頼回復・維持に努めることが必要であり、取組を通じて、国民・視聴者に自浄能力を示すとともに、今後とも放送の社会的役割を果たすことを期待しています。	無

	テークホルダーにも、人権を尊重し、侵害しないよう求めている。 ・ハラスメント相談窓口や、外部の弁護士を窓口としたグループ内部通報制度を 設け、当社グループの業務に関わる全ての方の相談、通報を受け付けており、 違反行為を黙認、隠蔽しない。 当社では自主自律のもと、人権尊重の取り組みを徹底して行っていく所存だ。 【読売テレビ放送株式会社】 ○ 朝日放送グループでは、2024年4月に「朝日放送グループ人権方針」を策定し、 国際規範の遵守や人権尊重の決意を宣言しました。グループ内で働くすべての人 が利用できる内部通報窓口（社内・社外に設置）に加え、外部からもアクセス可 能な人権相談窓口を設置し、実効性のある運用を図っています。さらに当社で は、人権デュー・ディリジェンスを開始し、人権侵害防止の取り組みを着実に進 めています。 【朝日放送テレビ株式会社】 ○ 【原案】 民間放送事業者は株式会社である以上、まずはガバナンス確保の取組を行うの は当然のことであり、放送の普及・健全な発展の観点からも、各放送事業者は、 それぞれの経営の規模等に応じて十分にガバナンス確保のための体制整備を行う べきである。 【意見】 当社では既に内部通報制度として社内・社外に通報窓口を設置していますが、 その在り方を含め様々な状況にも対応できるようにアップデートすべく見直しを 行っています。 また、「ハラスメント防止宣言」（2025年10月改定）では経営層が率先 して「ハラスメントの防止と根絶」に真摯に取り組むことを宣言しています。 2007年に設置した第三者委員会「オンブズ・カンテレ委員会」では、外部有識 者からなる委員が放送等による人権侵害の有無、及び取材・番組制作のあり方等 を監視し、視聴者や市民からの抗議、苦情に対し、独立した立場で調査・検証 し、当社に救済措置などの改善策を求める役割を担っています。 今後もガバナンス確保のため、より良き体制を模索していきます。 【関西テレビ放送株式会社】	
--	--	--

	○ テレビ東京ホールディングスは自らの判断で人権方針などを定め、芸能事務所や番組関係者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保などに対応しています。 民放連が2025年6月に策定した「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」を踏まえて、さらに人権侵害の早期発見と解決を目的として、取り組みを進めて参ります。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】		
47	○ この項目で、業界団体がガバナンス確保に関する指針や取組の具体例、留意事項を作成する際の参照すべき事項を整理しておられるが、衛星放送協会が、今後、指針等を策定する場合には参照事例として役立ていくこととしたい。 とりまとめ案では、「業界団体が積極的に役割を果たすべき」とされているが、各業界団体の規模や事業目的に応じた役割（周知活動だけなど）を可能な範囲で果たしていくことを認めて欲しいと考える。 また、この項において、基幹放送普及計画において、ガバナンス確保の体制整備に関して規定することを提言しているが、この点についても、一義的には、放送事業者・団体の取組の推移を見守るべきで、新たな規定を設けるべきではないと考える。 【一般社団法人衛星放送協会】	業界団体の役割については、業界団体の状況に応じたものであると考えています。 基幹放送普及計画に関する御意見については、ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。このため、行政としても、放送事業者・業界団体の取組を基本とし、各放送事業者が業界団体の指針に基づいて必要な取組を行うことを促すなど、基幹放送普及計画を通じて、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討すべきと考えています。	無
48	○ 本取りまとめ案は、民間放送事業者のガバナンス強化に向けた包括的な整理であり、とくに放送事業者の「自主自律」を前提としつつ、社会的信頼を確保する仕組みを整備するという趣旨については賛同いたします。 その上で、ラジオは「災害報道」「地域情報の即時性」など、テレビでは代替困難な公共性を担うメディアであることから、制度の運用においてもメディア特性への配慮をお願いいたします。 また、第三者意見・外部レビューの導入に賛同しつつ、重大事案に係る報告・公表等については、事業規模や事案特性により実務負荷が大きく異なるため、適用範囲・要件を明確化の上、評価の深度・頻度や手続を事業特性に応じて柔軟に設定できる枠組みとなるよう要望いたします。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 御要望については、総務省において、今後の検討の参考にされるものと考えます。	無

	【株式会社ニッポン放送】		
49	○ 本取りまとめ案の12・13・14・15ページに放送事業者、民放連が取り組むべき具体的な事項が提言されている。それぞれの項目には「例」と示されている通り、あくまで例示であると理解している。適切なガバナンスの確保については、各放送事業者が自らの公共性を強く自覚した上で、個社の経営環境に応じて、自主自律の下で進められるべきだ。 【読売テレビ放送株式会社】 ○ 12頁～15頁に列記されている留意事項等はあくまで「例示」とであると理解します。行政においては事業者の主体的な判断、取組を尊重していただきたいと思います。 【株式会社毎日放送】	本案における御指摘の箇所については、例として示したものであり、これらを参照して業界団体や放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組が進められることを期待しています。	無
50	○ 「基幹放送普及計画においてガバナンス確保の体制整備に関して規定することを通じて」との記載があるが、これは行政による放送事業者への介入につながる可能性がある。ガバナンスの確保は、各放送事業者が自らの責務を自覚した上で、自主自律で行うべきもので、放送事業者の自主自律の前提を超える「新たな義務」などが生じることがないようにしていただきたい。 【読売テレビ放送株式会社】	ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。このため、行政としても、放送事業者・業界団体の取組を基本とし、各放送事業者が業界団体の指針に基づいて必要な取組を行うことを促すなど、基幹放送普及計画を通じて、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討すべきと考えています。	無
51	○ 事案の未然防止（平時の取組）として、i）人権尊重・コンプライアンス確保の徹底（ii）適切な組織運営の実施（iii）透明性・信頼性の確保（iv）公共性の発揮、が示されており、これらの例示は取組の参考といたします。 【株式会社静岡第一テレビ】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
52	○ 放送事業者は自主自律の下、人権尊重およびコンプライアンスの徹底を図るべく人権方針の策定などを既に実施している事例が多くあります。この取り組みを番組出演者や取引先などのサプライチェーン全体へ浸透させることは組織運営上の責務と考えます。また、16頁「行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体	総務省において、今後の検討の参考にされるものと考えます。	無

	制について介入することとならないよう慎重に検討することに留意すべきである」という記述は、非常に重要な指摘であり、放送事業者の自主自律を尊重する原則が堅持されることを強く望みます。 【株式会社CBCラジオ】 ○ 事案の未然防止策としては、放送事業者において、既に独自の判断に基づき「人権方針」を定めるなど、人権尊重及びコンプライアンス確保の徹底を図っている事例が多くあります。また、こうした防止策の実効性を高めるため、業界団体や個別の放送事業者との間で、積極的に情報交換を行うことも重要です。これらの取り組みは、番組出演者や取引先等の社外の関係者を含めたサプライチェーン全体への適用と浸透が組織運営上の責務であり、その徹底を図っていくべきです。なお、本項において、取りまとめ案が示す「行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制について介入することとならないよう慎重に検討することに留意すべきである」という意見は、放送事業者の自主自律の観点から極めて当然の指摘であると考え、この留意事項が堅持されることを望みます。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】		
53	○ 人権尊重・コンプライアンス確保を中心とした取り組みを進める方針に賛同します。ラジオメディアは出演者と制作者の距離が近く、密接な関係性を特徴としています。そのため、出演契約の適正化やハラスメント防止等の環境整備は不可欠な課題です。 ただし、こうした課題の解決には放送局側の努力のみならず、芸能事務所等の関係各所の協力も欠かせません。小規模な放送局が個別で対応するのではなく、業界全体で関係各所への啓発を含めた環境醸成を進めていくべきであると考えます。 【株式会社TBSラジオ】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
54	○ 「基幹放送普及計画においてガバナンス確保の体制整備に関して規定」とありますが、放送事業者は規模や地域性など多種多様でありますので、自発的かつ個別具体的なガバナンス体制整備を「確認できるようにする」ことにとどめ、「行政が介入することとならないよう」という点を明確にさせていただくよう要望します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	御指摘の点については、取りまとめにおいて、「ただし、放送事業者の自主自律の観点から、体制整備を促進することを目的とするものであって、行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制について介入することとならないよう慎重に検討することに留意すべきである」と記載しているとおり、これに留意しながら、総務省にお	無

		いて検討が進められるものと考えています。	
55	○ 本件に関連する企業のガバナンスやコンプライアンス確保に関わる動きとして、日本政府は、”「ビジネスと人権」に関する行動計画“の改定版について、現在策定中であり、早晚公開されるものと承知している（以下ご参照）。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/pagew_000001_02009.html 「放送事業者におけるガバナンス確保のための指針」策定にあたっては、同指針及び同指針に基づく取り組み等が、上記”「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版”によって示されると想定される「企業に期待される取組」と、整合的かつ補完的であることが重要と考える。 例えば、現行の”「ビジネスと人権」に関する行動計画”においては、企業に求める事項として、「人権方針の策定」、「人権デュー・ディリジェンスの実施」、「救済メカニズムの構築」が示されているが、この観点は、本検討会取りまとめ案にて示されている、「放送事業者におけるガバナンス確保のための指針」策定における参照事項と共通する部分があると認識。 また、本検討会取りまとめ案P12に示されている通り、日本民間放送連盟は既に独自の取り組みとして”「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」を策定し、ビジネスと人権に関する全体像や、具体的な対応事項・留意すべき点等をまとめ”、会員企業に対して取組の推進を求めている。 これらを踏まえ、「放送事業者におけるガバナンス確保のための指針」に係る取組の実施主体（特に地方の放送局等）が、各指針・計画の意図を理解しつつ、過度な負担を感じずに主体的に取組を計画、実施できるよう、本取りまとめにおいて、以下のような注釈を追記されることを提案する。 ---以下、注釈追記提案文--- 放送事業者におけるガバナンス確保のための指針の策定においては、日本政府が策定中の「『ビジネスと人権』に関する行動計画改定版」と整合的であるよう留意する。また、両指針・計画間で重複する取組については一方の枠組みにおいて実施した取組の他方への準用を許容し取組実施主体の過度な負担を回避するとともに、ステークホルダーとの対話や情報公開、救済窓口の設置、フォローアップの仕組みの構築等においては両指針・計画の補完的役割を念頭に、包括的かつ実践的なガバナンス確保に努める。 ---以上--- 【OURS小磯社会保険労務士法人】	放送事業者におけるガバナンス確保のための指針の策定については、取りまとめにおいて、「コーポレートガバナンス・コードや他の分野におけるガバナンスコード『も』参考として」と記載しているとおり、必要に応じて、他の指針等も参考とすべきものと考えています。	無

56	○ 4. P14 14行目 (iii)透明性・信頼性の確保 指針の例、取組の具体例、留意事項の例、のいずれにも「ステークホルダー」の語が出ますが、それぞれで想定される「ステークホルダー」に放送事業者の従業員等、コンテンツ制作で取引先として協業する芸能事務所や番組制作会社等およびそれらに所属・雇用される芸能人やスタッフ等は含まれるべきと総務省としてはお考えでしょうか？あるいは必ずしもそれらすべてを含む必要は無いとお考えでしょうか？ 5. P15 28行目 3(2) 資料6-2 P19（参考-218）にてNHK稲葉会長のコメントとして「出演者や取材先などと放送局側の職員・スタッフとの間に、ある種の上下関係が存在していて、その中でどうやって適切な関係性を維持していくかという課題が常に存在していると考えています。ご存じの通り業界ではそういった関係性のあり方が改めて問われるような事案（同P18より、いわゆるジャニー喜多川氏の性加害問題）も起きています。」とあり、その事案の性質から出演者が上となる形での上下関係を想定してその改善に向けた取り組みとして「出演者の人権尊重ガイドライン」の順守を求めることを位置づけていますが、出演者が上となるような事象はごく限られたケースであることから、そのような上下関係を前提として取り組みを押し付けるのではなく、NHK側も併せてどのような行動をするのかを本項本文でもはっきりと示して双務的な関係であることを明示されてはいかがでしょうか？ 本案では放送事業者側が出演者に対して負っている責務が明瞭ではなく、極めて強い立場にある放送事業者がごく一部の事象を取り上げて片務的な規制を弱い立場にある大勢の出演者に押し付けているようにしか読めません。 【個人25】	ステークホルダー等の外部関係者の範囲については、放送事業者や不祥事等の状況に応じて変わり得るものであり、一律に示せるものではないと考えています。 なお、出演者の人権尊重に関する御意見については、取りまとめにおいて、「芸能事務所・番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保など放送業界全体として取り組むべきものについては、各放送事業者の個別の取組に加え、必要に応じて業界団体やNHKなどの関係者間で意見交換を行い、放送業界全体の底上げに資する実効性のある取組を検討すべきである。」と記載しています。	無
(3) 事案の発生後の対応			
57	○ ③ 行政の関与（該当箇所：3（3）事案の発生後の対応） 重大事案が発生した際の対応について放送事業者、民放連が必要な対応を取るのが基本であり、行政のかかわりは必要最小限にとどめるべきと考えます。行政における一定の基準に基づく報告の義務付けや免許への条件付与については、いたずらに対象が広がることがないように、特に報告を義務付ける際の“一定の基準”については、恣意的な運用が図られないよう厳密な制度設計が不可欠です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当であると考えます。 基幹放送普及計画に関する御意見については、行政と	有

○ 取りまとめ案では、放送事業者・放送業界の自主自律を尊重する考えが改めて示された一方で、解釈と活用の仕方によっては、放送の自主自律を脅かしかねない制度改変ともとれる内容が残されています。 具体的には①基幹放送普及計画にガバナンス関連規定を盛り込むとされた点②これまで放送法・放送制度にない、「一定の基準」に基づく報告を義務付ける点③重要事案発生時に対象の事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の条件を付す点—3つを検討することを指示している記述を指します。（p 16～17） 基幹放送普及計画にこれまでに無かったガバナンス関連の規定を新たに盛り込むのは、具体的な内容とその解釈によっては行政の介入につながる可能性がある点から慎重に検討を頂きたいと考えます。また、②に挙げた「一定の基準」については、恣意的な運用もしくは濫用に至るようなことがないように、慎重かつ丁寧な設計が必要であると考えます。そして③の「条件」について、弊社はこの記載を残すことに反対の立場であります。が、「特に必要な場合」とはどのような事態を指すのか、「条件」とはどのようなレベルの拘束力を持ち得ることになるのか、内容に対する解釈の幅が悪用につながらないように、慎重かつ丁寧な検討と、事業者に向けた説明が必要であると考えます。 総務省には、今まさに始まろうとしている各事業者および民放連による、ガバナンス強化、再発防止、信頼回復に向けた真摯な取り組みの進捗を、見守って頂きたいと考えます。それらの進捗を待たずに当検討会の取りまとめのみを以て、制度の改変の検討等に移るという場合、弊社としては適切な対応ではないと考えます。 民放連が10月23日の検討会（第6回）でオブザーバーとして示した意見（https://www.soumu.go.jp/main_content/001037192.pdf）の通り、弊社も民放事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくないと考えます。上記の民放連意見に示された内容は、弊社としても重要な示唆であると受け止めており、改めて、当内容についての検討会での受止めとともに、取りまとめへの反映を要望いたします。 総務省には、放送事業者が経営戦略に対する行政の介入であると危惧されないような、放送事業者の自主自律を基礎とし、その自主的な取り組みを後押しするための制度設計をお願いします。 【株式会社山梨放送】	しても、放送事業者・業界団体の取組を基本とし、各放送事業者が業界団体の指針に基づいて必要な取組を行うことを促すなど、基幹放送普及計画を通じて、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討すべきと考えていますが、行政が個別具体的なガバナンス体制に介入することとならないよう慎重に検討することに留意するべきだと考えています。 重大事案の場合の一定基準に基づく報告に関する御意見については、免許（認定）期間中の経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設けるべきだと考えています。他方で、この報告手続を設ける理由は、経営基盤の持続可能性を確保する観点であり、異なる観点ではないものであることから、それを明確化するために、次のとおり修文させていただきます。 === 【元案】 収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付けるほか === 【修正案】 収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設けるほか === 免許への条件付与については、現行制度上でも実施可能な対応を示したものでありますが、その条件は、必要最少限度のものに限るものであり、不当な義務を課すこ
---	---

	○ 重大な事案が発生した際、放送事業者が自ら対応し、業界団体が必要な対応を取ることが基本であり、行政の関与は必要最小限にとどめるべきだと考えます。 行政への報告の義務付けや免許への条件付与を検討する際の「一定の基準」については、恣意的な運用を避け、事業者の予見可能性と経営の安定性を確保するためにも、明確かつ客観的な基準を設定することが不可欠です。 特に報告義務の対象が、定性的事項や推論のみによって「重大な事案」とされる可能性が残る現状では、恣意的な運用が行われないためにも「一定の基準」についてより厳密な制度設計を要望します。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 ○ (2) 16 ページにおいて、「重大な事案の場合には・・・(略)・・・適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付ける」とありますが、この「一定の基準」については、明確にされるものと理解し、また、公正かつ厳格な制度設計がなされなければならないと考えます。 【中京テレビ放送株式会社】 ○ (3) 17 ページにおいて、免許への条件付与について言及されており、「例えば、経理的基礎が脅かされている状況を解消するのに必要な措置についての報告や実行を求める」としていますが、これについても公正かつ厳格な制度設計がなされなければならないと考えます。 【中京テレビ放送株式会社】 ○ 取りまとめ案では、放送事業者・放送業界の自主自律を尊重する考えが改めて示された一方で、解釈と活用の仕方によっては、放送の自主自律の点から問題と考えられる点があります。 具体的には、①基幹放送普及計画にガバナンス関連規定を盛り込むこと、②これまで放送法・放送制度にない、「一定の基準」に基づく報告を義務付けること、③重要事案発生時に、対象の事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の条件を付すことの3点を、検討すべきであると述べた部分を指します。(p16~17) 基幹放送普及計画に、これまで無かったガバナンス関連の規定を新たに盛り込	ととならないようにしなければならないものです。 制度改正の時期に関する御意見については、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたことを踏まえると、行政の役割を含め本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくことが重要であるため、制度改正等の必要な措置は、本取りまとめを踏まえ、速やかに講じることが適当です。
--	---	---

	むのは、行政の介入を生むきっかけとなる可能性があると考えます。また、②に挙げた「一定の基準」については、恣意的な運用に至ることがないように、慎重かつ丁寧な設計が必要だと考えます。そして、③に記した再免許時の「条件」について、弊社はこの記載を残すことには反対です。「特に必要な場合」とはどのような事態を指し、「条件」とはどのようなレベルの拘束力を持つのが分からず、解釈の幅によって恣意的な運用に至ることを危惧するためです。 総務省には、今まさに始まろうとしている各事業者と民放連による、ガバナンス強化、再発防止、信頼回復に向けた真摯な取組の進捗を、ぜひ見守って頂きたいと考えます。それらの進捗を待たずに当検討会の取りまとめのみを以て制度改変の検討に移ることは、弊社としては不適切な対応と考えます。 民放連が10月23日の検討会（第6回）でオブザーバーとして示した意見（https://www.soumu.go.jp/main_content/001037192.pdf）の通り、弊社も放送事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくないと考えます。上記の民放連意見に示された内容は、弊社としても重要な示唆であると受け止めており、改めて、当内容について、検討会での受止めをもとに、取りまとめへの反映を要望いたします。 総務省には、あくまでも放送事業者の自主自律を基礎とし、その自主的な取組を後押しするための制度設計を期待します。 【日本テレビ放送網株式会社】 ○ 違反事案が発生した事後の対応は、各放送事業者の責務において自主的な対応を講じることが大原則となる。その上で行政が経営基盤の持続可能性を確保する観点から免許への条件を付すことについては、くれぐれも慎重な運用が望まれる。 【南海放送株式会社】 ○ 解釈の仕方によっては、放送の自主自律を脅かしかねない制度改変とも取れる内容が残されています。（p16～17） 中でも、重要事案発生時に、対象の事業者に対し、特に必要な場合に、再免許時にガバナンス関連の条件を付す点を検討することを指示している記述について懸念しています。 「特に必要な場合」とはどのような事態を指すのか、「条件」とはどのような	
--	--	--

	拘束力を持ち得ることになるのか、内容に対する解釈の幅が悪用につながらないよう、慎重かつ丁寧な検討と、事業者に向けた説明が必要であると考えます。 総務省には、各事業者および民放連による、ガバナンス強化、再発防止、信頼回復に向けた取組の進捗を、ぜひ見守って頂きたいと考えます。 それらの進捗を待たずに、制度の改変の検討等に移るのは、弊社としては適切な対応ではないと考えます。 放送事業者が経営に対する行政の介入であると危惧されないような、放送事業者の自主自律を基礎とし、その自主的な取組を後押しするための制度設計をお願いします。 【広島テレビ放送株式会社】 ○ 取りまとめ案では、放送事業者・放送業界の自主自律を尊重する考えが改めて示された一方で、①基幹放送普及計画にガバナンス関連規定を盛り込む ②これまで放送法・放送制度にない、「一定の基準」に基づく報告の義務付ける ③重要事案発生時に対象の事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の条件を付す等の3つを検討することを指示している記述があります。 解釈と活用の仕方によっては、放送の自主自律を脅かしかねない制度改変ともとれる内容が残されており、その解釈によっては行政の介入につながる可能性がある点から慎重に検討を頂きたいと思います。 また総務省には、放送事業者が経営戦略に対する行政の介入であると危惧されないような、放送事業者の自主自律を基礎とし、その自主的な取組を後押しするための制度設計をお願いします。 【株式会社テレビ岩手】 ○ 民放事業者によるガバナンス確保・強化の取組に関し、「基幹放送普及計画においてガバナンス確保の体制整備に関して規定する」、「一定の基準に基づく報告を義務付け」、「特に必要な場合に再免許時に条件を付す」などの検討事項は、従来の放送法にない新たな要素を含んでおり、内容によっては行政による過度な関与につながり、放送事業者の自主自律を損なう恐れがあると考えます。 「一定の基準」、「特に必要な場合」、「再免許時に条件」等の概念は、恣意的な運用を防ぐため、慎重かつ丁寧な検討が不可欠であり、今回の取りまとめ案をもって直ちに制度の改変を行うことは適当ではないと考えます。	
--	--	--

	重大な事案が発生した際は、当該事業者や業界団体による対応を見極めた上で、「収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大事案の場合には、一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付ける」ことの検討を行政に求めています。基本的には当該事業者および業界団体が必要な対応を講じるべきであり、行政の関与は必要最小限度にとどめるべきと考えます。 ガバナンス確保の取組は、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべき」との方針で進められるべきであり、行政による過度な介入と受け取られないよう、放送事業者の自主的なガバナンス確保を後押しする制度設計を強く要望いたします。 【株式会社高知放送】 ○ 行政への「一定の基準」に基づく報告の義務付けについては「恣意的に」「なし崩し的に」対象が広がることがないようにするべきだ。 「経理的基礎が脅かされている状況」との記載があるが、放送事業者は上場、非上場、売り上げ規模など1社1社で経営環境が異なっており、「一定の基準」については、各社の状況に則した制度設計が必要だ。 重大事案が発生した際の対応について放送事業者が自主自律の判断に基づき、必要な対応を取るのが基本だ。当社の場合、当社が加盟する「日本テレビ系列ネットワーク協議会（NNS）」が「ガバナンス対応事務局」を新設し、「重大事案発生時には、当該社が自律的かつ適切に対応できるように、当該社から要望があれば、外部の専門家等に関する情報を提供する」機能もある。 「免許への条件付与」について、過去には民間放送事業者に対する「免許期間の短縮」があったことを承知している。 本取りまとめ案では、重大事案発生時に特に必要な場合には再免許時に、経営基盤の持続可能性を確保する観点から条件を付することが検討されるべきとある。 「免許への条件付与」について「特に必要な場合には」となっており、基準が明確ではなく、「恣意的な」「なし崩し的な」運用につながる可能性もある。放送事業者の経営への影響が甚大で、さらに番組制作への影響も計り知れないことから、「免許への条件付与」は適切ではないと考える。当社としては反対の立場だ。 【読売テレビ放送株式会社】	
--	--	--

	○ 「放送事業者、放送業界による自主自律の下、自主的な取組が重要である」という検討会の指摘は、弊社も同じ認識です。その上で、以下の２点について意見をいたします。 １．基幹放送普及計画にガバナンス関連の規定を盛り込むこと、および重大な事案の場合に「一定の基準」に基づく報告義務を設けることは、慎重に検討を頂きたいと考えます。解釈による恣意的な運用に至らないよう丁寧な制度設計が必要と思料します。 ２．重要事案発生時に、「特に必要な場合」に必要な措置についての報告や実行を求める点についても、解釈によって上記１同様の懸念が起きる恐れがあります。慎重かつ丁寧な検討と、事業者への説明が必要であると考えております。 総務省におかれましては、行政の介入であると危惧されることのないよう、放送事業者の自主自律を基礎とした自主的な取組みを後押しするための制度設計をお願い致します。 なお、弊社は既に社内ガバナンス体制・内部統制システムを整備、運用しています。具体的には以下のような取組をおこなっています。2006年に社内のコンプライアンス憲章を、2020年にはコーポレートガバナンス方針を策定し、社内ポータルサイトに掲載して周知しています。 機関設計としては、監査役会設置会社であり、常勤監査役が1名常駐して（常勤・定例）取締役会の他、部長以上の管理職で構成する経営戦略会議、各種委員会への出席を通し、社内の業務プロセス、会計に関して監視・牽制を利かせています。毎期、監査法人による内部統制監査、会計監査の実施に加え、常勤監査役が取締役および各部門長に対して定期的に業務監査を実施しています。 加えて、当社およびグループ会社の取締役に対して、外部講師による「取締役の役割・責務」の研修会を実施し、ガバナンスに関する意識を醸成しております。また、内部統制体制として、内部統制委員会の傘下にコンプライアンス実行委員会・BCP委員会・情報セキュリティ委員会・情報資産管理委員会を設置し、各委員会から適時報告をし、内部統制委員会から取締役会へ報告を行う体制を整備しています。社内インシデント発生時には、役員・局長で構成される危機管理委員会が開催され、情報共有および対策が協議される仕組みを構築しています。通報制度について、社内にハラスメント窓口と内部通報窓口を設置して相談を受け付ける体制を構築する他、社外への相談窓口を準備しています。 今後も、引き続き、地域の放送事業の担い手として信頼を確保していくため、	
--	---	--

	社内におけるガバナンス体制を維持、強化して、健全な経営を継続してまいります。 【株式会社熊本県民テレビ】 ○ 「重大な事案」や「一定の基準」に関して、曖昧で解釈の幅が大きいと考えます。制度設計等に当たっては、要件・判断基準を可能な限り具体化し、恣意的な運用が生じない仕組みにすることが重要であると考えます。 【株式会社文化放送】 ○ 取りまとめ案では、放送事業者・放送業界の自主自律を尊重する考えが改めて示された一方で、解釈と活用の仕方によっては、放送の自主自律の点から問題と考えている点があります。 具体的には、①基幹放送普及計画にガバナンス関連規定を盛り込むこと、②これまで放送法・放送制度にない、「一定の基準」に基づく報告を義務付けること、③重要事案発生時に、対象の事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の条件を付すことの3点を、検討すべきであると述べた部分を指します。 (p16～17) 基幹放送普及計画に、これまでに無かったガバナンス関連の規定を新たに盛り込むのは、行政の介入を生むきっかけになる可能性があると考えます。また、②に挙げた「一定の基準」については、恣意的な運用に至るようなことがないよう、慎重かつ丁寧な設計が必要であると考えます。そして、③の再免許時の「条件」について、弊社はこの記載を残すことに反対です。「特に必要な場合」とはどのような事態を指し、「条件」とはどのようなレベルの拘束力を持つのかがわからず、解釈の幅によって恣意的な運用に至ることを危惧するためです。 総務省には、今まさに始まろうとしている各事業者と民放連による、ガバナンス強化、再発防止、信頼回復に向けた真摯な取組の進捗を、ぜひ見守っていただきたいと考えます。それらの進捗を待たずに、当検討会の取りまとめのみを以て制度の改変の検討に移ることは、弊社としては不適切な対応と考えます。 【青森放送株式会社】 ○ 重大事案が発生した際は、当事者である放送事業者、並びに業界団体である民放連が必要な対応を取るのが基本であり、行政のかかわりは必要最小限にとどめ	
--	--	--

	るべきと考えます。 「経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案」について、行政における「一定の基準」に基づく報告の義務付けや免許への条件付与については、対象が広がりすぎないように、各放送事業者の事業態様に即した対応を要望いたします。 特に報告義務に関しては、恣意的な運用を防ぐために厳密な制度設計が不可欠と考えます。 【株式会社秋田放送】 ○ 重大な事案が発生した際にも、個々の放送事業者と民放連が自主的に対応していくことが基本であり、行政の関与は抑制的であるべきと考えています。取りまとめ案では免許に関する条件付与を提言していますが、現状の免許付与の審査でも設けられている「経理的基礎」という項目について、ガバナンスに関連するどのような事案の発生が対象になるのか具体的に明らかにする必要があります。「条件を付す」対象について、行政による裁量の余地が拡大し恣意的な運用が図られることがないように、運用のプロセスの透明性を確保する必要があると考えております。 【株式会社TBSテレビ】 ○ 取りまとめ案では、放送事業者・放送業界の自主自律を尊重する考えが改めて示されていると考えますが、「基幹放送普及計画にガバナンス確保の体制整備に関して規定すべき」との点や、「一定の基準に基づいて事案報告を義務付ける点」等については放送の自主自律について影響を与えかねず、恣意的な運用によって、行政の介入を招くことがないように強く要望します。 各放送事業者・民放連は真摯な取り組みを進めており、その進捗を確認のうえで制度改変の検討等に移るべきだと考えます。 総務省には放送事業者の自主自律を基礎としたうえでの適切な制度設計をお願いいたします。 【株式会社BS日本】 ○ 重大事案への対応は、放送事業者が責任を持って行うものであり、かつ民放連とも緊密に連携を取りつつ、行政のかかわりは最小限にとどめるべきと考えます。報告義務や免許条件の付与については、対象が不必要に拡大されることな		
--	--	--	--

	く、行政による恣意的な運用がなされないよう慎重かつ厳密な制度設計が不可欠です。 【朝日放送テレビ株式会社】 ○ 取りまとめ案においては、放送事業者・業界の自主自律を尊重する考えが改めて示された一方で、解釈や活用次第では、放送の自主自律の点から問題と考えられる点があります。 具体的には、次の3点を指します。 ① 基幹放送普及計画にガバナンス関連の規定を盛り込む点 ② これまで放送法や放送制度になかった「一定の基準」に基づく報告を義務づける点 ③ 重要事案発生時、対象事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の条件を付す点 基幹放送普及計画に、これまでなかったガバナンス関連の規定を新たに盛り込むのは、行政の介入につながる可能性があると考えます。②の「一定の基準」については、恣意的な運用につながることをないように、慎重かつ丁寧な設計が必要であると考えています。そして、③の再免許時の「条件」について、弊社は記載を残すことに反対の立場です。「特に必要な場合」とはどのような事態を指すのか、「条件」とはどのような拘束力を持つのが不明で、解釈の幅によって恣意的な運用に至ることを危惧します。 総務省には、各事業者および民放連が実施していく、ガバナンス強化、再発防止、信頼回復に向けた真摯な取組の進捗を、見守っていただきたいと思います。それらの進捗を待たず、当検討会の取りまとめのみをもって制度改変の検討に移ることは、弊社としては適切な対応ではないと考えます。 民放連が10月23日の第6回検討会でオブザーバーとして示した意見、「民放連は、民放事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくないと考える。」については、弊社も同様の考えであります。 民放連意見で示された内容は、弊社にとっても重要な示唆であると受け止めており、改めて、当内容について、検討会での受け止めをもとに、取りまとめへの反映を要望いたします。 総務省には、放送事業者の自主自律を基礎とし、自主的な取組を後押しするための制度設計を期待します。		
--	--	--	--

【株式会社テレビ新潟放送網】

○ 取りまとめ案では、「放送事業者・業界団体の取組を基本」としたうえで、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当」と記しています。一方で、行政の役割に関して、「放送事業者の自主自律」に対し懸念される記述もあります。

一つ目は、「基幹放送普及計画においてガバナンス確保の体制整備に関して規定すること」を新たに盛り込んだ点です。その後段で「行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制について介入することとならないよう慎重に検討することに留意すべき」と但し書きされていますが、具体的な内容とその解釈によっては行政の「介入」につながる可能性も否定できないのではないかと懸念します。

二つ目は、重大事案の発生後対応で、「一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付ける」点です。放送法や放送制度にはこれまで「ガバナンス」に関する規定はなく、恣意的な行政判断、運用、もしくは濫用に至るようなことがないよう、慎重かつ丁寧な設計が必要であると考えます。

三つ目は、重要事案発生時に、対象の事業者に対し、「特に必要な場合には、免許時において、条件を付す」ことについて検討を求める点です。「条件」について、弊社はこの記載を残すことに反対の立場で、「特に必要な場合」とはどのような場合を指すのか、「条件」とはどのようなレベルの拘束力を持ち得ることになるのか、内容に対する解釈の幅が悪用につながらないよう、慎重かつ丁寧な検討と、事業者に向けた説明が必要と考えます。

民放連が10月23日の検討会（第6回）でオブザーバーとして示した意見

(https://www.soumu.go.jp/main_content/001037192.pdf) の通り、弊社も民放事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくないと考えます。上記民放連意見に示された内容は、弊社としても重要な示唆であると受け止めており、改めて、当内容についての検討会での受止めとともに、取りまとめへの反映を要望いたします。

総務省には、冒頭記載しました通り、信頼を得続けるために各事業者および民放連や系列による、ガバナンスの強化に向けた取り組みを見守っていただきたいと考えます。現時点で、当検討会の取りまとめのみを受けて制度の改変などの検討に進むことは、弊社としては適切な対応ではないと考えます。行政の介入と危

	惧されないような、放送事業者の自主自律を基本とし、その自主的な取組を後押しするための制度設計を要望いたします。 なお、「取組の実施に当たっては、各放送事業者・業界団体と行政を含む関係者との間において丁寧に対話を重ねる」ことの重要性が指摘されており、弊社も同意いたします。 【山形放送株式会社】 ○ 重大事案が発生した際には、まずは放送事業者や業界団体による対応を求める一方で、行政の対応について「一定の基準に基づいて報告を義務付ける」、「免許への条件付与」などが取りまとめ（案）に盛り込まれました。しかし、これらが具体的にどのようなものになるのか、現段階ではっきりと見えておりません。「一定の基準」の範囲がむやみに広くならないか、恣意的な運用にならないか懸念されます。「免許への条件付与の検討を行うべきである」とある点についても、「特に必要な場合」がどういう状況を指すのか不明であり、同様に恣意的な運用にならないかを危惧します。とりまとめ（案）では放送事業者の「自主自律」を尊重する姿勢が示されており、総務省におかれましては、まずは、放送事業者・業界団体による自主的な取組の進捗を見守る姿勢をぜひ持っていただきたいと考えます。 【日本海テレビジョン放送株式会社】 ○ 取りまとめ案では、放送事業者・放送業界の自主自律を尊重する考えが改めて示された一方で、解釈と活用の仕方によっては、自主自律を脅かしかねない内容が残されています。 まず、基幹放送普及計画に、これまでに無かったガバナンス関連の規定を新たに盛り込むのは、内容とその解釈によっては行政の介入につながる可能性がある点から慎重に検討を頂きたいと考えます。また、放送法・放送制度にない、「一定の基準」に基づく報告を義務付ける点については、恣意的な運用に至るようなことがないよう、慎重かつ丁寧な設計が必要であると考えます。そして、重要事案発生時に、対象事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の「条件」を付す点について、強い懸念もっています。「特に必要な場合」とはどのような事態を指すのか、「条件」とはどのようなレベルの拘束力を持ち得ることになるのか、内容に対する解釈の幅がいたずらに広がることがないよう、慎重な検	
--	---	--

	討と、事業者向けに丁寧な説明が必要であると考えます。 【株式会社福島中央テレビ】 ○ 総務省には、今まさに始まろうとしている私たち放送事業者および民放連による、ガバナンス強化、再発防止、信頼回復に向けた真摯な取組の進捗を、ぜひ見守って頂きたいと考えます。 【株式会社福島中央テレビ】 ○ 重大な事案が発生した際にも、個々の放送事業者と民放連が自主的に対応していくことが基本であり、行政の関与は抑制的であるべきと考えています。取りまとめ案では免許に関する条件付与を提言していますが、現状の免許付与の審査でも設けられている「経理的基礎」という項目について、ガバナンスに関連するどのような事案の発生が対象になるのか明らかにする必要があります。「条件を付す」対象について、行政による裁量の余地が拡大することがないよう、運用のプロセスについて明確に規定する必要があると考えております。 【株式会社BS-TBS】 ○ 事案発生後の行政の対応として、「一定の基準」に基づいて報告を義務付けると記されています。この時の一定基準とはどのような基準なのか、恣意的な運用につながる恐れがあると考えます。また、「特に必要な場合」には再免許時に条件を付すとしている点も同様です。放送業にとって免許は不可欠なもので、その発行に条件を付すということについては、慎重な判断をお願いいたします。 【四国放送株式会社】 ○ 行政の関わりとして放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計することに留意すべきであるとしています。基幹放送普及計画にガバナンス関連規程を新たに盛り込むことや、一定の基準に基づく報告義務をつけることは、行政の介入や恣意的な運用につながらないよう慎重な制度設計が必要であると考えます。 また再免時にガバナンス関連の条件を付すことの検討については反対します。 【株式会社テレビ信州】	
--	---	--

	○ 重大事案が発生した際の対応について放送事業者、民放連が対応するのが基本であり、行政の関与は必要最小限にとどめるべきと考えます。一定の基準に基づく報告の義務付けや免許への条件付与については、いたずらに対象が広がることのないよう、恣意的な運用が図られないよう厳密な制度設計が不可欠と考えます。 【株式会社テレビ大分】 ○ 重大事案が発生した場合への対応は、自主自律の原則に基づき各社が個別の措置や適切な報告を行うことが基本と認識しており、既に必要な報告等は実施しています。電波法に基づく報告の義務付けや免許への条件付与を検討する際は、17頁「放送事業者の自主自律に十分配慮し、番組内容への介入とならないように慎重に制度設計することに留意すべきである」という記述は重要であり、慎重な議論の上で制度設計されることを要望します。 【株式会社CBCラジオ】 ○ 重大事案への対応は当該放送事業者と業界団体による自主的な取り組みが基本であり、行政の関与は抑制的であるべきと考えます。取りまとめ案では“一定の基準”に基づく行政への報告義務や“免許への条件付与”が提言されていますが、行政による裁量の余地が不透明に拡大することがないよう、あらかじめ運用プロセスが明確化されることを期待します。 【株式会社毎日放送】 ○ 取りまとめ案では、放送事業者及び業界の自主自律を尊重する姿勢が示される一方で、解釈や運用によっては放送の自主自律を脅かしかねない内容がある点を懸念します。 具体的には以下の3点です。 ①基幹放送普及計画へのガバナンス関連規定の追加②一定の基準に基づく報告義務化③特に必要な場合に再免許時にガバナンスに関する条件を付すとした点。これらは解釈次第で恣意的運用の恐れがないとは言えず、採用に慎重であるべきと考えます。特に③については、「特に必要な場合」や「条件」について解釈や運用が恣意的に行われる恐れがあり、弊社はそれら免許時の新たな条件付与の内容が残ることには反対の意見です。	
--	--	--

検討会(第6回)で民放連は「民放事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくない」と意見表明していますが、弊社も同様の意見です。取りまとめ案においても「行政が放送事業者の個別具体的なガバナンス体制について介入することとならないように慎重に検討することに留意すべき」などと記していることは重要と考えます。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 取りまとめ案では、解釈と活用の仕方によっては、放送の自主自律の点から問題と考えられる点があります。1. 基幹放送普及計画にガバナンス関連規定を盛り込むことは、行政介入を生むきっかけとなる可能性があると考えます。2. 放送法・放送制度にない「一定の基準」については、恣意的な運用に至ることがないよう、慎重かつ丁寧な設計が必要と考えます。3. 再免許時の「条件」について、この記載を残すことに反対です。「特に必要な場合」や「条件」が、解釈の幅によって恣意的な運用に至ることを危惧するためです。

総務省には、各事業者と民放連による取組の進捗を、ぜひ見守って頂き、その進捗を待たずに当検討会の取りまとめのみを以て、制度改変の検討に移ることは不適切な対応と考えます。

民放連が第6回検討会で示した意見の通り、民放事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくないと考えており、当内容の取りまとめへの反映を要望します。総務省には、放送事業者の自主自律を基礎とし、その自主的な取組を後押しする制度設計を期待します。

【西日本放送株式会社】

- 「行政としても、自主自律との適切なバランスの中で、経理的基礎に基づく経営基盤の確保や、基幹放送普及計画に基づく放送の普及・健全な発達等の観点から、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当である」(P7)とした点については「番組内容等への介入にならない範囲」であれば、さまざまな分野において、行政が役割を果たすとも読み取れ、「自主自律との適切なバランス」が担保されるのか、疑念を持たざるを得ません。このあいまいな表現の下、基幹放送普及計画でガバナンス確保の体制整備を規定し、一定の基準に基づく報告を求め、再免許時にガバナンス関連の条件と付

	すとの考えは行政の介入に道を拓くことになるのではないかと懸念をめぐることができません。 特に「必要な役割」については、条件や手順を明確化して恣意的な運用を避ける仕組みが必要であり、それができない場合は行政の役割を持ち込むことは見送るべきです。 民放連は定款を変更し、民間放送ガバナンス指針の制定やガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、年度内には加盟社向けにガイドラインを策定する方針で、できることから早期に取り組む姿勢を会員社にも示しています。ガバナンス強化や事業継続性確保は、まず民放連と民放事業者の自主自律的なルールと相互監視を通じて行うべきです。 【株式会社福岡放送】 ○ 取りまとめ案では、放送事業者・放送業界の自主自律を尊重する考えが改めて示された一方で、解釈と活用の仕方によっては、放送の自主自律を脅かしかねない制度改変ともとれる内容が残されています。 具体的には、①基幹放送普及計画にガバナンス関連規定を盛り込むとされた点、②これまで放送法・放送制度にない、「一定の基準」に基づく報告の義務付ける点、③重要事案発生時に、対象の事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の条件を付す点の3つを検討することを指示している記述を指します。(P16～17) 基幹放送普及計画に、これまでに無かったガバナンス関連の規定を新たに盛り込むのは、具体的な内容とその解釈によっては行政の言論・報道機関への介入につながる可能性がある点から慎重に検討を頂きたいと考えます。また、②に挙げた「一定の基準」については、恣意的な運用、もしくは濫用に至るようなことがないように、十分に慎重かつ丁寧な設計が必要であると考えます。そして、③の「条件」について、弊社はこの記載を残すことに反対の立場ではありますが、「特に必要な場合」とはどのような事態を指すのか、「条件」とはどのようなレベルの拘束力を持ち得ることになるのか、内容に対する解釈の幅が悪用につながらないよう、慎重かつ丁寧な検討と、事業者に向けた説明が必要であると考えます。 総務省には、今まさに始まろうとしている各事業者および民放連による、ガバナンス強化、再発防止、信頼回復に向けた真摯な取組の進捗を、ぜひ見守って頂きたいと考えます。もしも、それらの進捗を待たずに、当検討会の取りまとめの	
--	--	--

	みを以て、制度の改変の検討等に移るという場合、弊社としては適切な対応ではないと考えます。 民放連が10月23日の検討会（第6回）でオブザーバーとして示した意見（https://www.soumu.go.jp/main_content/001037192.pdf）の通り、弊社も民放事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくないと考えます。上記の民放連意見に示された内容は、弊社としても重要な示唆であると受け止めており、改めて、当内容についての検討会での受止めとともに、取りまとめへの反映を要望いたします。 総務省には、放送事業者が経営戦略に対する行政の介入であると危惧されないような、放送事業者の自主自律を基礎とし、その自主的な取組を後押しするための制度設計をお願いします。 【札幌テレビ放送株式会社】 ○ 表現の自由や番組編集の自由を維持するため特に慎重かつ限定的であるべきと強く主張します。基幹放送普及計画へのガバナンス関連規定盛り込みや「一定の基準」に基づく報告義務導入、再免許時の条件付与といった案は、その解釈や運用次第で放送の自主自律を著しく脅かし、中小規模のローカル局にとって過度な負担や経営への不確実性をもたらしかねない為、自主自律を尊重した「見守り」と適切な助言を強く求めます。重大なガバナンス違反時の「経理的基礎」等の既存枠組み活用も行政による安易な介入口実とならないよう、その適用は極めて厳格かつ限定的であるべきと考えます。総務省には、各事業者および民放連による真摯な取組をまず見守っていただきたいと考えます。 民放連が第6回検討会で示した「民放事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくない」という意見には、弊社としても強く同意し、取りまとめへの反映を改めて要望いたします。 【株式会社テレビ宮崎】 ○ 重大な事案が発生した際にも、個々の放送事業者と民放連が自主的に対応していくことが基本であり、行政の関与は抑制的であるべきと考えています。取りまとめ案では免許に関する条件付与を提言していますが、現状の免許付与の審査でも設けられている「経理的基礎」という項目について、ガバナンスに関連するような事案の発生が対象になるのか明らかにする必要があります。「条件を付	
--	---	--

	す」対象について、行政による裁量の余地が拡大することがないよう、運用のプロセスについて明確に規定する必要があると考えております。 【株式会社TBSラジオ】 ○ 大事案が発生した際の対応は、基本的に放送事業者が自律的に必要な措置を講じるべきことと認識します。行政の関与については、放送事業者の健全な事業の継続性の観点から必要最小限にとどめることが不可欠です 本案において、収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされる恐れのある重大事案の場合には、適時の報告を義務付け、その解消のために必要な措置等の報告・実行等を免許条件に付すことを検討すべきとしました。この措置は、適用範囲がいたずらに拡大し番組内容への介入等にならないよう慎重に制度設計することが重要です。 特に報告を義務付ける際の根拠となる「一定の基準」については、行政当局の恣意的な判断による運用があってはなりません。当該基準に関する制度設計にあたっては、放送事業者の意見を十分に聞き取り、丁寧に検討を進めるよう要望します。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】 ○ 重大事案が発生した際の対応については、各民放事業者が個別に、自主自律の原則の下で必要な措置を講じることが基本であると認識しており、必要な報告等はこれまでも適切に実施しております。電波法第104条第2項には、「免許には、条件を付することができる」と規定されていますが、一方で行政による報告の義務付けや免許への条件付与を行う際には、「放送事業者の自主自律に十分配慮し、番組内容への介入とならないように慎重に制度設計することに留意すべきである」との指摘があります。この指摘のとおり慎重な議論を重ねた上で制度設計されることを要望します。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】 ○ 取りまとめ案において、重大な事案が発生した場合に、一定の基準に基づいて当該事案に対する報告を義務づけることや、免許への条件付与について言及し、放送事業者の自主自立に十分配慮して番組内容への介入にならないよう慎重に制		
--	---	--	--

	度設計をすることを提言しているが、こうした制度は設けた時点ではその背景をふまえての運用が行われると考えられるが、制度整備後、年月が経過するとともに制度整備の目的を超えて運用される可能性は否定できないと考える。したがって、ここに述べられている報告義務や免許条件についての制度整備については反対である。 【一般社団法人衛星放送協会】		
58	○ 検討会は総務省に対し、経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案について、適時に一定の基準に基づき事案の報告を義務付けるべく、その検討を進めることを求めています。経営規模が小さなローカル局等では、広告主による一部の出稿制限によっても、収入全体に対し甚大な影響が生じる可能性があります。こうした点から、総務省には、一律の基準を設けるのではなく、各放送事業者のビジネス態様に即した対応を要望いたします。 そういう意味からも制裁ではなく経営基盤の持続可能性を確保するためであること、番組内容への介入にならないよう放送事業者の自主自律に配慮した慎重な制度設計に留意すべきとした取りまとめは大前提になると考えます。 【株式会社山梨放送】 ○ 検討会は総務省に対し、経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案について、適時に一定の基準に基づき事案の報告を義務付けることを求めようとしています。経営規模が小さなローカル局では、広告主による一部の出稿減によっても、収入全体に対し甚大な影響が生じる可能性があります。こうした点から、総務省には、一律の基準を設けるのではなく、個々の放送事業者のビジネス態様に即した対応を要望いたします。 【日本テレビ放送網株式会社】 ○ 検討会は総務省に対し、経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案について、適時に一定の基準に基づき事案の報告を義務付けるべく、その検討を進めることを求めています。経営規模が小さいローカル局では、広告主による一部の出稿制限によっても、収入全体に対し甚大な影響が生じる可能性があります。こうした点から、総務省には、一律の基準ではなく、各放送事業者の経営規模に即した対応を要望いたします。 【広島テレビ放送株式会社】	総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。	無

○ 検討会は、経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案発生において、適時に一定の基準に基づき事案の報告を義務付ける検討を進めるよう総務省に求めています。経営基盤が弱いエリア放送局等は、広告主による一部の出稿制限によって、収入全体に甚大な影響が生じる可能性があります。総務省には、一律の基準を設けるのではなく、各放送事業者が経営基盤の持続可能性確保のため、状況に即した対応を検討するよう要望いたします。

【株式会社テレビ岩手】

○ キー局とローカル局では経営規模が大きく異なることから、「経理的基礎が脅かされる重大事案」の内容は放送事業者ごとに異なると考えます。すべての放送事業者を「一定の基準」に基づいて一律に取り扱うのではなく、各放送事業者の状況や事案の性質に応じた丁寧な対応を要望いたします。

【株式会社高知放送】

○ 検討会は総務省に対し、経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案が発生した場合には、一定の基準に基づいて報告の義務付けなどを検討するよう求めています。先にも述べた通り「一定の基準」については恣意的な運用に至ることが無いよう、慎重かつ丁寧な設計が必要と考えているところですが、経営規模が小さい地方局は、広告主による一部の出稿制限でも収入全体に甚大な影響が生じ、報告義務付けの対象となる可能性があります。地方局の自主自律が失われる事態を招かないよう、総務省には一律の基準を設けるのではなく、個々の事業者のビジネス態様に即した対応を要望いたします。

【青森放送株式会社】

○ ローカル局はキー局等と比べて経営規模が小さく、広告主による一部の出稿制限によっても、収入全体に対し大きな影響が生じる可能性があります。検討会は総務省に対し、経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案について、適時に一定の基準に基づき事案の報告を義務づけることを求めようとしています。しかし、前述した点を踏まえ、総務省には一律の基準を設けるのではなく、各放送事業者のビジネスの有り様に即した対応を要望いたします。

【株式会社テレビ新潟放送網】

○ 取りまとめ案では、随所に、検討にあたっては事業規模への配慮、経営規模の小さなローカル局への配慮が必要な旨が記載されていると認識しています。検討会は総務省に対し、「経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、適時に一定の基準に基づいて当該事案の報告を義務付ける」べく、「検討を行うべき」と指摘しています。しかし、弊社のような経営規模の小さなローカル局では、広告主による一部の出稿制限によっても、収入に大きな影響が生じる可能性があります。こうした点から、総務省には、一律の基準を設けるのではなく、各放送事業者の経営規模や地域事情などに即した対応を要望いたします。

【山形放送株式会社】

○ 取組については、「会社の規模、上場・非上場等の経営体制・経営状況、これらを踏まえたリスク等、各放送事業者の多様な状況に応じて最適化」するべきとされています。弊社のような小規模なローカル局の実情に配慮いただいた結果の文言と理解しております。その一方で「一定の基準に基づいて報告を義務付ける」という記述もあり、「赤字額」など「一定の基準」の具体的内容次第では、小規模なローカル局ほど基準適用されやすくなる恐れがあります。また、問題の発端となった事案の重大さを考慮すると理解できることではありますが、取りまとめ（案）は全体的に見て、規模の大きなキー局等を念頭に作成された内容との印象です。総務省におかれましては、事業規模等が異なる個々の放送事業者の態様や状況に即した対応を要望いたします。弊社といたしましては、人権尊重とガバナンス確保の重要性及び必要性については強く認識しており、引き続き会社運営の最上位方針の1つとして、取組を進めてまいります。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

○ 私たち経営規模が小さなローカル局では、広告主による一部の出稿減によっても、収入全体に対し大きな影響が生じる可能性があります。こうした点から、総務省には、一律の基準を設けるのではなく、各放送事業者のビジネス構造に即した対応を要望いたします。

【株式会社福島中央テレビ】

○ 経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案の場合は、適時に一定の基準に基

	づき事案の報告を義務付けることを求めようとしています。しかし、経営状況はそれぞれの放送事業者で異なるため、一律の基準を設けることは難しく、適宜適切な対応を要望いたします。 【株式会社テレビ大分】 ○ 取りまとめ案では、「経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案の報告義務化」において、一定の基準に基づき報告を義務付けることを求めようとしています。総じて基準などを検討する際には、一律ではなく、各放送事業者の事業規模や地域特性等に応じた柔軟な対応を要望します。 【株式会社長崎国際テレビ】 ○ ローカル局では、広告主による一部出稿減が収入全体に対し甚大な影響となるため、報告義務について一律の基準を設けるのではなく、個々の放送事業者のビジネス態様に即した対応を要望します。 【西日本放送株式会社】 ○ 検討会は総務省に対し、経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案について、適時に一定の基準に基づき事案の報告を義務付けるべく、その検討を進めることを求めています。ローカル放送事業者においては、今回の事案でも影響が見られたように、広告主による一部の出稿制限であっても、収入全体に対して甚大な影響が生じ、経営危機に陥る可能性があります。こうした点から、総務省には、一律の基準を設けるのではなく、各放送事業者のビジネス態様に即した対応を要望いたします。 【札幌テレビ放送株式会社】 ○ 取りまとめ案では、「基幹放送普及計画においてガバナンス確保の体制整備に関して規定すること」、「一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付けること」、「事案発生後、特に必要な場合には、免許時において、事案を解消するのに必要な措置についての報告や実行を求めるといった条件を付す」と記されていることについて、自主自律を尊重するとは示されていますが、具体的な内容とその解釈によっては行政の介入につながる可能性があると考えますので、より慎重な検討が必要と考えます。特に「一定の基準」と記されていることに対	
--	--	--

して、ローカル局の経営規模によっては、広告主による一部出稿制限でも事業収支に対し大きな影響を受けるので一律の基準を設けるのではなく、ローカル局の実状を勘案した対応を要望致します。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 重要事案発生時に、対象の事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の条件を付すとされていますが、「特に必要な場合」や「条件」が現段階では不明瞭な為、行政による恣意的な運用、もしくは濫用に至るようなことがないように、慎重かつ丁寧な制度設計を要望いたします。

この他、特に当社のような経営規模が小さいローカル局では、一部の広告主による出稿制限によっても収入に大きな影響が生じる恐れがあります。総務省には、こうした事情も鑑みて頂き、一律の基準を設けるのではなく、各事業者の経営規模やビジネス形態に即した対応を要望いたします。

【福井放送株式会社】

- 一方で（3）事案の発生後の対応において、p16-17では解釈と活用の仕方によっては、放送の自主自律を脅かしかねない制度改変ともとれる内容があります。重大事案発生の際は、放送事業者が必要な対応をとるのが基本であり、民放連や系列局の力を借りて、解決すべきだと考えます。「一定の基準」に基づく報告の義務付け、や「特に必要な場合」の再免許時の必要な措置についての報告や実行を求める、などにあるような「一定の基準」「特に必要な場合」などにおいて、解釈の幅が悪用につながらないように、慎重な検討と放送事業者への説明が不可欠です。弊社のような規模のローカル局では、広告主による一部の出稿制限によっても、収入全体に甚大な影響が生じる可能性があります。一律の基準ではなく各放送事業者に即したご対応を要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 取りまとめ案16~17ページ記載の「（3）事案の発生後の対応」において、「収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付ける」「特に必要な場合には、免許時において、条件を付す」旨の記載がありますが、「一定の基準」「特に必要な場合」という表現には、解釈の仕方によって、恣意的

	な運用に至る可能性があると考えており、大変危惧しております。 また、経営規模が小さいローカル局では、広告主による一部の出稿制限であっても、収入に与える影響が大きくなる可能性がありますので、経営的基礎を判断する際には、一律の基準ではなく、ローカル局の実情に合った形での対応を要望いたします。 全体を通して、放送事業者のガバナンス確保に関する取り組みについては、各事業者の自主自律を基礎とし、その自主的な取り組みを後押しするための制度設計をお願いいたします。 【株式会社テレビ金沢】 ○ ローカル局の多くは経営規模が小さく、行政が動きを見せた段階で広告出稿に影響しかねず、それが一部だとしても、存立を脅かす事態になりかねません。「経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案」について、「一定の基準」に基づいて「報告を義務付ける」とされています。将来にわたって恣意的に運用されることがないように、基準や考え方を明確にさせていただきたく存じます。一方、事業者規模の大小等を問わない「一律の基準」にならないよう、事業者の業容や地域特性を考慮した制度設計を要望します。 「免許への付与条件」を検討するよう促している点、条件付与された場合に「制裁」的な印象を免れるのは難しいでしょうし、当該事業者及び取引先の経営を風評等で悪化させかねないことから、規模の小さいローカル局としては賛同いたしかねます。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】		
59	○ 6. P16 8行目 事案の発生後の対応 対応として、不祥事を起こしたとされる取引先や出演者等もまた、法的な整理等が為されるまでは、ステークホルダーであり、放送事業者には事案について説明して理解を求める必要があることを記載されてはいかがでしょうか？ 多くの場合において、ある事案が不祥事であるかどうかやその責任の所在は容易には確定せず、仮に放送事業者やスポンサー等が不祥事であることや責任者を認定したとしても、それが必ずしも正しいとは言えないことから、その不祥事を起こしたとされる者・団体等に対しても「不祥事等の内容に応じて適切な範囲で早期に情報開示を行い、透明性を確保すること」や「通報・相談窓口」の活用が担保されるべきかと思います。	取りまとめにおいて、業界団体がガバナンス確保に関する指針や取組の具体例、留意事項を作成する際に参照すべきものとして、「事案発生時における迅速かつ的確な範囲での情報開示」、「社内外のステークホルダーと丁寧な対話を重ねながら情報を吟味して開示し、信頼性の確保に繋げることが重要である」と記載しており、これを参照し、透明性・信頼性の確保に努めることが重要だと考えています。	無

		【個人25】	
(4) フォローアップ			
60	○ ⑤ フォローアップ（該当箇所：3（4）フォローアップ） 本取りまとめ案で例示されている「円卓会議」については、実質的に各民放事業者や民放連の取り組みに対する指導・監督機関となるのではなく、民放業界のガバナンスに関する取り組みに対する有益な助言を行う枠組みと認識しております。適切なガバナンスの確保は、各民放事業者が自らの責任で取り組むべきものであり、民放連がフォローアップの取り組みに参画する場合は、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」との本取りまとめ案の精神を最大限尊重した枠組みであることが前提と考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 ○ 取りまとめ案では、今後の方針として、有識者・民放連・NHK・総務省による円卓会議でのフォローアップを行う方針が示されています。 当会議体が、放送事業者の取組に対する監督や指導をする機関となり、経営の自主自律を侵すような枠組みではなく、放送事業者への助言やサポートを目的とする枠組みであると認識しており、その前提で施策の検討をお願いいたします。 取り組みの実施にあたり、放送事業者、民放連、総務省が丁寧に対話を重ねることの重要性が指摘されています。弊社もこの内容に同意します。 その上で、フォローアップのプロセスにおいては、有識者会議の場での限られた事業者へのヒアリングや情報だけではなく、日頃から意思疎通を密にすることにより、合理的な合意形成が進むよう、関係者同士が最善を尽くすべきであると考えます。 【株式会社山梨放送】 ○ フォローアップの枠組みとして例示されている「円卓会議」は、放送の自主自律を基本とする放送法の枠組みのなかで、放送事業者の取り組みに対し助言・支援する機能を発揮されるものと認識しています。 そのため、「円卓会議」が、本取りまとめ案の精神である「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」を尊重し、建設的かつ有益な助言を行う枠組みとして機能するよう、その性格・役割をさらに明確化し、運営の透明性を確保することが必要と考えます。	フォローアップの仕組みとして例示した円卓会議では、情報共有・意見交換の実施を想定しています。 関係者間での丁寧な対話が重ねられるとともに、外部からのチェック機能が働くことで、放送事業者におけるガバナンス確保の取組の実効性が継続的に高まることを期待しています。	無

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- (4) 19ページおよび21から22ページにおいて、有識者・業界団体・NHK・行政機関から構成される円卓会議の開催等について記載がありますが、この会議は、指導や監視をする機関ではなく、個々の民放事業者のガバナンスに対する取組を支援し、有益な助言がなされる枠組みであるべきと考えます。

【中京テレビ放送株式会社】

- 取りまとめ案では、今後の方針として、有識者・民放連・NHK・総務省による円卓会議でフォローアップを行う方針が示されています。

この円卓会議が、放送事業者の取組に対する監督、指導をしたり、経営の自主自律を侵したりするような枠組みとはならないよう、強く要望します。

取組の実施にあたり、放送事業者、民放連、総務省が丁寧に対話を重ねることの重要性が指摘されています。弊社もこの内容に同意します。

今後も、有識者会議の場での限られた事業者へのヒアリングや情報だけではなく、日頃から意思疎通を密にすることにより、合理的な合意形成が進むよう、関係者同士が最善を尽くすべきであると考えます。

【日本テレビ放送網株式会社】

- 取りまとめ案では、有識者・業界団体・NHK・行政機関による円卓会議でのフォローアップを行う方針が記されていますが、当会議体が、放送事業者の取組に対する監督や指導をする機関となるのではなく、放送事業者へのサポートを目的とする枠組みであると認識しており、その前提で施策の検討をお願い致します。また、放送事業者、民放連、総務省が丁寧に対話を重ねることの重要性が記されていますが、弊社もこの内容に賛同します。その上で、限られた事業者との対話だけではなく、日頃から多くの事業者と意思疎通を密にすることで、納得のいく合意形成が進むよう、関係者同士が最善を尽くすべきであると考えます。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 取組の実施にあたり、放送事業者、民放連、総務省が丁寧に対話を重ねることの重要性が指摘されています。弊社もこの内容に同意します。

日頃から意思疎通を密にすることにより、合理的な合意形成が進むよう、関係

	者同士が最善を尽くすべきであると考えます。 【広島テレビ放送株式会社】 ○ 取りまとめ案では、今後の方針として、有識者・民放連・NHK・総務省による円卓会議でのフォローアップを行う方針が示されています。 当会議体が、放送事業者の取組に対する監督や指導をする機関となり、経営の自主自律を侵すような枠組みではなく、放送事業者への助言やサポートを目的とする枠組みであると認識しており、その前提で施策の検討をお願いいたします。 またフォローアップのプロセスにおいて、有識者会議の場での限られた事業者へのヒアリングや情報だけではなく、広く関係者からの意見・状況を把握することに努めていただきたいと考えます。 【株式会社テレビ岩手】 ○ ガバナンス確保の取組に関するチェックおよびフォローアップの仕組みとして、有識者・業界団体・NHK・行政機関から構成される「円卓会議」の設置方針が示されています。 弊社は、適切なガバナンスの確保は放送事業者が自主自律の下で主体的に行うことが基本であると考えています。その上で、円卓会議には放送事業者のガバナンス確保に向けた有益な助言やサポートを提供するための情報共有・意見交換の場としての役割を期待いたします。 ガバナンス確保の取組を時代の変化に応じて適時適切に更新していくためには、放送事業者・民放連・行政を含む関係者間で、丁寧な会話を重ねながらフォローアップを行うことが不可欠であると考えます。 【株式会社高知放送】 ○ 本取りまとめ案で例示されている「円卓会議」は有識者・業界団体・NHK・行政機関から構成されるとなっている。ガバナンスの確保は、放送事業者が自主自律で取り組むべきものだ。放送事業者や民放連の取り組みに対する行政の指導・監督機関とならないように、また報道機関である放送局への介入にならないように、合理的な合意形成が進むよう、厳密な制度設計や透明性のある運用を求める。 【読売テレビ放送株式会社】	
--	--	--

	○ 取りまとめ案では、今後の方針として、有識者・民放連・NHK・総務省による円卓会議でのフォローアップを行う方針が示されています。 この円卓会議が、放送事業者の取組に対する監督、指導をしたり、経営のこの自主自律を侵したりするような枠組みとならないよう、強く要望します。 取組の実施にあたり、放送事業者、民放連、総務省が丁寧に対話を重ねることの重要性が指摘されています。弊社もこの内容に同意します。 今後も、有識者会議の場での限られた事業者へのヒアリングや情報だけではなく、日頃から意思疎通を密にすることにより、合理的な合意形成が進むよう、関係者同士が最善を尽くすべきであると考えます。 【青森放送株式会社】 ○ 「円卓会議」は、各民放事業者や民放連の取組みに対する指導・監督機関となるのではなく、民放業界のガバナンスに関する取組みに対する有益な助言を行う枠組みと認識しています。 適切なガバナンスの確保は、あくまでも各民放事業者が自らの責任で取り組むべきものであるという前提で、施策の検討をお願いいたします。 【株式会社秋田放送】 ○ 取りまとめ案で示されている「円卓会議」について、民放連をはじめとする民放事業者の取組みを尊重したうえで、実効性を確保し継続的なものになるように行政や有識者から助言しサポートする役割であるべきと考えております。 【株式会社TBSテレビ】 ○ フォローアップについて、有識者・業界団体（民放連）・NHK・行政機関（総務省）による円卓会議の仕組みでの情報共有・意見交換の実施が示されています。 当会議体については、放送事業者に対して、自主自律に踏み込むような役割ではなく、放送事業者へのサポートを担うスキームであると考えています。 【株式会社BS日本】 ○ 本取りまとめ案で例示されている「円卓会議」については、実質的に各民放事業者や民放連の取組みに対する指導・監督機関となるのではなく、民放業界の		
--	--	--	--

	ガバナンスに関する取り組みに対する有益な助言を行う枠組みと認識しております。 適切なガバナンスの確保は、各民放事業者が自らの責任で取り組むべきものであり、フォローアップの取り組みは、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべき」との本取りまとめ案の精神を最大限尊重した枠組みであることが前提と考えます。 【朝日放送テレビ株式会社】 ○ フォローアップの仕組みの在り方の例として、取りまとめ案では、有識者・民放連・NHK・行政による円卓会議による意見交換が示されています。この円卓会議は、各放送事業者への助言やサポートを目的とする枠組みであると認識いたしますが、いつしか目的を外れて放送事業者の取り組みに対する監督や指導に及ぶ機関とならないように、強く要望いたします。 【福井放送株式会社】 ○ 【原案】 先述のフレームワークの実行性について、外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備し、必要に応じて取組の充実等の見直しを行うべきである。 ・有識者・業界団体・NHK・行政機関から構成される円卓会議を開催し、 （・・・省略）情報共有・意見交換を実施。 【意見】 本取りまとめ案で例示されている「円卓会議」は、あくまでも「情報共有・意見交換する場」であると考えており、指導・監督のための機関とならないような制度設計がなされるものと考えています。 【関西テレビ放送株式会社】 ○ 取りまとめ案では、有識者・民放連・NHK・総務省による円卓会議でフォローアップを行う方針が示されました。この円卓会議が、放送事業者の取組に対し監督・指導を行ったり、経営の自主自立を侵したりするような枠組みとならないよう要望いたします。 取組の実施にあたっては、放送事業者・民放連・総務省が丁寧な対話を重ねる	
--	--	--

	ことが重要だと考えます。今後も、有識者会議での限られた事業者へのヒアリングや情報だけでなく、日ごろから意思疎通を密にし、合理的な合意形成が進むように、関係者が最善を尽くすべきであると考えます。 以上 【株式会社テレビ新潟放送網】 ○ 今後の方針として、有識者・民放連・NHK・総務省による円卓会議でのフォローアップを行う方針が示されています。 当会議体が、放送事業者の取組に対する監督や指導をする機関となり、経営の自主自律を侵すような枠組みではなく、放送事業者への助言やサポートを目的とする枠組みであると認識しており、その前提で施策の検討をお願いします。 【株式会社静岡第一テレビ】 ○ 取りまとめ案では、「有識者・業界団体・NHK・行政機関から構成される円卓会議」を例に挙げ、「官民が連携してフォローアップする仕組みの整備」を求めています。 これは、「放送事業者の自主自律」を脅かすような仕組みではなく、放送事業者への有益な助言やサポートを目的とする枠組みであると認識しております。適切なガバナンスの確保は、各放送事業者自らの責任で取り組むべきものであり、その前提で検討をお願いいたします。 【山形放送株式会社】 ○ 取りまとめ案では、今後の方針として、円卓会議でのフォローアップを行う方針が示されています。会議が放送事業者の取組に対し、監督や指導をする機関となって経営の自主自律を脅かすのではなく、放送事業者への助言やサポートを目的とする枠組みであると認識しており、その前提で施策の検討をお願いいたします。また、取組の実施にあたり、放送事業者、民放連、総務省が丁寧に対話を重ねることの重要性が指摘されています。弊社もこの内容に同意します。 【株式会社福島中央テレビ】 ○ 取りまとめ案で示されている「円卓会議」について、民放連をはじめとする民放事業者の取組みを尊重したうえで、実効性を確保し継続的なものになるように行政や有識者から助言する役割であるべきと考えております。	
--	--	--

	【株式会社BS-TBS】 ○ 円卓会議のような外部チェックについては、監視・指導する組織ではなく、地域情報を発信することに支障がないよう助言頂けるような枠組みとなる事を要望します。 【四国放送株式会社】 ○ 今後のフォローアップの在り方として円卓会議の開催が示されていますが、放送事業者に対する指導や監督機関ではなく、放送事業者の自主自律の取組を大前提とした枠組みとなるよう要望します。 【株式会社テレビ信州】 ○ 円卓会議が、放送事業者の取組に対する監督、指導をしたり、経営の自主自律を侵す枠組みとならないよう強く要望します。有識者会議での限られた事業者へのヒアリングや情報だけではなく、日頃からの意思疎通で合理的な合意形成が進むよう関係者同士が最善を尽くすべきと考えます。 【西日本放送株式会社】 ○ 有識者、民放連、NHK及び総務省による円卓会議において、フォローアップを実施する方針が示されました。本会議体は、放送事業者に対し助言並びに支援を行うことを目的とする枠組みであると認識しています。フォローアップの実施に当たっては、有識者会議における一部事業者への限定的なヒアリングや収集情報のみに依存することなく、放送事業者、民放連、総務省が平素より緊密な連携及び情報交換を行い、合理的な合意形成を確保することが重要です。関係者は、その実現に向けて最大限の努力を傾注すべきであると考えます。 【株式会社福岡放送】 ○ 取りまとめ案では、今後の方針として、有識者・民放連・NHK・総務省による円卓会議でのフォローアップを行う方針が示されています。 当会議体が、放送事業者の取組に対する監督や指導をする機関となり、経営の自主自律を侵すような枠組みではなく、放送事業者への助言やサポートを目的とする枠組みであると認識しており、その前提で施策の検討をお願いいたします。	
--	--	--

	取組の実施にあたり、放送事業者、民放連、総務省が丁寧に対話を重ねることの重要性が指摘されています。弊社もこの内容に同意します。 その上で、フォローアップのプロセスにおいては、有識者会議の場での限られた事業者へのヒアリングや情報だけではなく、日頃から意思疎通を密にすることにより、合理的な合意形成が進むよう、関係者同士が最善を尽くすべきであると考えます。 【札幌テレビ放送株式会社】 ○ フォローアップについては、取りまとめ案にある円卓会議が放送事業者への『サポート』を目的とする枠組みであると認識しており、その前提での施策検討をお願いいたします。そのプロセスにおいては、有識者会議の場での限られた事業者へのヒアリングだけでなく、日頃からの密な意思疎通により、弊社のような特殊性を持つ局の視点を含め、放送業界全体の多様な実情を反映した、合理的な合意形成が進むよう、関係者同士が最善を尽くすべきであると考えます。 【株式会社テレビ宮崎】 ○ 取りまとめ案で示されている「円卓会議」について、民放連をはじめとする民放事業者の取り組みを尊重したうえで、実効性を確保し継続的なものになるように行政や有識者から助言する役割であるべきと考えております。 【株式会社TBSラジオ】 ○ 本案において、官民が連携してフォローアップする仕組みとして、総務省や有識者、関係団体等で構成される「円卓会議」の新設が提言されましたが、その運用方法や役割・権限等に関して十分に協議する必要があります。 円卓会議は実質的な指導・監督を行う機関ではなく、ガバナンスに関する取り組みに関して有益な助言を行う枠組みとして位置づけるべきであり、行政の介入によって放送事業者の自主性を侵害しないことを強く求めます。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】		
61	○ ガバナンスの実効性をフォローアップする仕組みの整備については、その必要性は認識するが、構成メンバーについては、有識者・業界団体・NHKとし、行政はメンバーとしてではなく事務局機能を担う存在としての関与にとどめるべきであるとする。	取りまとめのフレームワークの実効性について、外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備するべきであると考えており、行政機関も含めた円卓会議を開催することが適当で	無

	衛星放送協会としても、ガバナンスでの取組を進めていく過程で、その進捗をフォローアップするために、外部理事である有識者や弁護士が議論に参加する仕組みを構築する考えである。 【一般社団法人衛星放送協会】	す。	
4 終わりに			
62	○ 取りまとめ案では、この取りまとめをふまえ、速やかに制度改正等の必要な措置を講じることとしているが、まずは、放送事業者・業界団体の今後の取組の進展を見守るべきと考える。フォローアップのための円卓会議の必要性は認識しているので、制度整備よりも早急に立ち上げ、放送事業者・業界団体の取組についての現状認識を深めていくことが必要だと考える。 【一般社団法人衛星放送協会】	ガバナンス 確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。行政の役割を含め本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくことが重要であるため、制度改正等の必要な措置は、本取りまとめを踏まえ、速やかに講じることが適当です。	無
63	○ 検討会の取りまとめ案は「終わりに」で、「国民の信頼は放送の基盤であり、それを自らの手で支える努力こそが「自主自律」を真に確立する道である。自主自律を基本とする枠組みを維持できるか否かは、ひとえに放送事業者・業界団体が真剣に取り組むか否かにかかっている。放送事業者・業界団体においては、今般の取り組みを通じて国民・視聴者に自浄能力を示すとともに、今後とも放送の社会的役割を果たしていくことを期待する」と結んでいます。弊社は山形県で70余年にわたり、ラジオ、テレビの放送を続けてきました。県民・視聴者の信頼は放送・経営の基盤であり、地方においては特に、その信頼が放送事業者存立に不可欠です。その信頼を失うことのないよう「地域密着」をかけた、一挙手一投足が地域で注目されている前提で真剣に県民・視聴者と向き合い、ニュース報道や番組制作、事業運営などを行ってきました。番組・CMなどの考査、番組審議会での審議、取材・ロケ・営業活動を通して、また、視聴者センターを通しての視聴者との向き合い、そして、社内においては、倫理委員会やハラスメント委員会の設置、今回の問題を受けたあとは弊社も独自にアンケートを実施、また、接待・会食に関するルールを設定するなど限られた社内体制の中ではありますが、自主自律の下、民放連や系列各社と連携をとりながら最大限対応し、信頼の確保に努	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	めています。	【山形放送株式会社】	
その他			
64	○ おそらくフジテレビやジャニーズの性加害問題・不祥事問題に関連するメディア監察強化と見たが、 ・現在、日本のメディアには ファクトチェック・倫理チェックが義務化されていない。海外では もはや当たり前の人権保護規定であり、子供の出演する番組には児童福祉やチャイルドマインダーの専門家が付く事なども義務付けられている。メディアに対して、ファクトチェック、倫理チェックの内部部署および外部監査を設ける様、法制化すべきである。 ・現状、ラジオでは「マスメディア集中排除原則」に違反する放送局を 複数 許容しているが、その多くが 極右的な デマ・嘘・差別発言を行い、公共の電波で人権侵害を行っている事例を確認している (下関市 カモンFM、唐津市 FMからつ、浦添市 FM21、また全国区の FM 東京 など)。 これらのラジオ局は 温暖化の否定、原発推進、外国人差別など 偏見差別や環境破壊を助長する言説を展開しており、酷い所では 極右政党への支持を増やす為、投票当日の投票先指示など、放送法・公職選挙法に違反する放送を あからさまに行っているが、これらに対し 自治体・国では 全く規制を行っていないという異常事態である。 人権確保の点から、この様なラジオ局の取り締まりが必要である。 ・加えて BP0 では、上記の様なラジオ局・ラジオ番組を通報しても 長年 対応して来なかった現状がある。 人権侵害に関しても、当事者からの被害提出を経た通報しか受け付けられないなど、実行的でない窓口体制で、本当に機能しているのか疑わしい。 体制改善と、BP0 自体への人権指導（組織内チェック、第三者チェック）が必要ではないか。 ・また、現在の政府には、「停波発言」を行った 高市総理など、マスメディアへの圧力を行使しようとする議員・大臣がおり 非常に問題だ。 マスメディアへの規制強化が、国・行政による検閲とならない様、ガバナンスの内容には 細心の注意を払っていただきたい。 ガバナンスを指示する側にも、ファクトチェック・倫理チェックの体制を義務付	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	けるべきである。		
	【個人１】		
65	○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する意見提出 本意見書では、近年の放送事業者における報道姿勢について、特に深刻と考える三点を提示する。いずれも、報道の自由と国民の知る権利を踏まえた上で、それを支えるための倫理性、中立性、人権尊重の観点から整理したものである。 国益や外交に影響する、事実と異なる国際報道の是正 近年、国際放送を含む一部の報道において、日本の外交上の立場や事実関係を正確に伝えず、結果として国益を損なう情報が海外に向けて発信される事例が存在する。 例として以下が挙げられる。 日本政府の公式立場と異なる領土表現を国際放送で用いる 他国政府の一方的主張を、そのまま事実のように紹介する構成になっている こうした報道は、外交上の立場の不当な矮小化、国際社会の誤解の増幅、国民の信頼の低下といった深刻な影響をもたらす。 よって以下の点を求める。 国際放送の内容検証プロセスの強化 領土や外交の報道における政府公式表現との整合性確認 外国政府発表を過度に優先しないための編集ガイドライン整備 政治報道における中立性確保 政治報道において、特定の政権や政党に対して肯定または否定のいずれかに偏った論調が見られる。 具体例として以下がある。 選挙や総裁選の時期における候補者紹介の露出量の偏り スキャンダル報道の量やタイミングに著しい差がある 解説者やコメンテーターの人選が特定の政治的傾向に偏っている 政治報道の公平性は、国民の判断形成や民主主義の健全性に直結する。 よって以下を求める。 放送事業者全体での政治的公平性の継続的評価 コメンテーターや識者の人選に関する透明性確保 選挙期間中の政党露出量管理の仕組み導入 重大事件や災害で亡くなった方に対する報道姿勢の改善	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	最も重大な問題として、重大事件や災害などで亡くなった方について、死亡直後に生前のスクandal紹介や政治的評価を含む総括的報道が行われる事例がある。 これは以下の点で深刻である。 遺族への感情的配慮の欠如 人の死を素材として扱う倫理上の問題 社会全体のモラル低下 報道への信頼低下 また、遺族への突発的な取材、涙を流す家族を長時間撮影する行為、未成年者や弱者を不要に露出させる行為など、明確に人権侵害と評価され得る事例がある。 よって以下を求める。 重大事件や災害時の死者に関する総括的報道を禁止するガイドラインの制定 遺族取材に関する事前同意の徹底と、時間および距離に関する基準の策定 未成年者や弱者の映像使用に関する厳格なルール化 生放送におけるコメント管理体制の強化 違反時の内部ペナルティの明確化と運用 さらに、公共放送が、被爆地広島・長崎で亡くなった多くの犠牲者の歴史的背景を軽視する判断を行った事例も深刻である。具体的には、原爆のキノコ雲を模したランプをSNSで投稿した海外アーティストを、倫理的検証を十分に行わないまま大型音楽番組に出演させた事案があった。 これは以下の点で重大である。 戦争被害者・遺族の感情への著しい無配慮 被爆の歴史に関する国民的感情との断絶 公共放送の編集責任・審査プロセスの欠如 国際的に見ても日本の歴史認識に対する軽視を容認する姿勢となり得る よって以下を求める。 歴史的・社会的配慮が必要な案件について、外部有識者を含む審査プロセスを義務化すること 国際アーティストやインフルエンサーの起用に際して、過去の言動を審査する倫理ガイドラインの整備 遺族や被害者団体に重大な精神的影響を及ぼす企画について、事前協議または		
--	--	--	--

	説明責任を課す仕組みの導入 結語 報道は民主主義を支える基盤であり、国民からの信頼によって成立する。放送事業者が巨大な影響力を持つ以上、国益、中立性、人権の三点において高度な倫理性が求められる。 本意見書の目的は、報道の自由を制限することではなく、国民が安心して報道を信頼できる環境を整えることである。 【個人2】		
66	○ 「インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している」が、それはテレビ・新聞・ラジオなど古くから存在するメディアにも言えます。偏向報道や報道しない自由の行使例を挙げればきりがありませんが。 NHKは関連事業で一定の収入を得ているからこそ、受信料のさらなる引き下げを求めます。最終的には地上波でのスクランブル放送（ニュース・気象情報・国会中継・教育番組等を無料化、スポーツやドラマ、娯楽番組等は有料）の実現が待たれます。 フジテレビ系列で起きた一連の事件などを機に再発防止に努めようでは遅い。このまま放送事業者が沈んでいくのなら、近い将来のキー局の再編や電波料引き上げ、あるいは停波も考えられますね。 【個人4】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
67	○ 平素より、我が国の放送行政および報道機関の健全な発展に向けたご尽力に深く感謝申し上げます。以下、現在の放送および新聞報道をめぐる状況について、国民の一人としての実感と客観的な問題構造を踏まえた上で、ご意見・ご要望・ご提案を申し上げます。 近年、日本放送協会を含むテレビ放送および新聞報道において、特定の立場や価値観に偏った報道が増えているとの受け止めが、国民の間で広く共有されつつあります。その結果として、テレビを見ない人、新聞を購読しない人が着実に増加し、いわゆる「メディア離れ」が進行しています。この現象は単なる視聴習慣の変化ではなく、既存マスメディアに対する信頼の低下という、より深刻な構造的問題の表れと考えられます。 第一に、番組編成や紙面づくりにおいて、国民の多様な意見や問題意識よりも、視聴率や販売部数を優先する傾向が強まっている点が挙げられます。テレビでは、公共性の高い報道や多角的な検証よりも、短期的な話題性を狙ったバラエ	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無

	ティ番組が中心となり、時間と費用のかかる質の高いドラマや骨太な報道企画が縮小している印象があります。新聞についても、記者クラブに依存した発表報道や、特定のイデオロギーに寄った紙面構成が続き、読者が「自分たちの声が反映されていない」と感じる要因になっています。 第二に、放送事業者や新聞社のガバナンスと透明性の不足が、さまざまな疑念を生み出している点です。番組内容や紙面の偏りに対する説明が十分でない状況の中で、視聴者・読者の一部からは、スポンサーや特定の政治勢力、さらには外国資本、とりわけ中華人民共和国をはじめとする海外勢力からの影響を過度に受けているのではないかという疑念や噂も根強く存在しています。これらの疑念が事実か否かにかかわらず、資本関係や取引関係の情報公開が限定的であること自体が、国民からの信頼を損なう要因となっています。 第三に、本来は「第三者機関」として機能すべき放送倫理・番組向上機構などの自律的仕組みが、国民の目から見て十分に実効性を持っているとは言い難い状況も問題です。業界内部の自律的な取り組みは重要である一方で、利害関係から完全に独立しているとは言い難い枠組みだけでは、信頼回復には限界があります。重大な倫理問題や人権侵害が疑われる事案が発生した際にも、勧告や要望にとどまり、責任の所在や再発防止の実効性が十分に担保されていないとの印象を与えています。 第四に、日本放送協会の位置づけと受信料制度についても、公共放送としての理念と現実の運用の間に大きな乖離が生じています。公共放送である以上、災害情報や天気予報を含む基礎的な情報は、国民の安全と生活を守るためのインフラとして、誰もがアクセスできることが望ましいはずですが、しかし現状では、単にテレビを設置している、あるいは放送波やインターネットで天気予報などの基本情報を視聴しようとするだけで受信契約を求められる運用となっており、「本当に国民のための公共サービスなのか」「組織維持のための徴収に偏っていないか」という強い違和感が生じています。 これらの点を踏まえ、以下のような方向性での制度的見直しおよび運用改善をご提案申し上げます。 一つ目として、放送事業者および新聞社のガバナンスに関して、資本構成や主要スポンサー、外国資本の影響度など、国民の信頼回復に直結する情報の透明性を一層高める枠組みの検討をお願いしたいと考えます。疑念や噂が先行する状態を放置せず、客観的な情報公開と説明責任により、根拠のない不信を抑制し、必	
--	---	--

	要な問題には正面から向き合う土台を整えることが重要です。 二つ目として、現在の自律的な第三者機関に加え、放送と報道の公共性を監視する、より独立性と実効性の高い仕組みの検討をご要望申し上げます。人事や財源の面でも業界団体や個別事業者から一定の距離を保ちつつ、倫理・人権・編集の在り方について定期的な検証と提言を行う枠組みを構築することで、国民の目から見て「本当に第三者」と言える監視と改善のサイクルが生まれると考えます。 三つ目として、日本放送協会の制度見直しについて、公共放送としての役割と受信料制度の整合性を根本から再検討することをご提案いたします。災害情報や天気予報など、国民の生命・財産の保護に直結する情報については、受信契約や支払いの有無にかかわらずアクセス可能とすることを前提とし、その上で組織の形態や財源構造について、株式会社化を含めた複数の選択肢を比較検討いただきたいと思います。公共性を保ちつつも、経営の透明化やコスト意識の徹底を図ることにより、現在のような強制徴収への不満と不信を軽減できる可能性があります。 四つ目として、新聞を含む既存マスメディア全体について、視聴率や販売部数だけに依存しない評価指標の導入をご検討いただきたいと思います。短期的な話題性や娯楽性に偏らず、民主主義に資する調査報道や、多様な意見が交わされる討論型の番組・紙面を一定程度担保する仕組みを制度的に支えることが、長期的には国民の信頼回復とメディアの持続可能性につながると考えます。 以上のように、現在のテレビ放送および新聞報道に対する国民の不信や離反は、単なる嗜好の変化ではなく、透明性の不足、自浄能力の限界、公共性と財源構造のねじれといった、複数の構造的要因が重なった結果であると考えます。これらの問題に対し、事業者自身の努力だけに委ねるのではなく、制度設計とガバナンスの観点から、貴職において中立的かつ実効性のある改革の検討を進めていただければ幸いです。 国民が再び、放送と新聞を「信頼できる情報源」として選択できる社会を実現するために、本ご意見・ご要望・ご提案が、今後の制度見直しや運用改善の一助となりましたら幸いです。どうぞご検討のほどよろしくお願い申し上げます。 【個人5】		
68	○ 多くの地上波やBSにも言えますが、全てのCS放送は、ネット配信サービス全盛の今、必要な存在ですか？私はそう思いません。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を	無

	人権を大切にする方針は間違いないですが、テレビ局が他人を配慮する姿勢が感じられません。例えば、外国人へのインタビューでは、誤った翻訳を字幕にしたり、取材に答える人の日本語吹替え版で必要以上に脚色をつけたりしていることが挙げられます。 遅くとも、ネットが普及し始めた20年前からガバナンス対策をしていれば今の放送業界の悲惨な状況は回避できたかもしれませんけど... 【個人7】	行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	
69	○ 1. nhkは、報道に無駄が多すぎる。 2. 悲劇の報道に赤裸々すぎる。 3. 海外特派員が多すぎはしないか？ 4. ラジオ、テレビは、終日放送ではなく休息時間を持ったらどうか！ 5. 無理に時事ネタをやろうとするから、「立花」みたいな奴が支持される。 以上 【個人8】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
70	○ 昔から放送に問題はつきものですが、広告主に過度に配慮した広告主の不祥事報道の自粛や中立性を欠いた報道、やらせ、BP0で問題視される番組など、近年でも問題は多い。放送免許の取り消しもできるようにすべきだと思う。 【個人9】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
71	○ 今のマスコミを支える特権や規制を廃止し、電波も自由化orオークション化するなどして新規参入ができるように適正な競争が起きるようにさせてあげるのが本来必要なことです。 NHKは税制優遇措置を受けているだけでなく、約7000億円の予算から1000億円近くを資産形成に回しておいて、赤字だとわめいて、視聴者に受信料を請求させることを平気でしています。公共放送だというのであれば、それだけの利益は受信料引き下げなどの原資に回すなど国民の還元されるべきです。 偏向報道ばかりで中国や韓国の企業およびその製品の宣伝は積極的に行う事で自ら中立性も捨ててきたNHKの現状を考えれば、放送法15条および関連条文を廃止することでNHKを国から完全に切り離して独立採算でやっていかせたらいいですね。 【個人11】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
72	○ 放送事業者がガバナンスを本気で確保するには、放送法違反に重い罰則を設け	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具	無

	ることが不可欠です。総務省は、国民の財産である公共の電波で偏向報道を垂れ流している放送事業者に、活動停止、悪質の場合は廃業勧告を出すべきです。 【個人12】	体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	
73	○ スポンサーのために視聴者を騙し、利益誘導を行うのがメディアの役割なのだから、いくら放送事業者がガバナンス確保に努めると言っても、我々視聴者には信じがたい。 なお、今の排外主義を作り出したのは国際金融資本に支配されている各国政府であることは放送事業者には覚えてほしいし、視聴者に伝えてほしい。 【個人14】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
74	○ あなたたちは、宮脇睦さんのメディアに関する投稿(YouTubeやXなど)を参考にした方がいいですよ。 何事も、特定の政権や政党や団体、人物に忖度しないことが大事です。 【個人15】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
75	○ 「誤報だとわかっていて報道する」ことは、「ディスインフォメーション（意図的な偽情報拡散）」です。公共の電波を使っていて、犯罪まがいをするニュース番組。 紅白出場の韓国グループaespaの中国人メンバーの“きのこ雲ランプ”投稿→NHK「出場問題ない」 石井議員「原爆を模したランプを可愛いと評価した。紅白出場停止を求める署名が10万人を超えている」 NHK山名専務理事「所属事務所が原爆被害を揶揄する意図がなかったと言っているから問題ない」 ガバナンスが、ガバガバですよ。各放送事業者は遅くとも、期限を迎える2028年までに、放送免許を返上してください。 【個人16】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
76	○ 安倍元首相は靈感商法撲滅で消費者裁判手続特例法を創って統一教会に決定的打撃を与えた人だと、門田隆将さんは言っているのに、それを報じないオールドメディア。 一方、デマを連発する鈴木エイト氏を好んで呼ぶオールドメディア。鈴木氏に対する処罰と、人命を奪ったテロリストへの極刑と、それを助けたテレビの停波は避けられないだろう。 元首相の命を奪った男がテロリストなら日本を旧統一教会に売った元首相もテ	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	ロリストだと主張する人もいるのだろうけど。 【個人17】		
77	○ 番組出演者の途中降板など、放送事業者が恣意的に行うことには一定の規制が必要ではないか。 放送事業者からの一方的な降板要求は、雇用者であれば一方的な解雇通告に等しく、それ相応・相当の理由・事由説明が行われてしかるべきと思われる。 少なくとも、本人に対して具体的な事由・理由を挙げて説明する責任が生じていると解釈すべきものであり、現行の法制では、放送事業者の説明責任が明確化されていない点に問題がある。 その点について、是非検討の上、事業者側の説明責任について明確化をして貰いたい。 【個人18】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
78	○ 放送法で他国の介入を許さない為に、株主の外国人比率を規制しているのに、肝心のテレビ局の編成に外国人勢力がいるのは、おかしい。外国人勢力が編成に関わっているから、NHKラジオで尖閣諸島を巡る失言など不祥事が起きてしまう。反日的な外国人は国内メディアから追放すべきだ。 【個人19】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
79	○ 民放連と日本放送協会が出資するBP0が放送局の放送倫理を審議するのは、ガバナンスの観点からおかしいです。BP0をなくし、資本的、人的に完全に独立した第三者機関を設立し、放送倫理を審議すべきです。 【個人20】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
80	○ 記者クラブは談合で犯罪です。 電波利権を独占禁止法で摘発されるのも時間の問題です。 腹をくくれ。電波法を改めて理解しましょう 【個人21】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
81	○ 2022. 7. 8に起きた銃撃事件の裁判が行われているが、テレビでは加害者Y被告を庇うコメントが多々あり目立つ。やめてほしい。ここに来て真犯人がいるとの情報もあるが、包み隠さずそれを突き詰め報道せよ！ 【個人22】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

82	○ 放送事業者がガバナンス歯止めが効いていないと思われます まず、日本の放送の電波をオークションにすべきです 公共放送は縮小すべきです。特殊法人を廃止すべき 偏見報道、洗脳している報道が強く感じられる 平等に放送できない放送局には刑罰を与えるべきだと思います 【個人23】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
83	○ NHKを利用者課金にして本当に観たい人だけ見れるように放送局64条を改定、または削除して。 【個人24】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
84	○ 私は、放送が国民の知る権利を支える公共的役割を担うものである以上、その信頼性の確保は極めて重要であると考えます。 インターネット上の情報が玉石混交であることがしばしば指摘されますが、地上波テレビにおいても、虚偽や紛らわしい情報が「事実であるかのように」流される事案が繰り返されています。公共の電波を独占的に使用している以上、このような誤情報の拡散は、国民の知る権利の侵害に直結し、民主主義の基盤を揺るがす重大な問題です。 放送法第4条には「報道は事実をまげないですること」と明確に定められていますが、虚偽・捏造・印象操作などが行われても、実効性のある制裁が存在せず、行政指導にとどまる現状は十分とは言えません。 国民の信頼を守るためには、放送事業者自身のガバナンス強化だけでなく、虚偽・誤情報・恣意的編集に対するより強力で実効性ある制度設計が不可欠です。 さらに、私は以下の点を法律に明記することを強く求めます： 日本および日本国民を不当に貶める放送への強い対処の明文化 放送が国家および国民を不当に貶め、虚偽や恣意的編集によって国益を損ない、社会的混乱や国民の名誉を傷つけるような行為が行われた場合には、社会的影響は甚大です。 こうした行為は放送の公共的使命に反するものであり、看過すべきではありません。 そのため、虚偽情報・捏造・偏向により、日本または日本国民を不当に貶める放送を行った放送事業者に対しては、改善命令のみならず、停波を含む強力な措	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	置を取ることを法律に明記すべきです。 これは言論統制を目的とするものではなく、「公共の電波を使用する事業者は高度の自律と責任を負うべき」という理念を具体化するものです。 放送は民主主義の基盤であり、その信頼性は国民の知る権利に直結します。 来るべき制度改革においては、放送事業者のガバナンス強化とともに、虚偽報道・国民を貶める放送への実効性ある対処を明確に制度化することを要望します。 【個人26】		
85	○ NHKも含めテレビの情報に対する一般国民の不信感は非常に大きくなっている。これは新聞などのオールドメディアも同様である。原因はジャーニーズ事務所の性被害問題その他放送期間内の問題を筆頭に、オールドメディアが事実をひたすら隠蔽してきたことが公になってしまったからだ。結果、テレビ・新聞を見ない・信じない人口が激増し、多くはYoutubeやSNSに情報を求めに行っている。そこでの情報は玉石混交だが、オールドメディアによる一方向の隠蔽、誘導、世論操作よりはよっぽどマシだと多くが思うからだ。オールドメディアと違い、インターネット上では殆どの事象に対して賛否両方の見解を見ることが出来、あとはそれを受け取る個々人の判断にゆだねられる。これこそ言論の自由であり、民主主義だと思う。オールドメディアに民主主義は感じられない。 【個人27】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
86	○ ガバナンスも大事だがそれよりは、すべての国民に関わること・・・つまり放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先ではないでしょうか？ それにも関わらず、この取りまとめ案は、 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』 と言い切っています。 放送が信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているとは到底思えない。 オールドメディアといわれて放送に対する期待は地に落ちているのでは？ 放送事業者の偏向報道は問題になっていないのでしょうか？	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりです。	無

	【個人29】 ○ フジテレビの問題を発端に、放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会と思われるが、放送事業関係者の人権尊重・コンプライアンス確保は、大事な話ではある。が、すべての国民に関わることで放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先ではないか？ ・＜放送法＞抜粋 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること にも関わらず、この取りまとめ案は、 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』 と言い切るのは何故か？ 信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているのか？ 放送に対する期待は増しているのか？ 放送事業者の偏向報道は問題になっていないのか？ このままこの問題を放置すれば、ますます現在の放送事業者の信頼が失われ、存続さえ困難になる可能性もあることを提起する委員はいなかったのか？ 【個人36】 ○ 放送事業関係者の人権尊重・コンプライアンス確保は、大事な話ではありますが、ある意味業界内の話にすぎません。 それよりは、すべての国民に関わることで・・・ つまり放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正す		
--	--	--	--

	ることが第一優先ではないでしょうか？ それにも関わらず、この取りまとめ案は、 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』 と言い切っています。 信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているのでしょうか？ 放送に対する期待は増しているのでしょうか？ 放送事業者の偏向報道は問題になっていないのでしょうか？ このままこの問題を放置すれば、ますます現在の放送事業者の信頼が失われ、存続さえ困難になる可能性もあることを提起する委員はいなかったのでしょうか？ ＜放送法＞抜粋 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 【個人49】 ○ すべての国民に関わること・・・つまり放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先ではないでしょうか？ このままこの問題を放置すれば、ますます現在の放送事業者の信頼が失われ、存続さえ困難になる可能性もある。 【個人86】 ○ 放送業界のガバナンス確保を重視するよりも放送事業者が守るべき放送法、特	
--	--	--

	に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先だと考えます インターネット上での偽情報や誤情報の問題等が顕在化している中で放送は取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信 知る権利の保障 社会の基本情報 の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で放送に対する期待は増している との文言が取りまとめ案内にございますが一国民として放送に対して特に期待を増した覚えは残念ながらございません むしろ公平さが減少しマスコミの都合の良い結論に着地する又は都合の良い印象操作ができるよう番組構成が組まれていると感じてしまいます 例を挙げると 今年の夏に行われた参院選における 参政党への過剰な偏向報道 演説の一部切り取りによる印象操作 自民党総裁戦における支持率の独自調査 が挙げられるかと存じます 上記の例は特にSNSを中心に大荒れし非難が相次いだ事例となります 放送法 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たっては次の各号の定めるところによらなければならない - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと - 二 政治的に公平であること - 三 報道は事実をまげないですること - 四 意見が対立している問題については できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること 上記が遵守されていないと感じる方が多い為インターネットで情報を収集し精査する国民が増加したのではと考えられます 放送業者への信頼失墜により存続が困難になる事を望まないのであれば国民の知る権利の保障を早急に精査して頂き放送法を遵守できるよう放送の見直しを検討して頂きたく存じます	
--	--	--

今一度日本国民に寄り添った運営がなされますよう期待しております

【個人93】

- 放送事業関係者の人権尊重・コンプライアンス確保は、大事な話ではありますが、ある意味業界内の話にすぎません。それよりは、すべての国民に関わること・・・つまり放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先ではないでしょうか？それにも関わらず、この取りまとめ案は、『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と言い切っています。信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているのでしょうか？放送に対する期待は増しているのでしょうか？

放送事業者の偏向報道は問題になっていないのでしょうか？SNS規制する前に偏向報道規制する方が先です。日本の報道の自由度ランキングは発展途上国並み。

【個人108】

- 放送事業関係者の人権尊重・コンプライアンス確保は、大事な話ではありますが、業界内の話にすぎません。

それより、すべての国民に関わることで、放送事業者が守るべき放送法の特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先と考えます。

それにも関わらず、この取りまとめ案は、『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と言い切っています。

現在、信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているようには思いません。放送に対する期待は増しているとしていますが、今のマスメディアの偏向報道の方が酷いと感じます。そちらの方が問題ではないのでしょうか。

こちらの問題を放置する方が、ますます現在の放送事業者の信頼が失われ、存続さえ困難になる可能性があると考えます。

	また、この問題について提起する委員はいなかったか？そちらについても疑問に感じます。 【個人112】 ○ フジテレビの問題を発端に、放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会について、放送事業関係者の人権尊重・コンプライアンス確保は、大事な話ではありますが、ある意味業界内の話です。 それよりも、すべての国民に関わる放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先です。 今回の取りまとめ案は、『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と言い切っていますが、信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を本当に果たしているのか甚だ疑問です。 放送事業者の広告費は、インターネット広告に抜かれており、今後ますますネットヘシフトすることが明らかです。 また、放送事業者の偏向報道もテレビ離れの一因です。 このまま、この問題を放置すれば、ますます現在の放送事業者の信頼が失われ、存続さえ困難になる可能性もあることを提起します。 そのような課題、問題を提起し、打開策を提案する委員会に刷新すべきです。 【個人138】 ○ コンプライアンスも大事ですが、それよりも放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先ではないでしょうか？偏向報道ばかりのテレビ局が、何の規制も罰則も受けず野放しになっているにも関わらず、SNSを悪者にして、規制までさせようとする動きは全くもって許容できません。 【個人201】		
87	○ 民法（TBSなど）はもちろんNHKも、放送法第四条に違反した報道が多々みられる。 特に政治や世界情勢で偏向報道が酷過ぎて、正直テレビを観たくなくなるし、	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び	無

	ネットのほうが正しい情報を得られることが多い。 特にNHKは、日本国籍の日本人で運営すべきであり、受信料を徴収されて韓国や中国などに忖度した報道を見せられるのは耐え難い。せめて電波をスクランブル化し、観たい人だけ受信料を取る形にしてほしい。 「テレビは洗脳ボックスである」と思っている人は少なくないのが現状である。 【個人30】	放送事業者に対する一つの見解として承ります。	
88	○ ずっとテレビが正しいと思ってました。 SNSを使うようになり、テレビ局は日本人が仕切っていないことを知り、日本人にとって不都合なことばかり、洗脳されてきたことに気づくことが出来た。 それに気づいた日本人が団結し始めたことで、今ではもう焦って嘘を重ねてるようにしか見えない。政治に関しても、日本のため国民のために関することはどうしても止めたいように見える。中国韓国北朝鮮の帰化人が情報を捻じ曲げて日本を侵略しようと必死。SNSの方が犯罪が起きたとき、犯人の国籍も発表されてる。日本人が罪を犯せばすぐに名前を出すのに、帰化人は発表されず不起訴。 なぜ隠すんですか。中国韓国北朝鮮人の犯罪者とバレルのがまずいからですか。 帰化人のコメンテーターの番組も見ません。日本を悪く落とそうとする意見ばかり。 日本人なら、高市政権、参政党、保守議員たちを称えるべきでしょ。 国を守ろうと戦ってるのに。 なにがSNSの誤報？嘘ばかりのテレビのくせに。 クマが出没した地域はメガソーラー建設されてる場所と重なってるのもなぜ報道しないの。財務省解体デモなどの日本人の訴えはなぜ放送しないの。 他国のデモは流すのに。 日本人だけでテレビを作って下さい。 【個人32】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
89	○・国民の財産である電波を利用している放送事業者は、ジャニーズ問題のように少年の性的搾取をしているような芸能事務所を予め使用しないような調査して採用して、その後、定期的な監査を義務付けるべきです ・放送事業者は、「知る権利」を声高に主張しますが、犯罪被害者への心中を察しない取材には、嫌悪感を覚えます。被害者の特に一般市民の皆様の心情にも配慮	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	すべきです ・国民の財産である電波を利用している放送事業者は、スポンサーを資金を集められる特権的構造を有することを認識の上、民放同士での視聴率至上主義の競争にならないように、予めスポンサーと放送事業者間で、適切な広告宣伝効果を設定の上、それに応じて、広告宣伝費を決めるべきです。また、広告宣伝に相応しい企業やスポンサーか、審査の過程を国民にわかりやすく透明化し、事業内容やスポンサー企業の役員の情報および戸籍の提出を義務付けるべきです ・商売上の広告宣伝以外の放送内容を制作する際には、放送法を遵守するため、国民が「何を」知る権利に資するのか？を明確に放送事業者に提出を義務付けるべきです ・報道や対立意見を扱う場合には、意見者の出自や主張を明確しながら、複数人の異なる主張を扱うことによって、放送法（第四条、三項および四項）の遵守を担保し、国民に知らせる責任を負うべきです ・国民の財産である電波を利用している放送事業者は、特権を与えられるという認識の元、ネット記事やSNSからの引用（いわゆる、こたつ記事）の放送や掲載を厳に慎み、予算の範囲で取材し、その一次情報の出所を明示すべきです 以上、6点を一般国民からの意見として提出いたします。 【個人33】		
90	○ 捏造や明らかな世論誘導などを第三者機関が精査し、当該番組の5日間放送禁止（代替番組不可）などの罰則を放送局に科す。 ニュース番組なのかバラエティー番組なのか明確に区別し、ニュース番組は極力スポンサーをつけないか厳選する。 コメンテーターの所属や利益相反の有無をはっきり表示する。 外国の資本比率だけでなく、外国籍（帰化を含む）の取締役、社員の制限を厳格化し外国勢力の情報戦に利用されないように管理する。 【個人34】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
91	○ テレビと新聞は、下記の例のように偏った報道をしているので、正す必要がある。 ・伊東市長の学歴詐称疑惑を報道するが、東京都知事の学歴詐称疑惑を報道しない。 ・ウィグル人の強制労働の問題を報道しない。 ・モンゴル人への人民弾圧の問題を報道しない。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	・二重国籍を隠蔽していた女性が、選挙当日の朝から投票を呼びかけ、公職選挙法に違反しましたが、その女性の公職選挙法違反の報道をしない。 インターネットでは、上記のような情報を入手できるので、偏った規制をするべきではない。 インターネットでの偏った情報に対しては、発信元を明確にすることで、情報を正す対策をするべきです。 【個人35】		
92	○ 国民メディア協会（KMK）基本理念宣言 序文：真理と奉仕への誓い 私たち国民メディア協会（KMK）は、日本における戦後の公的・民間のメディアが抱えてきた**「権力への迎合」と「営利追求による低俗化」という構造的な病を克服するため、聖書が教える真理、愛、奉仕**の精神を基盤として設立されます。 KMKは、単なる情報伝達者ではなく、国民の良心と知恵の糧を提供する「塩と光」となることを誓います。 1. 聖書的基盤と使命 真理の追求（ヨハネ8:32）：KMKは、いかなる圧力にも屈せず、真実の追求を最高の使命とします。報道においては、情報の正確性と客観性を命とし、個人的な意見やイデオロギーを排除します。 愛と尊重の奉仕（マルコ12:31）：私たちの表現は、すべて隣人愛と人格の尊重に基づきます。社会の分断を煽る憎悪表現や、人間の尊厳を傷つける扇情的なコンテンツを厳しく排除し、和解と対話を促します。 内的な変革の促進：情報を通じて、国民が自らの内面を見つめ、社会と世界のより良い変革のために賢明な判断を下せるよう奉仕します。 2. 独立と非営利の原則 精神的独立の防衛：KMKは、いかなる政府、政党、圧力団体からも、報道、人事、財源において完全に独立します。政治権力による介入を許さず、国民の良心と「聖書の倫理監視委員会」が定める原則のみに従います。 （戦後のプロパガンダ化への反省） 営利性排斥と共済組合モデル：KMKは、商業的な利益追求を一切行いません。民間放送の弊害であったスポンサーへの忖度や視聴率競争を断ち切り、国民の自発的な「メディア共済会費」と透明な資金運用によって支えられる互助的な組織と	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	して運営されます。 （民間放送の営利目的への反省） 3. 統治と責任 透明なガバナンス：資金の流れ、意思決定、運営の全てを国民に対し完全に公開し、高い透明性と説明責任を果たします。 倫理による自己規律：報道倫理と神学的倫理の権威からなる聖書的倫理監視委員会が最高機関として機能し、KMKの運営が永久にこの基本理念から逸脱しないよう厳しく監視します。 結び KMKは、すべての国民が信頼できる情報を受け取り、真に賢く、愛と希望に満ちた社会を築くための共通の土台となることを目指します。 私たちは、この基本理念を堅持し、日本の公共メディアの未来に「光」をもたらすことを、ここに厳粛に宣言します。 日本のメディアの未来への KMK の提案 私たちは、この「基本理念宣言」を通じて、戦後の日本メディアが抱える根本的な課題、すなわち**「権力依存」と「市場原理への屈服」**に対する、聖書的倫理に基づく具体的かつ実現可能な解決策を提示しました。 KMKが提唱する共済組合モデルと聖書的倫理監視委員会を中心とするガバナンスは、単なる制度改革ではなく、メディアの存在意義を**「営利」から「奉仕」**へと転換させるための構造的な変革です。 提言：公共性を取り戻すための行動 私たちは、貴検討会に対し、以下の提言をもって本意見の結論といたします。 「非営利・互助」モデルの公的承認：公共放送の新たな形態として、KMKのような営利を完全に排除し、国民の自発的な会費（共済会費）によって支えられる**「非営利・互助的メディア機構」**の法的枠組みの検討を強く求めます。 「倫理的独立」の法制化：ガバナンス確保の議論において、政治的独立だけでなく、**倫理的・精神的な独立（聖書的倫理監視委員会に相当する機構）**を確保するための、第三者機関の強大な権限を法的に位置づけることを提言します。 結びの言葉：真の光を灯すために KMKは、強制的な受信料や広告収入に依存する旧態依然としたメディアの姿を否定し、**「真理の愛」と「隣人への奉仕」**という聖書的な価値観を土台に、国民の信頼によってのみ存在する新しい公共メディアの実現を目指します。		
--	--	--	--

	私たちは、この理念が、日本社会に分断ではなく和解を、混乱ではなく秩序を、そして絶望ではなく希望をもたらす**「光」**となることを確信しております。 貴検討会におかれましても、短期的な対策に留まることなく、メディアの真の公共性を取り戻すための長期的かつ根本的な議論を進めてくださるよう、切に願います。 【個人37】		
93	○ 平素より放送事業に従事されている皆様に敬意を表します。 視聴者として、以下の点について意見を申し述べます。 まず、近年のテレビ報道を拝見する中で、放送法第4条が求める「政治的に公平であること」「事実をまげないこと」が十分に徹底されていないのではないかと感じる場面が多々あります。報道の取り上げ方や編集方針に偏りがあるように見え、視聴者として強い懸念を抱いています。 また、地上波ではテレビ東京以外の局については、特定の思想に寄った報道が行われているように見えるケースがあり、公平性・中立性に疑問を感じています。電波という国民の共有財産を使って放送を行っている以上、その自覚と責任をより強く持っていただきたいと思います。 速報性や一次情報に関しても、テレビよりX（旧Twitter）のほうが早く事実を伝えている場面が増えています。玉石混交ではあるものの、現場映像や当事者発信が迅速に届く一方で、テレビは速報性・透明性の面で遅れを取っていると感じます。 さらに、「報道の自由」を掲げながら、重要な事案について「報道しない自由」が行使されているように思えることがあります。公共性の高い報道機関として、何を報道し、何を報道しないのか、その判断基準についてより透明性が求められます。 また、テレビ放送が視聴者よりも収益を優先しているように見える部分もあり、現状のままでは大きな期待を持つことは難しいと感じています。若年層の国民の多くはすでにテレビを見限っているという実感もあります。 韓国のガールズグループ「aespa」のメンバーが、過去に原爆を想起させる「キノコ雲型ランプ」をSNSで「かわいい」と投稿していたことが問題視されているにもかかわらず、NHKが紅白歌合戦に強引に出場させようとしている点にも疑問があります。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	日本の公共放送を象徴する番組に、なぜ外国アーティストを出場させる必要があるのか理解に苦しみます。利益や特定の思想が背景にあるのではないかと感じざるを得ません。 番組ごとの問題に関してはBP0が存在しますが、BP0はNHKと民放が出資して作られた内輪組織であり、第三者性や独立性に疑問があります。放送行政の本来の監督官庁である総務省による監督を明確化し、公正性を確保する仕組みを構築するほうが良いと考えます。 さらに、もし特定の思想や価値観を視聴者に伝えたいのであれば、アメリカの報道機関のように、自らの政治的スタンスを明確に表明してから発信すべきではないでしょうか。立場を曖昧にしたまま思想を押し付けるような報道は、視聴者の信頼を損なうだけだと考えます。 以上の点を踏まえ、放送法の精神に沿った、公正で中立、透明性の高い報道姿勢を強く求めます。 【個人38】		
94	○ 放送局ガバナンスの議論において、業界内部のコンプライアンスや人権尊重の問題よりも、放送法第4条が守られておらず本質的問題の是正が最優先であるにもかかわらず、検討会ではその視点が欠けています。 ・放送事業者が「信頼性の高い情報発信」や「知る権利の保障」といった役割を果たしていない現状 ・偏向報道の問題が十分に議論されていないこと ・それにも関わらず、取りまとめ案では“放送への期待は増している”と断言している矛盾 ・このままでは放送事業者の信頼がさらに低下し、存続にも関わる危機であるという懸念 ・これらを背景に、検討会が本質的な問題（放送法遵守・偏向報道の是正）について向き合っていないことが問題です。 【個人39】	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。	無
95	○ 今回総務省より放送事業者におけるガバナンス確保に関する意見を提出する機会を得ましたので提案いたします。 昨今の放送事業者のコンプライアンスに関する事案が多く出ておりますけれど、正直一般の視聴者にしたら放送事業者内部の揉め事にしか受け取れません。今回これを機会に放送法に基づく内容をご検討頂きたいと思います。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	第4条 政治的に公平な事。放送は事実を曲げないでする事。出来るだけ多くの角度から論点を明らかにする事。 私は兵庫県在住の市民です。兵庫県の斉藤知事に対しての報道はNHKも含めて偏向報道が凄いものがありました。偏らない情報により判断された市民により何とか再生されましたが、今でも偏向報道が多く、私は出来るだけテレビは見ない様にしています。妻が見る番組が有るのでテレビ廃棄まではやりません。放送関係者の人権を問う事も大事かも知れませんが、視聴者の知る権利、視聴者の人権も守って頂きたいです。 この機会に報道の在処について総務省の正しいご判断を期待します。 時代の変化は起きてます。今のままでは国民はついて行けません。 【個人40】		
96	○ マスメディアが主張するステークホルダー(なぜ日本語で表現しないのか?)は有害無益な存在です。広告主に批判的な情報を排除する報道ばかりにウンザリです。 公共放送と名乗るNHKも信用できません。元々GHAのプロパガンダを流布する組織が、今も政府の規制に組みしている報道です。都合よく捻じ曲げた情報を垂れ流します(ワクチン被害者をコロナ被害者として報道した事)。政治的な海外情報を流さず国民を国際情勢から遠ざけ政府批判が起きないように操作しています。全てのメディアが日本国籍を持たない人材を採用する反日組織であるのは明確です。 このような腐ったマスメディアが政府に加担し少数意見や抗議意見を、基準も根拠も無く偽情報とするのは言論の自由を封殺する最悪の脅威です。 国民の幸福を阻害する悪徳ガバナンスに断固反対！ 【個人41】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
97	○ 検討会と称して長々とレポートがあがっていますが、そもそも既存のマスメディアは信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしていますか？信頼がないがゆえにテレビ離れ、新聞離れが進んでいるのでは？ まして、放送に対する期待はますます減っていますよね？ 理由はただ一つ。スポンサーや利権を第一にした放送事業者の偏向報道が原因としか思えません。白があれば黒もある。白と黒があれば正解は白と黒。あとはそれを人がどう判断するかだけ。白しか報道しない、白しか称賛しない、白しか	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	勧めない、そんなテレビや新聞をだれがみまつかねえ・・・ このままいけば、今の高齢者がなくなっていく10年後には既存メディアなんてなくなるのでは？ 国民にインターネットと新聞で調査した方がこんな検討会よりよほどましですよ。 論点がずれすぎです。 【個人42】		
98	○ 現在の放送法 第四条では、 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 と書かれているが政治的公平性、事実を曲げないなどがほぼ守られていない。NHKの慰安婦、軍艦島の件からも明らかのように、間違いがあっても簡単に済まされており法律が軽視あるいは違反を許している。 放送権はく奪、営業停止、責任者の刑事罰適用など罰則をもっと厳しくする必要があるとともに、BP0の審査員の身元調査の公開、国民による監視機能、第三者機関による定期監査などの措置が必要である。 【個人43】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
99	○ テレビ局など公共性が大事なもので今のテレビ局は利益重視で国民が知りたい情報が偏っていたりしています 本来国民に肯定的な意見や反対意見など様々な意見があって国民が判断できる事を一方の意見だけを流すことは扇動につながる恐れありなので改善が必要かと あと放送局の不祥事が多すぎるためガバナンスが効いていません 国民の信頼が失われています BP0の役目も機能していません 放送は公共の財産です 何らかの罰則や一定期間電波停止など必要かと それと今の各放送局の放送権料が安過ぎるかと思います	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	今後料金改定か電波オークションをやることも必要かと思います その際外国勢力が入らないように法律で縛りが必要です よろしくお願いします 【個人44】		
100	○ 放送業界の正常化を求めます。 SNSがこれだけ広まっている昨今で、コーポレートガバナンスコードがどこにも存在しないと思える偏向報道についての規範、罰則を設けるべきだと思います。 人間の感覚で善悪の判断が難しいのであれば、政治批判、評価、個人の意見を政治家以外のコメンテーターやアナウンサーによる自由な発言は禁止とすべきだと思います。 既にSNSという言論の自由な場が完備されておりますから、政治家でないものが世論誘導に使われないよう法的制限も出来ると思われます。 特に公共放送として存続し続ける価値のない『日本国外への無料放送』を提供するNHKの日本の愛国心を削ぐと意図される番組制作からは「誰の利益に配慮しているのか？」 「透明な経営・報道になっているのか？」の真相から検証されるべきと強く願います。 【個人45】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
101	○ 企業統治の問題は放送事業者に限ったことのない、すべての企業に関わる一般的な問題です。 それぞれの企業で自浄作用によって、あるいは外からの圧力により是正されるものだと思います。 放送事業者はその社会的な影響力、公共性といった観点からより高い次元の企業統治が求められます。 昨今の若い世代を中心としたテレビ離れはなぜ起こったのか、なぜネットにシフトしているのか、という視点が欠けているように見受けられました。 国民の「知る権利」に対する負託に対して、ニュース報道などではリベラル寄りに過ぎていないでしょうか。 たとえばデモについては、反政府、反与党のものは規模が小さくても報道する一方で、野党に対するものは取り上げられません。 参政党・日本保守党の街頭演説を大音量の拡声器で妨害し、一般市民の知る権利を奪う事象があっても、これを報道することはありません。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	自衛隊の取り扱いも同様で、例外的な犯罪は大きく取り上げる一方で、多くの一般参加者があるイベントが取り上げられる例を知りません。 先の自民党総裁選でNHKの報道でも、高市さんの映像をカットするなど不自然な事象がありました。 NHKは不偏不党と公言しますが、視聴者としては首を傾げることが多くあります。 政治面では「公平」といっても、それぞれの人の立ち位置で見方が変わるものです。 リベラルに振り切っている立民が自らを中道と称するなどがよい例です。 実際には実現が困難な「公平」が建前に過ぎなくなっており、放送は公平であるという国民の信頼を実は裏切っているのではないのでしょうか。 そこで、放送事業者はアメリカのように立場を明らかにしたうえで、その事業者が主張する方向の放送を行ってもよいのではないかと考えます。リベラルの立場から、あるいは保守の立場からの報道があることは、物事の多面性についてより深い理解ができるものと思います。 同じニュースネタをどのチャンネルでも同じように報道する傾向が変われば、ネットに流れた若い世代の信頼も少しは回復できるのではないのでしょうか。 【個人46】		
102	○ ガバナンス違反が顕著な企業は、放送免許を即剥奪・更新しない等のペナルティを厳格化すべき。総務省の対応が甘すぎるのは、天下り等、利権が絡んでいると思われるのでは。 解決策の一つとして、一日も早く放送免許のオークション化を進めるよう、国民の声を政府に提言してください。 【個人47】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
103	○ 放送事業者のガバナンス確保において最も深刻な問題は、公共財である電波を扱う組織が、国民ではなくスポンサー、広告代理店、特定の政治勢力・外国勢力の影響を実質的に受け、放送法第4条が期待する「政治的公平性」「多角的な論点提示」「事実を曲げない報道」が十分に機能していない点にある。総務省と放送事業者、広告代理店、政治との癒着構造により、監督機能が弱まり、国民は放送内容を是正する手段を持たず、報道への信頼は著しく低下している。 本検討会は、これらの課題を是正するため、以下の施策を提言する。第一に、スポンサーや広告代理店による編集介入を排除し、報道部門と広告部門を法的に	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	分離すること。第二に、放送内容の偏向を監査する独立機関を設立し、思想・立場・国籍バランスを確保した第三者委員による監視体制を整備すること。第三に、総務省から独立した電波監督機関を設け、放送法4条違反に対する実効的な是正措置を可能とすること。さらに、偏向報道の通報窓口を国民に開き、監査結果の公開、編集責任者の説明義務を徹底する。 これら施策を通じ、放送が特定勢力ではなく国民全体の利益に資する公共的基盤として再構築されることを期待する。 【個人48】 ○ 放送法第4条は、1 公安及び善良な風俗を害しないこと、2 政治的に公平であること、3 報道は事実を曲げないこと、4 意見が対立している問題では多くの角度から論点を示すこと、を放送事業者に義務付けている。しかし近年、これらの原則が十分に機能していない。スポンサー企業や広告代理店、特定の政治勢力や外国勢力が編集方針に影響を及ぼすことで、公平性の喪失、論点の偏り、事実の選択的提示が発生し、国民の知る権利が大きく損なわれている。また、総務省と放送事業者の強い相互依存により監督機能が形骸化し、国民は誤った報道や偏向を是正する手段を持たない状況にある。 本検討会は、これらの問題への改善策として次の点を提言する。第一に、スポンサーや広告代理店による編集介入を排除し、報道部門を独立した財務構造とすること。第二に、放送法第4条の遵守状況を監査する中立的な第三者機関を設置し、偏向や事実の歪曲、論点隠しの有無を国民に公開すること。第三に、総務省から独立した電波監督機関を新設し、違反時の是正措置や免許更新に実効性を持たせること。第四に、国民からの偏向通報制度と編集責任者の説明義務を制度化し、透明性を確保すること。 これらの施策により、放送が特定勢力の影響から独立し、国民の知る権利を守る公共的基盤として再構築されることが期待される。 【個人52】		
104	○ この度、放送事業者におけるガバナンス強化に向けた検討が進められていることに、まず感謝申し上げます。 しかし、取りまとめ案では「放送への期待は増している」と記載されていますが、これは現実の国民感情とかけ離れています。 偏向報道や放送法4条の実効性への不信が広がる中で、国民が放送に抱く期待は	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送に対する期待については、本案で参照した「デジ	無

	「増加」ではなく「低下」しているのが現状だと思います。 内部ガバナンスの強化が必要であることは理解します。 しかし、この前提が誤っている限り、放送への信頼回復にはつながりません。 ガバナンスだけでなく、放送内容の公平性（放送法4条）の実効性を検証する仕組みが必要であり、それこそが国民が最も求めていることだと考えます。 本検討に限らず、国民の率直な声を真摯に受け止め、実効性ある制度設計を進めていただくことを強く求めます。 【個人50】	タル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりです。	
105	○ ある特定の政党について報道の義務があるのにしなかったり、偏向報道をしたりと明らかな放送法第4条があり、この違反を取り締まるのが先決ではないでしょうか？ 国民は気づいています。だからこそテレビが信用されてなくなっているのです。 国民の信頼回復のためにも第4条を取り締まる体制を作るべきです。 【個人51】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
106	○ 世界中で問題になっているコロナワクチンによる被害について全く報道していません。また、ウクライナ戦争に関してもロシアによる侵略というイメージ報道で、アゾフ隊やこれまでのウクライナにおけるロシア人に対する虐殺などの歴史を報道していません。中国、韓国寄りの報道が多く、報道番組制作に外国人が入っていると思われるケースが多いです。また日本では高額な受信料を取りながら、中国には無料放送というのもおかしいです。日本人にはヤクザ顔負けの取り立てを行いながら韓国人や外国人には国内でも無料にしているとか。このような洗脳放送は見る価値が全くなく、ネットで海外の情報を得た方がよほど世界情勢が分かります。 意図的に編集された番組ではなく、今の日本がおかしいと思っている参政党やれいわ新選組、元祖日本保守党などの政治家を集めた生放送の討論番組を開催してほしいです。 【個人53】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
107	○ 1. 意見の要旨 放送局（特に既存のオールドメディアと呼ばれる事業者）による、客観性を欠いた偏向報道や特定の真実を伝えない姿勢が長年指摘されている現状に対し、放送局自身のガバナンス強化こそが最優先課題であると考えます。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	その一方で、放送局自身がインターネット上の「偽情報」の取り締まりを主張し、政府による規制強化の動きが見られる現状は、極めて二重基準であり、国民の知る権利と表現の自由に悪影響を及ぼす懸念があります。 情報流通全体の公平性を確保するためには、まず放送局の自己規律と透明性の確保が不可欠です。 2. 意見の詳細 (1) 放送局におけるガバナンスの欠如と偏向報道の問題 放送法第4条は、放送事業者に「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などを求めています。 しかし、近年の報道姿勢を見ていると、特定の政治的立場に立った報道や、重要な事実・不利益な事実を意図的に隠蔽するような編集が見受けられます。 (2) インターネット規制に関する二重基準への疑問 放送局側から、インターネット上の情報について「偽情報（フェイクニュース）」や「誤情報」として一律に取り締まり・規制を求める声が多く上がっています。しかし、上記の通り、放送局自身もまた、事実に基づかない、あるいは極めて偏った情報発信を行っている当事者です。 自らの報道の公平性を確立できていない事業者が、相対的に多様な意見が流通しているインターネット空間の情報流通を規制しようとすることは、甚だしい二重基準です。 インターネットは、既存メディアが報じない情報や多様な視点を提供する重要なプラットフォームとして機能しており、これを一律に規制することは、健全な言論空間を狭めることにつながりかねません。 (3) 求められる対応 情報流通全体の信頼性を高めるためには、以下の対応が必要です。 放送局のガバナンス強化と透明性確保の義務化： 放送内容の公平性・客観性を担保するための、実効性のある第三者機関によるチェック体制や、編集過程の透明化を法的に求めるべきです。 インターネット規制の慎重な議論： 「偽情報対策」という名目で、政府や既存メディアの都合の良い情報のみが流通するような規制は導入すべきではありません。自らの偏向報道は棚に上げ、インターネットだけを規制しようとする姿勢に傲慢さを感じます。その考えこそが古	放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	
--	---	--	--

	く悪しき体制です。 3. 結論 国民が信頼できる情報環境を構築するためには、まず公共の電波を預かる放送局が自らの襟を正し、公平・公正な報道を行うことが大前提です。その責任を果たすことなく、インターネットという多様な情報源を規制しようとする動きには強く反対します。放送行政においては、放送事業者のガバナンス強化と自己規律の徹底を最優先に議論するよう、強く要望します。多くの真実はインターネットにあると国民が気づいた今、放送局が変わらねばならない時期に来たのだと思います。 以上 【個人54】		
108	○ いきなり免許取り消しという決断はこれからも恐らくできないのでしょうか。であれば、特定の企業に優良な電波帯の使用権を与えているのだから、その使用料金を上げてその分を国民に還元してください。ガバナンスを求めても実行される仕組みがなければ自浄作用は働きません。例えば、テレビがスポンサーの顔色を伺って偏向報道を続けるというのは仕組みの問題です。スポンサー優先で視聴者の利益を無視する企業には、スポンサー料収入は増えても国民に対する使用料（ある意味電波帯の所有者は国＝国民とも考えられます）で相殺させる仕組みが必要です。例）コロナワクチンの接種回数別の陽性者の割合について、2022年4月に厚労省がデータ集計の不備を修正した件について、報道したテレビ局はCBCとサンテレビだけで他はまったく無視しました。ファイザーやモデルナがスポンサーなので不利な報道はできないのでしょうか。この件は未だに知らない国民が多数と思われます。SNSやインターネットの情報があつたおかげで正しい情報にアクセスできました。 【個人55】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
109	○ 真偽は分からないが、とにかく疑う程に「オールドメディア」と称される程の中国・韓国持ちの意見に偏った内容になってしまっているように感じる。 一部の声が大きいのみかと思っていたが無視出来なくなっており、インターネット配信等の若い部署とテレビの部署の差、意識の違いをより感じる。 他にも会社自体の不整備・怠慢・傲慢さが始まっており、NHKのaespaによる対応、そもそもの選択やTOKIO問題を始めとしたあまりにも民衆に不誠実な対応が目立つ。根底から意識が腐っているように感じ、他出演アーティスト・タレント等	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	も不義理を背負ってしまっている。 【個人56】		
110	○ 今のNHKを含めた放送事業者は、偏向報道が多く、国民にとって有害な放送事業者となっております。総務省は、一刻も早く、放送事業者の実態を調査し、改革すべきだと思います。 従って、国民は、正しい情報を得るため、SNSを活用しています。 SNSの規制に大反対する。 規制すべきは、NHKを含めた放送事業者です。 政府は、もっと、国民の意向を調査し、尊重すべきです。 政府の賢明な対応を期待します。 【個人57】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
111	○ インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と言い切っていますが、マスコミの信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているのでしょうか？ 放送に対する期待は増しているのでしょうか？ 放送事業者の偏向報道は問題になっていないのでしょうか？ このままこの問題を放置すれば、ますます現在の放送事業者の信頼が失われますよ？ 【個人58】	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。	無
112	○ NHKは、いらない。 国民からの搾取以外に意味があるとは思えない。 【個人59】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
113	○ 説明不足で承認できない。 【個人60】	本案に対する一つの見解として承ります。	無
114	○ 1:地上波,衛星波(電波による),紙媒体によるメディアからWEBによる方法に前端的に切り替える 2:災害時等のため衛星によるWEB展開が可能なように基地局を整備し携帯電話経由でWANに接続できる環境をそろえる	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	3：上記1. 2が完了時 メディアの使命は情報収集と映像、テキストの編集が主業務になる ここで許認可は数年ごとに実績を評価して公開で優秀なマスメディアのみを選別決定する 4：最終的には、AIも進化して、マスメディアも不要になり、国家による許認可も不要になる 誰でも、どこからでも情報の発信、受信が可能になるので災害等でも通信設備の確保がポイントの時代になる 国家による戦前のような情報統制をさけるためのNHKも不要になる NHKへの予算を通信インフラに回すなり、節税なり他にまわすべき すでに現在のマスメディアは左巻きだったり、平衡性があやしいので重要な報道は多くの国民は自分で確かめています。言語の壁も、情報源も現地在住の複数の発信が容易にえられるので。 10年前と現状ではLLMの精度は各段に向上しており、原文にあたる必要がほとんどなく、技術文書でもかなりの精度があるので。発信者をユニークに特定でき、責任を持たせるなど改善が必要ですが、この辺りを政府関係者の頭の使いどころです 【個人61】		
115	○ テレビを視ていて中立であると感じるものはほとんどありません。 何を隠そうとしているのか、国民の意識をどこへ誘導しようとしているのか、株主の意向など、放送の仕方やその意図を考えながら見るように意識しています。 信頼も期待もありません。 【個人62】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
116	○ 近年、NHKや民放における偏向報道が目には余る。「基幹放送普及計画」でガバナンスを強化する、という方針は理解するが、すでに人権感覚が狂っていたり、放送しない自由を打ち出したり、フェイクニュースをたれ流したりして、国民の信頼を失っている放送事業者が、国民の期待に沿うようになるのは容易ではない。 まず放送法第4条が守られていない現状を是正することが肝要である。また、ガバナンスが守れない放送事業者には罰則を与えてしかるべきである。BP0のさらなる活用にも期待したい。 【個人63】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

117	○ 現在の放送局における番組編集および報道姿勢について、以下の懸念をもって意見を述べさせていただきます。 まず、近年あるテレビ放送局において、重大な報道姿勢の偏向、ならびに「事実を曲げない」という報道の基礎原則への重大な疑義を抱かざるを得ない事例が、複数回にわたって確認されています。具体例を挙げれば―― 中国による「レーダー照射問題」に関して、中国側が提示した音声データを、第三者による検証を行うことなく、あたかも確たる「真実」であるかのように放送したこと。 さらに、全国各地で実施されていた移民政策反対デモや財務省解体デモなどが報道されなかった一方で、一部のデモ（たとえば「石破総理 辞めるなデモ」など）がテレビで報道されるという、報道対象の恣意的な選別・偏り。 加えて、アナウンサーや出演者、識者が反日的・特定イデオロギー的な立場からのみ発言を続け、公平な議論、多様な視点提示が極めて乏しい報道姿勢。これらは、単なる「編集上の偏り」にとどまらず、公共の電波を通じて国民の認識に重大な影響を与える可能性があると考えます。 こうした状況は、放送法 第4条が定める「番組編集の基準」に明確に反するおそれがあります。第4条では、「放送事業者は、放送番組の編集にあたって」――「公安および善良な風俗を害しないこと」「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないこと」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を義務づけています。 これらの原則は、ただの倫理的「努力義務」にとどまらず、放送局が公共の電波を通じ報道を行う際の基本的な責任であるべきだと考えます。しかしながら、上記のような報道実態を見るに、これらの基準が十分に守られているとは到底言えず、視聴者である国民の「知る権利」、および民主主義社会における判断基盤が毀損されていると強く感じます。 そこで私は、以下の対応を強く要望いたします。 1. 上記のような疑義がある報道について、独立性を担保した第三者機関または監査機関による「公正性および事実性」の検証を直ちに実施すること。 2. もし、報道に虚偽、捏造、あるいは重大な編集による印象操作が認められた場合には、その番組内容の是正・訂正、および関係者への責追を含む適切な措置を講ずること。 3. 今後、放送局が公共の電波を使用するという性質を鑑み、報道の公平性・透明	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
-----	---	---	---

	性を確保するための制度的な強化。例えば、番組審査や編集体制の透明化、外部チェック体制の整備など。 4. また、視聴者が報道姿勢、編集姿勢に疑義を抱いた際に容易に申し立て・検証を求められる仕組み、ならびにその結果の公開を義務付けるような制度改正の検討。 報道・放送は、民主主義社会における情報基盤であり、国民の判断や社会の意思形成に直結する、極めて公共性の高い営みです。したがって、番組の編集および放送局の運営には、単なる「自主的・任意的な配慮」を超えて、厳格な責任と透明性が求められるべきです。もし現行の制度や運用がこれらを十分に担保できていないのであれば、抜本的な見直しと改善が必要と考えます。 これ以上国民の信頼を裏切らない、公正で多角的な報道の実現を、切に希望いたします。 【個人64】		
118	○ ガイドラインに違反した報道がなされた場合、訂正報道の義務化が必要と考えます。 違反した報道と同程度の規模と枠を設け、訂正報道を行うことを必須とする。 特に誤った情報や偏った報道が社会に与える影響を考えると、単に謝罪だけで済ませるのではなく、視聴者に対して訂正情報を十分に届ける責任があると考えます。訂正報道を行うことで、誤った情報が再度拡散されることを防ぎ、信頼回復に努めることが大切だと思います。 具体的には、訂正報道を元の報道と同じ枠と規模で放送すること、または特定の時間帯に強調して放送することを義務づけることで、視聴者に対して「誤った報道があったこと」を明確に伝えることが出来ると思います。 それを判断するために、第三者機関の監査も視野に入れて頂きたいと思います。 【個人65】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
119	○ 放送法第4条では、以下のことが示されている。 公安及び善良な風俗を害しないこと。政治的に公平であること。報道は事実をまげないですること。意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 しかし、現状の放送においては、上記のことが必ずしも守られていない。したがって、これらの現状放送の問題点にも触れるべきである。そして、より公正な	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	放送を実施していくべきである。		
	【個人66】		
120	○ 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と書いているが放送に対する期待は増しているとはとても言えないと思う。 昨今の兵庫系知事問題の知事に対する誹謗中傷報道のことや、選挙期間中にも関わらず一部政党への誹謗番組など、でテレビに対する信頼は地に落ち視聴者離れしていることは意識ある人には当たり前の事実である。 『放送に対する期待は増している』などと偽・誤情報を冒頭に書いてある報告書など信用されるとおもっているのでしょうか。修正してください。 『インターネット上での偽・誤情報』の規制を求めるようなことは明らかな間違い。 どの情報が正しく、誤りなのか全て判断することは神にしかできずむしろ、信頼していたテレビに騙せれていた人がネットで真実を知り得たことが多い昨今である。 民放がスポンサーや天下り役員などへの忖度抜きの放送が不可能なことは、どんな綺麗事を並べても明らか。いまだにテレビを信用している人がおり、民法に中立報道を求めることが不可能である以上報道に意見を挟むことに厳しい罰則を課すことが必要。	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。 本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。 罰則に関する御意見については、放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
	【個人67】		
121	○ TV放送に係る違和感をお伝えします 生活の中では主にNHKのニュース、ドラマ、ドキュメンタリーを見ることがありますが他の民放TV放送については、出先でたまたま見る程度です ・民放TV放送局の娯楽番組について価値の有ると思える番組がほとんどない ・視聴率主義でのなんでもありの番組内容はほんとうに止めて欲しい 日本国民として価値有る番組を見たいのです ・民放TV放送局で放送されているニュース報道解説番組について偏向報道と思える内容が多い。インターネット上での発信はすべて不正確・偽情報と決めつけ今後も放送するのであればさらに地上波放送の価値はないでしょう またインターネットの過激な動画を民放TV番組で利用するのはTV局としてプラ	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	イドを捨てているのでしょうか ・NHKは受信料金を徴収しているので品位を持って番組を放送してほしい 民放放送に似せた番組は不要でNHKらしい番組を期待します ・コンプライアンスについて放送局と芸能事務所と企業の癒着について監視組織（お金の動きを見れば異変に気づくでしょう）を設置する必用があります。バレなきゃ良いでしょをバラす時代です その結果をもって放送局には警告したり統治する必用があります ・昭和時代の感覚で放送局を運用していると悪オールドメディアとなり社会から相手にされなくなると危機感を関係者は持ってもらいたいです 国としてその点も考慮してほしいと感じています ほんとに日本のTV放送はおかしくなっていると思います 以上よろしく願いいたします 【個人68】		
122	○ 偏向報道が当たり前に放送され、それを是正すべき第三者機関であるBP0も全く機能していない。特にNHK TBS テレビ朝日などは余りにも偏った左翼思想やそれに基づく政治的イデオロギーのフィルターを通しての報道が当たり前にされている。 報道の中立性など微塵も無い。 これは資本社会システムの問題でもあるので根本的原因は様々だが、この各社の報道により著しく国益が損なわれているのは事実です。 そもそも中立性を欠く偏向報道や切り取りによる印象操作、これは明らかにフェイクニュースであり、国益を損ねている以上放送法違反に相当するのでは無いでしょうか？ オールドメディア業界に対する抜本的改革が必要だと思います。 【個人69】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
123	○ 消費税論議に関する地上波放送が全くなく、著しく信頼に値しません。 出演のコメンテーター、学者、論客は殆ど消費税肯定か増税を主張します。誰も減税や廃止を謳う論客を番組に出しません。ネットでは多くの論客が消費税廃止について論理的に語っております。 中でも今国会で参政党の安藤議員が財務大臣と交わした論議は、ネットの視聴回数を大きく稼いでいます。にもかかわらず、地上波放送では一切この論議を流しません。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	著しく公平にかけ、放送法第4条4項目「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に反しています。 番組スタッフ・局は財務省・与党を向いた番組作りではなく多くの一般視聴者を向いた番組作りをしてください。 行政指導もお願いします。財務省の顔ではなく、国民の顔を見てください！ 【個人70】		
124	○ TBSの報道特集に代表されるように、昨今は偏向報道が酷いのが現状です。 ネットの情報は玉石混合であるのは事実ですが、オールドメディアも「確かな情報に裏打ちされる」でもなく、上層部または編集者の意図に沿うよう事実の一部のみを放送し意図的に視聴者を誘導しているように感じます。 これらは政治的に中立で多角的な報道と問題提起をしなければならない「放送法第4条」に抵触しています。 まずはここから正していくことが、国民の為になると思います。 【個人71】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
125	○ 放送法を誠実に実行してほしい。ほしい。 【個人72】	放送行政に対する御意見として承ります。	無
126	○ 今の放送事業者様は、信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているのでしょうか？ 又、放送に対する期待は増しているのでしょうか？ 放送事業者の偏向報道は問題になっていないのでしょうか？ 自然災害などの情報はありがたいと思いますが、真実とかけ離れた情報が多く、何を信じて良いか難しいです。 正直、今の放送に期待できかねます…。 【個人73】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
127	○ 初めに申し上げたいのは、第一に優先されるのは「国民の知る権利を実質的に充足する」事であり、「放送」が主語では決していないはずという事です。当活動が国民の利益を主目的としている活動にはまるで見えず、業界及び関係者の既得権益を守るための見せかけの活動としか思えないという根拠となります。 世界中から自由に情報を入手できるようになった現在、現行業界及び関係者の振舞いに信頼性等なく、加えて、自浄作用も働かないという事に、多数の国民は気づいているのです。これは監督官庁である総務省や所謂第三者委員会のような上辺の牽制組織も含まれているという事に、ご当人の方々はもっと危機感を持つ	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	ていただきたいと思います。 現行法に閉じこもっていれば、既得権益は守られ続けると考えている方も多いのでしょう。事実その状態が今後も続く可能性は高いとも思っていますが、それが長引くほど被害は大きくなり、それこそ国民の不幸です。 国民にとって有益な情報の取得や、国民の共用財産である電波の有効利用を実現するためには、このような取組に閉じこもっているのではなく、最先端とは言わないまでも世の中の技術の動向に則した手法を含めて、より幅広い実現手段で情報共有を推進する事だと思います。法整備としては、当事業の独占構造を改め、幅広く開放する事によって淘汰されて行く構造を作る事だと思います。一般企業にも勿論不祥事は発生しますが、長い目で見れば淘汰されていく構造にはなっています。文章にしたルールに万能はありません。ルールが悪いのではなく、独占が弊害なのです。放送業界も何ら特別なものではありません。 当取組の目的にもある様に、反論として常に「インターネットは有害情報が多い」が用いられますが、これもまず放送業界を守るための理由付けとしか感じられません。常識のある人間が普通に扱っていれば劣悪な情報に触れる事は少なく、適正に選択は可能で、影響は微少です。むしろ現行放送の方が、大組織が連携して事実を隠蔽し、それが常識であると国民を洗脳することが可能となっており、国民にとって大きな害悪と感じます。特定の目的による情報の取捨選択を極一部の営利企業の特権にする等、有り得ない事だと思います。 もし国が情報統制を目的とした機能を必要とするのであれば、それ自体は否定いたしません。より機能が限定されたものであるべきで、既存事業とは異なる新機能を構築すべきだと思います。 より幅広い情報共有環境を推進し、国民の選択によって、より優良な事業が勝ち残るしくみの構築検討をよろしくお願いします。 【個人74】		
128	○ テレビの変更報道に自浄作用を期待するのは困難であるとする。 インターネットやSNSの信ぴょう性を問題にする前に、オールドメディアの変更・虚偽報道を止めさせる仕組みを考える事の方が国民の知る権利を保障する事になる。 ネットやSNSは玉石混交で有るが、これまでの事例からテレビがファクトで有る事は無い、結局のところ受け側の判断能力を培う事が大事である。 そのため、オールドメディアの様にいかにも真実を伝えているとの虚偽は国民	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	に誤った判断を意図的に広める手段になっている様に思われる。 この事から、寧ろ現在のテレビ放送の電波の一部、または全部をSNSのコンテンツ放送用に解放し、国民の判断力向上に寄与すべきだと考える。 【個人75】		
129	○ インターネット上には、偽・誤情報も多いが、地上波では報道されない重要な情報や色々な視点から取り上げた情報も多く、総合的な判断に役立っている。犯罪に繋がるような有害な情報は規制すべきであるが、原則、情報の自由度を確保しておくべきである。 一方、地上波は、偽・誤情報の問題はもちろん、情報の優先順位がおかしかったり、偏向した内容になっていたり、プロパガンダ色が強く、放送法第4条に抵触する内容が多く見受けられる。 具体例：新型コロナ対応時、不安を煽り、ワクチンの有効性のみを強調し、副反応などの危険情報を報道しなかった。大規模なmRNAワクチン接種反対デモなども報道しなかった。 特に国営放送のNHKは、他の放送の模範となるべきであるが、受信料のうえにあぐらをかいており、放送の質も低下し続けていると感じる。真の信頼回復を目指すのであれば、スクランブル放送化を強く要望します。 【個人76】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
130	○ 放送事業者任せでは現状の問題は解決せず、対策とはならないと考える 特に問題なのは放送法4条 二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 については完全に違法状態と言える大変危機的な状況であると言わざるを得ない 散見される例としては、司会者、コメンテーター、有識者が政治的な話題を取り上げてそれぞれが意見を述べる番組に於いて、全ての出演者が左翼リベラル思想で埋め尽くされており、毎回特定の方向へと議論が導かれる また、歴史を取り上げた番組でも偏向している番組ばかりである 放送事業者の経営体制についても違法の場合は即時行政処分すべきである 出来れば経営陣は帰化人除く日本人のみにすべきである こういった危機的状況に対処するためには、まずは国による監視行政庁を設置	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	し、そこに国民からの意見や報告を受け付け、悪質な放送事業者には停波を含む行政処分を実行し得る体制を構築すべきである 【個人77】		
131	○ 【意見要旨】 放送事業者内部のガバナンス（人権・コンプライアンス等）の改善は重要であるが、それ以上に、国民全体の「知る権利」と民主主義を守るため、放送法第4条の遵守を最優先課題とすべきである。 現在の検討会案は、最も根本的な問題—偏向報道・事実のゆがめ・多角的論点提示の欠如—に全く踏み込んでいない。 【意見本文】 今回の「放送事業者ガバナンス確保に関する検討会（案）」を拝見しましたが、最も重要であるはずの、「放送事業者が放送法第4条を遵守しているか」という点が、十分に議論されていないことに強い懸念を抱きます。 取りまとめ案では「放送は取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信を担っている」と断定的に記されていますが、現状はその理想と大きく乖離しています。 1. 放送法第4条の実質的形骸化について 放送法第4条には以下が定められています。 1) 公安及び善良な風俗を害しないこと 2) 政治的に公平であること 3) 報道は事実をまげないですること 4) 多角的論点の提示 しかし、多くの国民が認識している通り、 ・ 特定イデオロギーに偏った番組構成 ・ 意図的な切り取り・印象操作 ・ 反対意見の排除 ・ 検証されないままの誤情報放送 こうした問題は長年指摘されてきました。 第4条が守られない放送ほど、国民の知る権利を侵害するものではありません。 2. 内部ガバナンスより先に必要なのは「編集の中立性の担保」 今回の検討会案は、フジテレビ問題を契機に ・ コンプライアンス	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	・ ハラスメント ・ 人権尊重 など“社内問題”に焦点が当てられています。 もちろんこれらも重要ですが、本質的には「放送内容の公平性」こそ、全国民に直結する問題です。 例えば米国・英国・フランスなどでは、放送の公平性を担保するための仕組みが法制度として明確です。 ●米国：FCC（連邦通信委員会） 虚偽報道・捏造には厳罰。免許停止もあり得る。 ●英国：Ofcom 偏向報道には罰金・行政処分の権限を持つ。 日本ではこれに相当する実効性ある監督が存在せず、事実上「自主判断」に任されているため、報道はチェックされないままです。 日本も諸外国同様、独立した監督機関による「放送内容の遵法性チェック」を制度化すべきです。 3. 偏向報道が続けば、国民の放送離れと業界崩壊を招く 今回の案には、「放送に対する期待は増している」とありますが、国民の実感とは大きく異なります。 ・ 若年層を中心とする地上波離れ ・ SNSとの比較による放送への不信感 ・ 情報源としてのテレビの地位低下 これらは、偏向報道・不正確報道が続いてきた当然の結果です。 もしこの状況を放置すれば、日本の放送事業は国民から信頼されない“衰退産業”となり、国家基盤としての役割を失います。 この点を検討会として認識しないことそのものが大きな問題です。 4. 国益の視点が欠けている 放送は単なるビジネスではなく、国家の情報安全保障の重要な柱です。 しかし今回の案には、 ・ 日本の主権 ・ 国益 ・ 国民の情報空間を守るための視点が欠如しています。		
--	---	--	--

	諸外国では当たり前の ・ 外国勢力による情報介入の監視 ・ 外資規制の厳格運用 ・ 国家価値の保護 こうした視点が国内議論から欠落していることは極めて危険です。 【結論と提言】 現行案は、国民が最も問題視している 「偏向報道の是正」 「事実をまげない報道の徹底」 「政治的公平性の担保」 に踏み込んでいません。 よって、以下を強く要望します。 提言 1：放送法第4条を実効ある形で担保するための制度設計を盛り込むこと ・ 独立監督機関（日本版FCC）の創設 ・ 虚偽報道・偏向報道への罰則明記 ・ 放送免許更新制度の実質化 提言 2：外国勢力による情報介入防止の枠組みを明記すること これは国益・国家安全保障の観点から必須です。 提言 3：国民の信頼回復を最優先の課題とすること ガバナンスの議論より前に必要なのは“国民から信頼される報道”の再構築です。 提言 4：政治的公平性の定期的な第三者評価制度を導入すること 【最後に】 放送事業者の内部問題だけを取り上げ、最も重要な「放送内容の問題」を避けて通る今回の案では、日本の放送は変わりません。 国民の知る権利を守り、民主主義を支えるために、放送法第4条の厳格運用と、公平・中立・事実報道の回復こそ最優先であることを強く申し上げます。 【個人78】		
132	○ インターネット上での誤情報、偽情報が問題化しているとあるが、そもそも地上波が偏向放送、虚偽放送をしている事が問題で、それにより視聴者が所謂オールドメディア以外の情報を求めるようになったという背景を忘れてはならない。 まずはインターネットやSNS規制よりも、以下の放送法第4条を厳格に守るよ	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	う、NHKをはじめとした各放送局に徹底させ、守られていないようであれば厳正な処分を課し、視聴者からの信頼を取り戻す必要があると考える。 放送法第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 特に政治に関しては公平、公正な報道を心掛け、前回参議院選挙でも偏向放送が無かったか、しっかりと調査、指導する必要があると考える。 【個人80】		
133	○ 企業への忖度なしに放送できない現状では、全く無意味で害しかない。 国民に正しい情報を提供する事がどうすればいいのか、ちゃんと考えて下さい。 【個人81】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
134	○ NHKをはじめとしてテレビ放送の偏向報道がひどいです。 そんなテレビ局が真実の情報と嘘の情報を区別はできません。 日本国民はみんな知っています。 放送権ライセンスを入札制度にしてください。 【個人82】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
135	○ どこにも忖度せず公正な報道をお願いします 偏向報道や誘導しすぎ 【個人83】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
136	○ 「放送局ガバナンスの確保」に対して：人権尊重やコンプライアンスの確保の徹底は重要かつ欠くことが出来ない大事な事です。但し、現状では「国民の知る権利の保障」が不十分に感じています。放送法4条の（2）「政治的に公平である事」、（3）「報道は真実を曲げない」、（4）「対立した意見は出来るだけ多様な角度から論点を明らかにする」の3点は民放のみならず、NHKでさえも中国に忖度した放送しか出来ていません。まずは「多くの国民に偏向報道の無い正確で正しい情	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	報」を各放送局には出すような制度設計が大事だと思います。放送法4条が守れない放送局はNHKも含めて、一定期間の放送免許はく奪が効果的だと思います。検討をお願いします。 【個人84】		
137	○ 現在、放送事業者は放送法に違反しているのではないか？ 第三条、報道は事実を曲げてはいけない。 例・NHKがワクチン被害者をコロナ被害者として報道した。 第四条、対立する事柄は多面的な角度・論点を明示して報道する。 例・緊縮財政vs積極財政や消費税廃止vs消費税増税について、緊縮財政推進と消費税増税に偏った報道ばかりである。 このような報道を改める法改正が必要だ。 【個人85】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
138	○ 大資本の放送局の倫理問題を検討した意見書とのことだが、少資本の個人配信者が誤情報、偽情報を流す者として糾弾し、どのように対処するかの話にすり替わってるような気がするのはいけいでしょうか？放送局だろうが、個人配信者だろうが、誤情報、偽情報を一定程度流れるのは仕方のない事ではないでしょうか？大資本の放送局のほうが個人配信者より、もっともらしく誤情報、偽情報を真実のように見せるすべに長けてると思います。神武天皇の建国の詔にあるように、何が正しいと大資本、権力ある政府、権威ある東大の先生が誘導するのではなく、何が正しいか養ってほしいと願います。一日本国民より。 【個人88】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案に対する一つの見解として承ります。	無
139	○ 放送法に該当するメディアについて 1公平性がない 同様の事象に事実根拠があるが 片方は報道して片方は報道しない 事業者側の伝えたい意図に基づいている背景に思想的なモノがある 例えば国内の合法的なデモに対する報道は事業者側が意図的に規模が小さくても大きく報道する 2事実誤認、事実誇張 取材やデータに基づかない事実想定をさも事実のように報道 特に近年それが激しくなっています 事実は多数あるので 真実を追求する姿勢よりもここにも事業者側の意思が入り一つの事実を真実として報道	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	これは質の低下でSNSだと自分で複数の事実を取得でき判断出来る もちろんデマも織り込み積みで取得する 新聞やテレビは短時間、短文で決めつけて報道されるので内容が薄く国民に誤解を与えているように思える 新聞＝テレビの偏向報道は情報社会で自分で事実を集める事が出来る昨今かなり酷く感じる 取材、数値が薄く、だから公平性が保てないのではないかな。 国民生活の実感と乖離が激しく政治や経済の一次情報がネットで見れる時代に新聞テレビは重要な役割を果たしていない。 メディアとして重要な存在のはずなのに。 私は今年テレビを処分し、NHKも解約しました。イライラする事もなく正しい事実を違った意見もネットで得ていて快適な暮らしです。 これが現実、事実の一つだと思います。 【個人89】		
140	○ 日本国並びに日本国民のためにご活動頂き有難うございます。 以下、意見させていただきます。 放送事業者による偽・誤情報の問題について検討に含めていないため国民からの信頼回復は得られません。 放送事業者におけるガバナンス確保の目的の整理において、「インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で」とあり、偽・誤情報の問題等が放送事業者にもある認識が欠けているため、その後のガバナンス確保の目的及び検討が不十分となっています。 そもそもインターネット上の情報は発信に対して確認や反論ができるなど双方向性があるため情報の正誤が判る可能性があります、放送事業者から発信された情報には双方向性が無く、視聴者窓口などでは確認や反論が他の視聴者に知られる事はありません。 この双方向性という観点からインターネット上の偽・誤情報の問題よりも放送事業者による偽・誤情報の問題の方が大きいです。 よって、放送事業者による偽・誤情報の問題についても検討に含めるべきです。 <放送法> 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならな	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案に対する一つの見解として承ります。	無

	い。 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 【個人91】		
141	○ 誤情報を判定するのは誰か？ 役人もしくは 政権与党の意見に左右されるのでは？ したがって、この運用は無理と考えます 【個人92】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案に対する一つの見解として承ります。	無
142	○ 「インターネットの誤った情報」の誤りとは誰が判断するのか？少なくともネットでは目に触れる機会はさておきとして、両方の意見や情報が確認できる。 一方でテレビメディアは片方の情報ばかり流し、コロナ騒動の時は恐怖をあおり、日本の政治を壊滅させたのは間違いない。 国政政党である参政党をテレビに出さない事件がありました。 これは、2022年参院選で国政政党になったというのに、国政政党且つ5つ以上の議席という要件を勝手に作り、新興政党を取り上げなかった事案は特にひどい。 一方で2025年の参院選で日本保守党やみらいの党に関しては、以前の要件に戻して出演させるという…こういう恣意的な報道に嫌気がさします。 また、人の不安ばかり煽る…政治への不信感を高める報道。特に高市政権、過去は安倍政権の時がひどかった。もはや偏向報道の繰り返しです。これはまさに放送法第4条違反ではなからうか。 コンプライアンスを正すべきは放送局の方であり、放送法4条に違反する局に停波措置などを課すべきだ。電波は国民の希少な財産。 また「多様性」など称して外国人株主や従業員の多くを採用している。どこの国のテレビ局かと言いたい。外国人だからダメなのではなく、日本の国益に資する局になればこのようなことはあえて書かない。 現場で一生懸命働く記者の人がかわいそうになる。 今改めて、放送法違反局に実刑実害を課して、放送法の順守を徹底させていただきたいと思う。 【個人94】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

143	○ 日本の報道の自由度ランキングは毎年70位前後です。国民の知る権利が脅かされています。偏向報道や印象操作や隠ぺいが酷い。民間は仕方ないのかもしれませんがNHKがこれでは困ります。NHKは国民がスポンサーの国営放送です。高給もらってこれでは国民は納得しません。ちゃんと仕事しろ。総務省もこんな状態を野放しにしておいてはいけない。ちゃんと仕事しろ。 【個人95】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
144	○ 大手テレビ局に都合の良い情報だけでなく、真実を伝えるべきである。偏向報道を続ける限り、国民は大手テレビから離れていく。テレビチャンネルのリモコンが、ずっと数社に独占されているのは、おかしい。世界情報も偏って放送している事は、放送理念に反している。また、都合の悪いSNS情報を消し込む事は、情報統制にあたる。 【個人96】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
145	○ 「ガバナンス」云々より、社員の教育および人事制度の根本的改善が必要と考える ・「人権」云々より、社員の倫理観、道德心の問題。そこからメスを入れていく必要があると考える。 ・あと、そもそも偏向報道を続けている以上、いくら”しくみ”や”きそく”を弄ったところで、所詮は表面の話で、何の抜本的解決にはならず、いずれは再び不祥事を起こす可能性大と考える。 【個人97】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
146	○ 今まで通りの体制で良いのではないか。 放送事業自体が信頼できるものとはかけ離れており、気づいた国民から見放されている。 SNSの誤情報は判断しやすく、放送事業者のように巧妙ではない。 よって、SNS規制は不要。 騙され続けたい国民もいるわけだから、そこに全力を掛ければ良いだけのこと。 放送事業者は頑張って！ 【個人98】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
147	○ 公益に適わない自己利益追及型偏向プロパガンダ放送の垂れ流しに一定の規制を導入する法整備を大至急着手するべし。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を	無

	【個人99】	行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	
148	○ ガバナンスとは、組織が目標達成のために健全に運営・管理されるための「統治・支配・管理」の仕組みや体制のことで、特に企業においてはコーポレートガバナンスと呼ばれ、不祥事を防ぎ、透明性・公正性を保ち、ステークホルダーの信頼を得て持続的成長を目指すための重要な経営基盤を指します。これは、チェック機能や責任分担を明確にし、不正やミス未然に防ぐ「内部統制」とも密接に関連しています 放送事業者の皆さん、あなた達は 中立 という言葉を理解出来てますか？ 中国を立てて持ち上げるとか思ってませんか？ TVは洗脳装置・・とは、良い例えですね。そして、その洗脳装置にしっかり乗り込み、見事に悪に加担し続け、意のまま、言われるがままに、従って来ましたね。お陰様で、新型コロナに始まり、あなた方が煽りに煽り。コロナに限らず、偏り、偏向報道、1つの事象を叩きまくる、ありとあらゆる手法を見させて頂きました。あなた方組織の目標達成に賛同しない国民がだいぶ増えましたよ。公共の電波を使い、NHKだろうが、民法だろうがどちらも変わりなく。あなた方は、これから とんでもない、取り返しの付かない真実に必ずぶち当たりますからね。自分達が1番お分かりではないですか？ 分かかって、加担し続けて来たんですから。国民の命を踏み台にしてね。日本人を蔑ろにしながら、外国人最優先してきた事。特に中国様様。不都合な真実は、偽だ、誤報だと。よく言えますね。管轄されてる総務省の皆さん？ この日本から、既存の放送局を全て解体してくださいm(_)m。要らないです。虚偽、誤情報を平気で垂れ流す局こそ要りません！！ ガバナンスのガの字も語る資格ありますか？ 【個人101】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
149	○ 確かに、報道に対する信頼は失墜しているでしょうね。テレビやラジオ、新聞に至るまで。もう何をやっても信頼は回復しないでしょうね。監督官庁に対しても、同じように思います。インターネットの偽、誤情報云々を言う前に、中立、公正をきし、法を遵守すること。国民は放送局やアンカー自身の意見は求めています。あったことをあったように、隠さず放送しなさい 【個人102】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
150	○ 放送事業者のガバナンス確保に関する制度設計にあたり、以下の点を要望いた	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具	無

	します。 1. 多様な視点の確保 報道が特定の立場に偏らないよう、複数の視点を提示する仕組みを強化してください。視聴者が異なる立場を比較・検討できることは、民主主義の健全な発展に不可欠です。 2. 透明性の向上 番組制作や編集方針の基準を可能な範囲で公開し、視聴者が納得できるようにしてください。意思決定過程の透明化は、放送事業者への信頼を高めます。 3. 第三者チェックの導入 放送事業者自身の自己点検だけでなく、第三者機関による定期的な検証を制度化してください。これにより、報道の公平性や中立性を客観的に評価できます。 4. 視聴者意見への対応強化 BP0に寄せられる視聴者意見について、1件1件に最低限の回答を返す仕組み、または意見の扱い方を公開する制度を導入してください。視聴者の声が確実に届いていることを確認できる仕組みは、信頼性向上につながります。 報道の公共性を守るためには、透明性・説明責任・多様性の確保が不可欠です。上記の改善策を制度に反映いただき、視聴者の信頼を高める仕組みを構築していただきたいと思います。 【個人104】	体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	
151	○ 放送事業者のガバナンス確保と言っていますが、インターネットやYouTube等が嘘や誤情報が多いと思われていますが、今のTVの偏向報道は酷いものがあります。私も何年か前まではTVを信じて見ていましたが、コロナからおかしさに気がつきました。政府や企業の思惑が忖度されて本当の事は隠されたままです。これではTVしか見ない高齢の方々は間違った情報を信じて、健康さえ失ってしまってる状況です。そんな感じではTVは必要なのかとさえ思い見ないという選択をしています。いつまでも国民は馬鹿ではありません。色んな情報を自分で選択出来る時代になりました。信用あるTV報道をお願いしたいと思います。 【個人105】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
152	○ 近年、マスコミの質の低下には目を見張るものがある。放送法第四条では、報道は事実をまげな、意見が対立する問題については多くの角度から論点を明らかにせよとある。ところが、マスコミは放送法を無視し、あからさまな偏向報道を公共の電波を使って垂れ流している。一例を挙げれば、コロナワクチン（mRNA	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	ワクチン)の問題だ。その危険性や害毒が医学的に解明され、世界中で接種が中止されているにもかかわらず、日本だけが未だに打ち続けている。報告されているだけで死者2000人以上を出し、副反応で再起不能となった7万人以上の人たちについての報道がほとんど見られない。コロナワクチン開始後から30万人以上の超過死亡も確認されていることから、実際の死者数や副反応被害者の数は格段に多いと推定される。マスコミがきちんとコロナワクチンの危険性について言及してさえいれば、このような前代未聞の薬害は防げたはずだ。コロナワクチン推奨者はファイザー社から金をもらい、厚労省も利権に絡みとられているが故に報道は歪められてしまった。もっと恐ろしいのは、科学的根拠とデータに裏付けられた事実を「フェイクニュース」と称して抹殺してしまう事だ。言論の自由を守り、利権に毒されることなく、放送法第四条に則った報道を行うべく徹底して頂きたい。さもなくば人々は益々、マスコミを「マスゴミ」と認識し、テレビ放送から離れて行くことになる。 【個人106】		
153	○ snsで情報入手は、安易となり、また、テレビからの不毛な情報に国民行動が左右されてしまう事からテレビ局は、国営放送局のみとし民放は、全て廃止すれば良い 【個人107】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
154	○ 企業のモラルに関することが大きな問題となり統治管理の強化が当然必要とされているが、もう一つの問題は放送法第4条に関することである。 その放送が「政治的に公平か？報道が事実を曲げていないか？できるだけ多くの角度から論点を明らかにしているか？」という点に関して疑問に思うことが多い。 例えばデモにかんしても少数のデモも報道されるものもあるが、大人数のデモでも報道されないものもある。 また海外のニュースは米国関連はCNNのみであり中国に関しては発表されている数字をよく検証せずにそのまま報道されており疑問に感じるが多い。 SNSでの偽情報を取り締まることが検討されている中、テレビの報道は果たして真実なのだろうか？その検証も合わせて必要であると思われる。 【個人109】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
155	○ 検討会の取りまとめ案を拝見して、気になった点があります。放送法4条を遵守できているかの検証という文言がどこにも見当たらなかったように思われます。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を	無

	報道機関が、営利企業である面と放送という公共性を併せ持っている為いかに中立で偏向のない事実に基づいた放送ができるかが最も重要であると考えます。 放送法4条の遵守という基盤がなければ、どのようにガバナンスを徹底しても砂上の楼閣になり、単なる業界内の自己満足にしか過ぎないように考えます。 この点について、検討されているのであれば、その内容の公開を強く期待します。 【個人110】	行うものでありますが、御意見については本案に対する一つの見解として承ります。	
156	○ > 近年、インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送が果たすべき社会的役割は一層重みを増していると考えられるが、国民・視聴者の放送に対する信頼を回復するためには、放送事業者・業界全体において、 > 自主自律を基本とする枠組みを維持しつつ、「健全なガバナンス」を確保するための方策を講じ、 以上をよむと「放送」には偽・誤情報がないという前提のようにとれますが、そうなのでしょうか？ そうであるならば、今頃、テレビの視聴率がこんなに下がってはいないのではないのでしょうか。 国民はテレビに価値を感じていないのでテレビを見なくなりました。 それはガバナンスを見直しても回復しないと思います。 ガバナンスを見直すこと必要かもしれませんが、それ以前にまずは放送法を守るべきではありませんか？ 放送法4条には以下のように定められています。 ----- 二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること ----- 最近の報道番組放送をみていると、明らかに以上に違反していると思われることが度々あります。 国民は気づいています。国民をバカにしないでください。 放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくものに	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	していくための方策を考えるのであれば、 ガバナンスを改めても多分だめです。まずは放送法に違反した放送事業者に対する放送免許取り消しも含めて罰則などの法整備が必要かと思います。 情報は本当に大切です。 大勢の人に一気に情報を与えるメディアの影響は本当に大きいし、責任はものすごく重いです。 国民に不利益を与える放送は要りません。 インターネットが普及しているので放送は無くしてもいいのではないかと思います。ですが放送も残していくのであれば、国は責任をもって国益にかなうものにしていってください。 そのためにはガバナンスだけではなくて、放送法4条違反に対する罰則を定め、放送免許取り消しも制度化してほしいです。 5年に1回程度、裁判官等と同様に選挙で、放送事業者として相応しいか否かを決めるというもいいと思います。 【個人111】		
157	○ 取り締まる存在がなければガバナンス確保など不可能です。 文字だけ並べても開き直ってしまえばそれで終わりの現状ではどうにもなりません。 放送の信頼性は年々低下していますが放送事業者は権利を盾に取って開き直り公平性などなく情報は偏り国民の知る権利を満たす気など全く感じられません。 フジテレビでの重大な人権侵害事件でも上層部何人かの首を挿げ替えただけで簡単に終わらせてしまっています。 この取りまとめ案でも事案発生後の対応が結局のところ放送事業者自らの対応によるところが大きく、これでは全く意味のないものにしかならないでしょう。 【個人113】	本案に対する一つの見解として承ります。	無
158	○ テレビの偏向報道が常々あるのに何の規制もないのがおかしいです SNS規制ばかり声をあげるくせに、オールドメディアに何の規制もないのは憤りしかありません オールドメディアこそきちんと管理をすべきです 【個人114】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
159	○ 今回の検討会は、先般メディアを騒がせていた芸能人と放送局社員との問題を発端として人権侵害問題を中心とした放送局のガバナンスを議論されていると理	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を	無

	解します。 意見としても出ていましたが、広告収入モデルによる民間企業である放送局のこういった問題、ガバナンスの是非は、自らで律する以外解決方法が無いものであり、それを行政がコストと時間をかけて是正していくこと自体が、他の民間企業との関係性においても不公平となり、違和感を感じます。 それよりも、国、行政は当該放送免許を有している企業の今回主題となっている人権問題、ガバナンスも含め、最も重要な、国民の財産である電波を使った情報提供者としての「公平性」「多面性」「事実性」など特定の広告主や影響力の無い情報発信が行えていることを「外部から審査」する観点からのガバナンス強化を検討すべきである。 検討書類の中では、たびたびSNSを想定して虚偽やデマ情報が拡散していることによって放送局の重要性を言及しているが、昨今のあからさまな偏向報道や外国勢力による影響下にある事案の発生を踏まえると、決して放送局だから信用できるわけではなく、オールドメディアと称され、信用が失墜しているのが現実である。 結果、総務省は放送局は一般の民間企業と同じように自主自立した経営（業界ガイドライン遵守含む）をすべきものであるとし、その経営に関与するのではなく、偏向していないか、プロパガンダ発信となっていないか、他国の影響が無いかなどの審査項目を強化すべきである。その1つとしてガバナンスがあるべきである。 そして、重要なのは、偏向報道を繰り返すなど、基準を外れた業務を行う放送局は、放送免許の更新停止、免許剥奪も早々に実施すべきである。 特定の企業に長期にわたって放送免許という特権を与えるのは国家運営として正しいとは思えません。新たな放送事業所を生むことも重要であると思います。 【個人115】	行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	
160	○ 今回の討論も大事なことはあるが、それよりもまず、大前提の放送法第4条が守られていないことが重要な問題ではないか？ インターネットには偽・誤情報があふれている、それも事実だが、放送局でも偽・誤情報は多い。取材もせず噂レベルの情報を出したり、編集では切り取りを行い、一方方向の意見しか放送していない番組もある。ここを是正することがまず必要である。 国民の知る権利は、放送局によって甚大な侵害を受けている。インターネット	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案に対する一つの見解として承ります。	無

	は偽・誤情報もあるが、他方、真実もある。何が真実かわからなくとも、色々な意見がある。対して放送局ではどうか？どの局も一斉に同じ報道しかしない事例があり、実際に誤った放送をしたことを謝罪した案件もつい最近あった。それなのにその後も一方的意見しか流さないことが多々あるし、噂レベルでなんの確証もないことを放送していたりする。この姿勢こそ正していかなばならない。 それなのに、今回の資料中、「ネットは嘘、放送局はちゃんと取材し編集もしており、今後放送局の役割に期待がよせられている」といった文面があった。 こんな認識でいれば、今回話し合ったこともすべて無駄であると言わざるを得ない。 早急に放送法第4条をすべての局が守るべきだし、守られないなら停波が妥当だ。 【個人116】		
161	○ 偏向報道が著しく目に余る報道媒体が再び公平な立場で報道する為には放送事業者のガバナンスの改定よりも先に放送局の1番中枢にいる中国や韓国等の勢力を追い出して彼らの国に忖度する報道は一切辞めて放送局にいる帰化された中国人や韓国人を仕事人として使わずに純日本人を積極的に採用し 再び放送局の中枢に据えることが必要だと考えます。 放送事業者のガバナンスの話はそうした膿を出してから日本人同士で話し合う事ですよ。今はその前提すら出来ておらず放送局が乗っ取られている情けない状態にあります。それが難しいならば局を解体し 再び日本人の為の報道機関を作り直すべきです。 【個人117】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
162	○ 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』とありますが、確かにインターネット上では偽・誤情報はありますが、放送事業者が発信しない事実の情報もたくさん出ているのが現状なので、放送への期待はできません。偏向報道も事実ありますので、まずは放送事業者の方での正確で公正な放送ができるようにすることが先だと思います。 【個人118】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
163	○ フジテレビの問題を発端に、放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具	無

	会が開催されていますが、放送事業関係者の人権尊重・コンプライアンス確保は、大事な話ではありますが、ある意味業界内の話にすぎません。 それよりは、すべての国民に関わることである放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先ではないかと思えます。 先の参議院選挙中の、TBSの番組である報道特集の外国人問題を取り上げた内容は、あまりにもひどすぎると感じました。 【個人119】	体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	
164	○ 放送による報道は、権力の監視役の一環として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえ、番組編集の自由を維持することは必要であることは十分に認識していますが、最近インターネットによる様々な情報を得るにつけ、放送事業者の偏向報道が気になっています。 高市首相の支持率を下げてやるという発言を裏付けるような地上波の放送を見る度、この報道は本当に正しいものなのか、真偽を確かめる意味で、ネットで確認する必要性が生じています。 最近、国民の多くが私と同じような考え持つ人が多くなっているようで、地上波放送局などをオールドメディアと揶揄していますが、地上波報道への信頼性が著しく失われているものと考えます。 政府権力に対する一定程度の批判は必要となる場面もあることは理解しますが、偏向報道により事実を歪められて伝えられれば、特に情報弱者と呼ばれる人々に誤った情報を与え、国民が納得する政治の実現が遠ざかってしまうものと思えます。 特に、その批判の内容が国益を損なうものや自国を貶めるようなものは、隣国を利するだけであり、こういう報道については、一般国民の意見を踏まえた、政府から放送局に行政処分を含めた何らかの措置を講ずることできるような仕組みを構築する必要があるものと考えます。 また、公共放送局職員の採用条件には国籍条項がないと仄聞しましたが、この事自体、国益に反する報道をされるおそれがあり、国全体のガバナンスの面からも問題があるものと考えます。 民間放送の場合は、スポンサーの意向を踏まえた報道となることはやむを得ない面はあるとは思いますが、このスポンサーが例えば隣国の支配下にある場合は、国益に反する報道となることが考えられますので、このことに対する対策も	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	必要と考えます。 【個人120】		
165	○ 正直言って、公共の電波を使った偏向報道が目に残ります。 それでいてSNSを規制しようとするとは、メディアが国民を洗脳しようとしているとしか思えません。 いろいろな考えや報道があってもいいが、そのどれかを規制するのは反対です。 何故そんなことをするのか、疑ってしまいます。 第三者委員会等、人数を増やして各分野から民間で選挙するぐらい委員選出を透明にしてほしい。 【個人121】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
166	○ 既存の放送事業者は放送したいことだけ放送して、都合の悪い事実は放送しない。 社内のコンプライアンス意識も30年前と比べ低下しているように見える。 そして意見の押しつけばかり。 アンケート調査の結果98対2の意見でも50対50であるかのように放送する。 入れ替えが必要な時期にきている。 【個人122】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
167	○ まず、視聴者はテレビを必要としなくなっている現実を直視、またその理由が放送内容の質の低下と放送内容の怪しさにあることを自覚していただきたい。事実、取材に基づいた情報、国民の知る権利のために、その優先順位に沿う情報発信であるかどうかのチェックはなされているのか？捏造や、あたかも視聴者を発信者（スポンサー）の意向に沿うよう誘導、ミスリードしていることはないかどうかの倫理観が形骸化していないかどうか、一度解体して放送権の再取得をするくらいの見直し（質の担保のために）をしていただきたい。ますますテレビ離れになるどころか、捨てるにもお金が掛かる困った廃棄ゴミになりつつある。 【個人123】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
168	○ NHKやTBSを初め各既存メディアは近年、明らかに公平公正からはかけ離れていると感じます。 放送法第四条もガバナンス確保も、特定の勢力（政党、支持母体、強いては特定の外国への忖度）の影響が国民を不安にさせ何の効力も発揮しておりません。 無法状態に等しいです。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対	無

	2025年の参議院選挙帰還のTBS山本アナの発言、日々の玉川徹の発言、本当に報道すべき外国人労働者問題や共産主義者による演説妨害、メガソーラー問題などにかかわらず、子どもへの悪影響である多文化共生やら多様性という耳障りの良い言葉を盾にして外国人労働者を流入させる愚行により文化を壊された外国の様や暴動をありのままに報道すべきです。日本も今、それに向かわされている事も隠すべきではない。そういう世の真実をありのままに伝えるべきです。それが報道だと思います。 外資、いや汚い外国マネーに支配され内部にその国の者が入り込み日本の政治や世界情勢の報道番組を作るなどプロパガンダ以外の何物だと言うのですか？ それならば4条は意味をなさないに等しいですし、ガバナンス確保なんてもってのほかです。ならばスパイ防止法の早期成立を目指し、放送法はスパイ防止法に合わせて作り直し、スパイ防止法に関わる組織をメディア監視の第三者機関として厳格に機能させるべきです。そう言わざるを得ないほど腐敗しています。 その位、日本の国益にかなうメディアになれないのなら既成メディアは存在自体が不要かと言わざるを得ません。 【個人124】	する御意見として承ります。	
169	○ 臨時国会の参議院予算委員会において参政党の安藤裕氏が消費税の問題を取り上げ、消費税が悪税であることを理路整然と説明し、「消費税は賃上げ妨害税だ」と断じたことはオールドメディアは一切報道しない。 コロナワクチン被害、それに伴う超過死亡激増のことも全く報道しない。 その他、憲法改正は悪、核保有の検討は非国民扱い、という姿勢はどこの国の組織か？と目を覆うばかりである。 メディアは今一度「公平中立」の精神に立ち返り、自分たちに都合の悪い意見も丁寧に報道するべきである。 【個人125】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
170	○ 近年、インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送が果たすべき社会的役割は一層重みを増していると考えられるが、国民・視聴者の放送に対する信頼を回復するためには、放送事業者・業界全体において、自主自律を基本とする枠組みを維持しつつ、「健全なガバナンス」を確保するための方策を講じ、「放送に携わる者の職責」をバージョンアップし続ける仕組みが必要である。 前提として現在の放送事業者の偽・誤情報の問題が是正される事が達成された	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	後の話であると考えます。 【個人126】		
171	○ 国民の知る権利を無視した現在の報道のあり方に疑問と怒りを感じます。スポンサーの都合の悪い事は報道しない、財務省によるプロパガンダを垂れ流すマスコミ。 テレビは偏向報道ばかりだからSNSでみんな情報を集めるのです。 偏向報道をやめて中立公正な報道をお願いします。 【個人127】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
172	○ 放送法の実効性確保および新聞・放送を含むマスメディアの公共的責任に関する意見 放送法第4条は、放送事業者に対し、政治的公平性、事実性の確保、多角的論点の提示を求めています。しかし、現状の放送行政および制度運用を見る限り、これらの規定は実質的な拘束力を持たず、理念規定として形骸化していると言わざるを得ません。 特定の政治的・外交的・安全保障上の重要課題において、一方向の見解や評価が継続的・反復的に公共電波を通じて発信され、反対意見や異なる視点が十分に提示されない事例が少なからず存在します。これは「多様な意見の一つ」という言葉で正当化される範囲を超え、放送法第4条が求める政治的公平性および多角的論点提示の趣旨に反する可能性が高いと考えます。 電波は国民全体に帰属する有限な公共資源であり、放送免許は国家からの特権的な付与です。したがって、放送事業者には私企業の表現活動とは異なる、より高度な公共性と説明責任が求められます。にもかかわらず、現行制度では、放送内容が著しく政治的に偏っていると受け取られる場合であっても、事業者側に実質的な不利益や是正義務が生じない構造となっています。 さらに問題なのは、こうした放送内容が、新聞報道と相互に補完・増幅される形で国民に届けられている点です。新聞は放送法の直接の適用対象ではありませんが、長年にわたり世論形成において極めて大きな影響力を持ってきました。特定の論調が、新聞・テレビ・インターネット配信を通じて同時多発的に提示される場合、国民が異なる視点に触れる機会は著しく制限されます。 本来、新聞と放送は相互に異なる立場から権力や社会を監視し、多角的な言論空間を形成する役割を担うべき存在です。しかし現状では、同一の論点について、類似した論調・同質的な価値判断が繰り返し提示される場面も見受けられ、	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	結果として国民の判断材料が偏るおそれがあります。 特に、外交・安全保障・領土問題といった国家の根幹に関わる分野において、検証や反論を十分に伴わない主張が、あたかも一定の「社会的合意」であるかのように提示されることは、民主主義の前提である国民の知る権利を損なう危険性があります。これは単なる報道姿勢の違いではなく、情報提供の構造そのものに関わる問題です。 諸外国に目を向けると、放送については独立した規制機関が政治的公平性や外国政府との関係性を厳格にチェックし、違反が認められた場合には具体的かつ実効性のある措置が取られています。また、新聞・放送を問わず、外国政府や国外団体との関係性が言論活動に影響を及ぼす場合には、一定の透明性確保が求められる制度を有する国も少なくありません。 一方、日本においては、新聞は完全な自主規制に委ねられ、放送についても行政指導が中心であり、国民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い状況です。この結果、公共電波および主要メディアに対する国民の信頼が徐々に低下している現状は、極めて憂慮すべき事態であると考えます。 以上を踏まえ、以下の点について強く要望します。 1. 放送法第4条について、理念規定に留めず、違反判断の基準、手続、是正措置を明確化した運用ルールの整備 2. 政治的・外交的に意見が大きく分かれるテーマについて、放送事業者に対し、多角的論点提示の実効性を確保するための具体的指針の策定 3. 放送法違反が認められた場合における、段階的かつ透明性のある行政措置（改善命令、罰金、免許更新時の厳格審査等）の導入 4. 外国政府・外国系団体・国外資金等が放送内容や論調形成に影響を及ぼす可能性がある場合の、国民に対する情報開示の在り方の検討 5. 放送のみならず、新聞を含むマスメディア全体の公共的責任について、国民的議論を促す場の設置 6. 行政から独立し、かつ国民への説明責任を負う第三者的監視・検証機関の設置または機能強化 これらの提案は、特定の思想や意見を排除することを目的とするものではありません。むしろ、国民が多様な情報と視点に触れ、自らの判断によって意思決定できる環境を守るための制度的整備を求めるものです。 表現の自由は民主主義の根幹ですが、公共電波という特殊な資源を用いる以	
--	---	--

	上、その自由は公共性と責任と不可分であるべきです。新聞・放送を含む日本のマスメディアが、再び国民から信頼される存在となるためにも、放送制度および情報提供の在り方について、実効性ある見直しが行われることを強く要望します 【個人128】		
173	○ 日本に限らず世界の情報空間がリベラル化、グローバリズム化していながらこれを現行の放送法で注意喚起、抑止するのはほとんど不可能。提案したいのは以下の3点。 1. スポンサーや寄付を含む収入源の公開 偏向報道の源泉はお金。スポンサーに偏りはないか、かつてのUSAIDのような資金源はないのか、広告代理店を介した政党からの資金流入はないのかなど、報道機関自ら報告させる。金額の大きなものだけで十分であり、監査法人などによるチェック、決算と連動させる。 2. 報道内容の公平さをチェックするデジタル分析 AIの得意分野であるテキストマイニングとディープラーニングで「報道しない自由」をブラックボックス化させることなく見える化。音声だけであれば簡便かつ十分であり、分析結果をもとに公開ヒアリング。そこに国民の声を拾う仕組みがあれば完璧。言論統制ではなく公平な報道をデジタル技術で見える化する立場であり、報道機関にとっても歓迎されるはず。 3. JARO人事介入を含む監視体制強化 報道特集など特定のスポンサーに頼ったあきらかな偏向報道（特に選挙期間中の立花特集）を放置するこの団体。人事介入としたが場合によってはより厳格に監視する組織が必要。医薬品や工場などは異常なまでの品質を求めているながら、報道機関に対するクオリティチェック体制が脆弱過ぎる。いずれにしても人事が肝。時の権力に影響されない仕組みが必要。 【個人129】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
174	○ 戦後のフランクフルト学派GHQ史観の強制 戦前の薩長史観の強制 現代のグローバリスト利権の押し付け 公正中立な報道とか言いながら外国勢力の資金を受け取っているかさえ検証しないことを是正するために資金の流れを公開することを義務付ける 【個人130】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
175	○ テレビ・新聞からの情報と、SNSからの情報を比べてみると、テレビ・新聞	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具	無

	からの情報は、重要なものが抜けていたり、偏向報道が多いと思います。これでは国民の知る権利が侵され、必要な時に正しい判断ができません。放送法第四条をきちんと守らなければなりません。 【個人131】	体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	
176	○ 放送ガバナンスを議論するにあたっては、新たな制度や枠組みの検討以前に、放送法第4条が実効的に守られているかを検証し、是正することを第一優先とすべきと考えます。 視聴者の「知る権利」を守るためにも、 ・ 偏向報道に対する検証 ・ 公平性・多角性を担保する仕組み ・ 放送事業者の説明責任の明確化 を強化する方向でのガバナンス改善を強く求めます。 【個人132】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
177	○ 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』とありますが、昨今のフジテレビの問題の報道などを見ても、本当に信用できる取材源なのか？十分に確認した内容なのか？ 視聴者にとって公平性が担保された編集内容になっているのか？ 社内外の第三者視点/組織のチェックが行われているのか？ などの面で、本当に”社会的な役割”を果たしているのか？と疑問が残りますので、放送事業全体のガバナンス強化による ” 国民への貢献 ” という観点から、もう一度、内容の検討をし、拙速な判断を避けていただきたく、よろしくお願いします。 その他になりますが、特に最近のNHKの報道でも、例えば、刑事事件などで容疑者が不起訴になった理由もないことも多く、そういった報道のしかたでは、知る権利の保障の部分が、機能しているとは言えないのでは？とも思いますので、是正をお願いします。 【個人133】	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。 本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
178	○ タイトル： 放送事業者のガバナンス確保に関する取りまとめ に対する意見～放送法第4条の遵守不足を是正し、偏向報道の事例から信頼回復を急げ～ 意見本文：	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び	無

総務省の「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会 取りまとめ」について、以下の意見を述べます。 取りまとめ案では、放送事業関係者の人権尊重・コンプライアンス確保を重要なテーマとして扱っています。これは、芸能事務所や番組出演者に関する問題を背景としたものであり、業界内の健全性を高める観点から必要な取り組みであることは認めます。しかし、これらは主に業界内部の運営に関する事項であり、すべての国民に直接関わる放送の公共性という観点からは、二次的な位置づけであると考えます。むしろ、放送事業者が遵守すべき放送法、特に第4条（抜粋：一 公安及び善良な風俗を害しないこと。二 政治的に公平であること。三 報道は事実をまげないですること。四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。）の履行が、現状では十分に守られていない点が、より深刻な問題です。放送は国民共有の電波を使用する公共的メディアであり、偏向報道や事実の歪曲が横行すれば、国民の知る権利が侵害され、健全な民主主義の発展が阻害されます。このような根本的な問題の是正を第一優先とすべきです。 取りまとめ案では、『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と述べられています。しかし、現実の放送事業者の報道実態を振り返ると、このような役割を果たしていると言えるのでしょうか。実際、多くの放送番組で政治的な公平性が欠如し、事実の歪曲や一方的な論点の強調が見受けられます。これにより、放送に対する国民の信頼は低下しており、期待が増しているどころか、むしろ失望が広がっているのが現状です。例えば、2025年7月に報じられたTBSの「報道特集」に関する事例では、選挙期間中の報道が「偏向」であるとして、ネットメディア運営会社が総務省を提訴しました。この番組では、特定の候補者を有利に描く編集が指摘され、放送法第4条の「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」に違反する可能性が問題視されています。また、2017年のNHK報道に関する批判では、偏向報道が大手メディア全体の不信を高め、視聴・受信料支払いの拒否運動を招いていると指摘されており、放送法第4条の無視が民主主義の根幹を蝕むと警告されています。さらに、2024年の兵庫県知事選では、報道番組の生放送で特定の候補者の主張を一方的に強調	放送事業者並びに本案に対する一つの見解として承ります。 放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりです。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	
--	---	--

	する編集が見られ、放送法第4条の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」が守られていないとして、選挙報道の公平性が問われました。 これらの事例から明らかなように、放送事業者の偏向報道の問題は放置され続けています。取りまとめ案では、このような放送法第4条違反の可能性に関する言及が不十分であり、業界の自浄作用が機能していないことを示唆しています。検討会において、この問題を提起する委員がいなかったのでしょうか。もしこのまま是正されなければ、放送事業者の信頼はさらに失われ、存続自体が危うくなる可能性があります。インターネット時代の情報環境を考えると、放送が信頼性を失えば、国民はより信頼できる代替メディアにシフトし、放送業界全体の基盤が揺らぐことになるでしょう。例えば、TBSの「日本人ファースト」報道では、特定の政治的立場を強調した編集が信頼を損ない、視聴者離れを招いたと分析されています。また、政府の放送法解釈変更（一つの番組ではなく全体で判断）により、TV局が政権批判を避け萎縮している実態も報じられており、これが偏向報道の温床となっています。 したがって、取りまとめ案の改訂にあたっては、以下の点を強く提案します。 放送法第4条の遵守をガバナンス確保の最優先事項とし、偏向報道の監視・是正のための具体的な仕組み（例：第三者による番組内容の定期レビューや、違反時の行政指導の強化）を明記する。上述のTBSやNHKの事例を参考に、選挙報道や政治番組のガイドラインを強化すべきです。 人権尊重・コンプライアンス確保の取り組みを、放送法遵守と連動させた形で推進し、業界内の問題解決が国民全体の利益に結びつくよう再設計する。 フォローアップの仕組み（円卓会議等）で、放送法第4条の履行状況を定期的に検証し、国民への透明性を高める。BP0（放送倫理・番組向上機構）との連携を強化し、事例蓄積を活用した予防策を講じる。これを提案します。 放送の公共性を守り、国民の知る権利を保障するため、取りまとめ案がより実効性のあるものとなることを期待します。 【個人134】		
179	○ 放送事業者は放送法を守って欲しい。守らない放送事業者の対処をしっかりと政府がおこなうべきです。 【個人135】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

180	○ かなり以前はテレビ発信のニュースに対して盲目的に信じている部分がありました。 いまはインターネットが発達しインターネット媒体で見かける内容とテレビの内容が大きく違うことに気づきました。インターネット情報が100%正しいとは思いませんがテレビは都合の悪い情報は取り上げない、皆が関心を持ちそうな内容でも不都合そうな内容は取り上げられていないと感じます。 一例は石破前首相の辞めるなデモです。辞めろデモも行われておりそちらの方が人数が多いにも関わらずテレビは殆どの局で取り上げられていなかった。明らかにテレビ局側の意図で報じられないのだと思っています。 多くの市民が考える実態で言えばヤフーニュースにあるコメント欄が大多数の一般の方の意見を反映していると感じます。見れば明らかです。 偏向報道と言われる昨今ですが、TBS、テレビ朝日は最たるものと感じます。見ていて不愉快になるものがありました。時事通信社の高市首相の支持率下げてやる発言も最たるものです。NHKについてもスクランブル化の声が大きいです。NHKが取り上げられていていませんね。 このままではテレビは信用が無くなりさらなる視聴率低迷、テレビ離れは明らかだと思います。公共の電波は多くの市民が望むべきものに使われるべきだと思います。 【個人136】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
181	○ 放送法について、罰則規定ではないため、各放送局が自己放送局の意見主張を述べる事が可能となっているため、放送法4条違反だと言ってもそれが何も機能せずに終わっている。そのため、罰則規定を作る必要があると考える。また、NHKについて、公共放送と言いながら、近年の偏向報道は著しく左傾化していると見られ、もはや公共放送ではなくなっている。受信料の強制ともいえる徴収を止め、スクランブル化することを強く希望します。 【個人137】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
182	○ SNSの普及で、テレビや新聞の報道姿勢が「偏向している」「切り取りだ」と批判されるケースが増加。 特定の政治家や政権に対する扱いの“温度差”が指摘され、世論の不満が高まっている。 オールドメディアへの信頼度は年々低下し、特に若年層ではSNSを主要な情報源	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対	無

	とする割合が急増。 「テレビや新聞は見ない」という層が増え、世論形成の中心がSNS側に移りつつある。 一部の事件やデモが報道されない、あるいは扱いが偏ることへの不満がSNSで噴出。 「重要なニュースが報じられない」「特定の立場に有利な編集がされている」という声が増加。 まとめとして、メディアの構造改革が必要、多様な情報源を自分で選ぶ時代としてyoutube、SNSから自分で情報を調べ透明性な公平性を選ぶ時代に来ています 私は現在72歳ですが、学業は情報工学を学んでいたため、ネット世界はWIN95時代から盛んに情報を得ていたため、情報源がテレビ、新聞並びにネットの情報を重視していましたから、多様な情報源を自分で選ぶ時代だと思います。 【個人139】	する御意見として承ります。	
183	○ 私は、ガバナンス強化のために次の4点を提案します。 1. 経営と編集の独立性を制度として明確化すること 編集権の独立を明文化し、経営陣が編集判断に介入できない仕組みを整備すべきです。 2. 社外取締役・監査役の専門性と独立性を高めること メディア倫理やコンプライアンスに精通した専門家を必須化し、内部通報制度の監督権限を付与することが必要です。 3. 内部通報制度の外部化と通報者保護の徹底 通報窓口を外部機関に委託し、報復行為を厳罰化することで、沈黙の文化を断ち切ることができます。 4. 制作委託先に対するガバナンスの明確化 制作費の流れや責任の所在を透明化し、委託先の労務・コンプラ状況を監査する仕組みを導入すべきです。 【結び】 放送事業者の信頼は、社会の民主的基盤を支える重要な要素です。 今回の議論を機に、透明性・独立性・第三者性を備えたガバナンス体制を構築し、視聴者からの信頼を取り戻すことを期待します。 【個人140】	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
184	○ 兵庫県の齋藤知事の件では、テレビや新聞が元局長が死亡したのは齋藤知事の	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具	無

せいだと何の根拠も明らかになっていないのにも関わらず、一方的に齋藤知事が悪いのだと、テロップや見出し、そしてコメンテーターが国民への思い込みを煽っております。 私たちはテレビや新聞が正しい情報を発していると信じておりました。この件でテレビや新聞のオールドメディアに対して真実を報道せず、公平な立場ではなく一方的なメディアの考えを発信する媒体なのだと考えを改めました。 このオールドメディアがテレビや新聞を使って国民に対して、齋藤知事は悪いと一方的な報道ばかりで、集団でいじめており、齋藤知事をひとりの人間としては扱っておらず、大変見ていて不快でした。 もし、集団のいじめで齋藤知事が命を絶っていたらと最悪な状況もあったはずです。 そうすれば、どのように報道するのでしょうか？ 自分達は悪くないと言えるでしょうか？ 第四条にある、 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 この2つには適していないと考えます。 国際NGO「国境なき記者団」が発表する世界報道の自由度ランキングで、日本は近年G7諸国の中で最下位が続いており、2025年版では180カ国中66位（前年70位から上昇）、「問題あり」の評価を受けました。 現在のテレビや新聞をみているとこの結果が妥当だと納得をいたします。 また、NHKの紅白歌合戦では、原爆モチーフのランプを分かっているがかわいいと言ったaespaが、公共放送のNHKで放送されることが日本人として認めたくありませんし、納得ができません。 日本人を侮辱する行為を公共放送のNHKは平気で行っています。 このようなことを行うNHKは公共放送と呼べる資格がありませんし、偏った思想を感じます。 噂では、日本人ではなく在日の方が報道を捻じ曲げているのではないかとの話もあります。 最近テレビや新聞をみているとあまりにも情報がねじ曲げられ、偏った内容になっており、テレビや新聞は見なくなりました。	体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。
--	---

	私たち国民の知る権利を守るためにも、公平な報道を望んでいます。 【個人141】		
185	○ 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と言い切っています。 信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているのでしょうか？ しかしながら、放送が「信頼性の高い情報発信」や「知る権利の保障」という役割を十分に果たしているかについては、必ずしも自明ではありません。 取材や編集過程が存在すること自体が、直ちに情報の信頼性を担保するものではなく、取材対象の選定、編集方針、出演者の構成等によって、情報の提示のされ方や論点の枠組みが限定される可能性もあります。 また、「知る権利」の保障とは、多様な立場や異なる見解に接する機会が確保されていることを含意するものであり、特定の価値観や基準に基づく情報提供のみをもって、十分に満たされていると評価できるのかについては慎重な検討が必要と考えます。 【個人142】	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。	無
186	○ 憲法違反の偏った報道や偏向報道が目につく。 教育上ふさわしくない低俗な番組内容で、公共放送と名乗っているのにやたらと思想誘導をしていたり、他国持ち上げ、反日報道をしているなど、テレビにはうんざりしている。 特に国民から強制徴収するシステムや税金が投入されている様は総務省に怒りしかない。 テレビ業界を救いたいなら、NHKを廃止して、放送を自由化すべき。 【個人143】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
187	○ 放送法、第4条の厳格な監査・処分（放送権の剥奪）を実施してもらいたい。 TBS・テレビ朝日・NHKによる偏向報道は、異常です。 やらせ報道、捏造報道も散見される。 China・韓国の強い影響が働いていると想像できるので、放送局にも、「外国代理人登録法」の適用を取り入れて頂きたい。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	1つで良いので、偏向報道のない放送局に放送権の付与をして頂きたい。 【放送維新】高市首相、NHKを全面調査！反日映像問題で中国籍職員50人を聴取！【ゆっくり解説】 https://www.youtube.com/watch?v=sFoHNhPSZnw 【放送局、顔面蒼白】高市総理、ついに「テレビ局の粛清」を開始！“偏向報道”を続けたNHK・朝日の「惨めな末路」が確定した瞬間 https://www.youtube.com/watch?v=aLEsIGwDDe8 【ついに来た】小野田紀美の“怒りの粛清発言”がトレンド爆発！高市早苗も参戦で事態は修羅場に！NHK・TBS・フジ震撼...る https://www.youtube.com/watch?v=SsbBBRE8InM 小野田大臣がNHKに激怒！あまりにも酷い偏向報道に制裁不可避！？ https://www.youtube.com/watch?v=o2GeNORJEvw 「もう終わりです」高市早苗が田原総一朗に下した“最後の裁き”とは？テレビ界が凍りつく！ https://www.youtube.com/watch?v=WacgZQvjd6c 【マスゴミ激怒】小野田大臣がマスコミと全面戦争！中国製スパイ機器・記者クラブ腐敗...全ての闇を暴く！国益を毀損する反日記者を相 https://www.youtube.com/watch?v=kM2vmECeYy8 【NHKが番組捏造で停波！？】クルド問題を捏造していたことがバレた！？ https://www.youtube.com/watch?v=HXXqI35YQqI 【衝撃】高市首相がNHKに宣戦布告!!子会社13社を大粛清でNHK崩壊のカウントダウン開始!!【日本 海外の反応・高市早苗・高市政権・高市 https://www.youtube.com/watch?v=VGep3WQQbDc 【個人144】		
188	○ 放送法四条一、「公安及び善良な風俗を害しない」とありますが、外国人犯罪や家長制度基本に基づく社会保険制度などの現状問題を差し置いてグローバル、ダイバーシティや個の尊厳を国連グローバル・コンパクトなどに沿ってかのように報道する姿勢を糾していただきたい。 ここは日本であり、放送法は日本の法規、まずNHKの在り方からしっかり検討し、民放の偏っていると言われている報道姿勢に訴求し「知る権利」をしっかりと担保してほしい。 【個人145】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

189	○ 1 現在の放送は、放送法を守っていないことが最大の問題である。 2 現在の放送各機関は、事実を放送していない。 3 現在の放送は、故意に事実を隠蔽・歪曲して放送している。 4 現在の放送は、スポンサーその他の利害関係によって、著しく偏向した放送を行っている。 5 現在の放送は、故意に我が国を貶める放送を行っている。 6 現在の放送は、自らの法に適合しない放送行為を振り返らず、昨今のSNS等の情報を故意に排除しようとしている。 上記は、我が国において数十年に渉り行はれており、その結果国民を誤誘導し国民の事実を知る権利を奪ひ、国力を低下させてきたことは明らかである。 従って、上記の如き国民を誤る放送を直ちに中止すべきであり、必要があれば、放送免許を剥奪すべきである。 故に、当該「検討会のとりまとめ案」には、上記事項を包含されたい。 【個人146】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
190	○ チェック機構が機能していない以上いくら改善策を議論・検討しても無意味 放送事業者と人的に繋がり無しに完全に独立した第三者機関を設けて定期的にチェックした結果を国民に周知すべき 第三者機関には全政党から1名ずつ審議委員として参加させる 【個人147】	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
191	○ 日本国民は放送法第4条が守らない放送事業者には一切期待はしていません。 放送局ガバナンス？そんなことの前に放送法第4条を遵守しない放送事業者は不要です。 【個人148】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
192	○ 国営放送NHKを筆頭にした公平とは言えない報道、民放もくだらない言葉遊びに終始する政権批判や反日誘導、もう気分も悪くなるし、多文化強制リベラルゴリ押しにこりごりでTV見てません。NHKなんて放送は天気予報とニュースだけに縛りを入れた方が良くないじゃないですか？原爆賛美の中国人を日本国民が新しい年を迎える年末イベント紅白に出すなんて多くの国民は気分悪いし、そんな事も考えつかない馬鹿なスタッフしかいないようじゃ、今まで支払った受信料返還して貰いたいと思いますし、もう放送局としての存在意義がないです。 【個人149】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
193	○ 2025年報道の自由度ランキング66位。まず、記者クラブ制度の廃止を願いま	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具	無

	す。日本は民主主義国家に見せかけた、ゆるい独裁国家に映ります。ガバナンス確保の取り組みとして第三者位委員会を立ち上げたところで利害関係があればガバナンス確保は無理です。放送法を違反した場合は、即時放送免許取り消しを行うべきです。 【個人150】	体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	
194	○ テレビ新聞の偏向報道(電通やスポンサーに忖度した)への罰則が緩過ぎる停波や一時停波の実現強化とその判断組織を国会設置すべき。 また、テレビ新聞の偏向報道(電通やスポンサーに忖度した)が目余る為、その他の情報源であるSNSは誹謗中傷以外の削除要請は政府などの権力による情報統制になる為規制すべきではない。 【個人151】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
195	○ インターネット上の誤情報よりも、TVの偏向報道や誤情報の方がはるかに問題がある。インターネットでは正しいもの偽のもの両方の情報が流れ、取捨選択するのは受けて側ができる。特に政治に関しては偏向報道ばかり。一定の方向へ誘導している。 【個人152】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
196	○ 1. 知る権利を保障すると強調しながら、報道しない権利を容認し、積極的な情報開示を強制していない点に矛盾がある。取材・編集による信頼性高い情報発信を主張するが、報道しない自由の行使で自ら信頼を損ない、視聴者の不信を招いている 2. 放送事業者のガバナンス強化を謳うが、アナウンサーやキャスターが公共の電波で個人的見解を述べるのは不適切であり、放送法第4条の政治的公平性を侵害する。こうしたお気持ち発言は個人のSNSやYouTubeで行うべきで、公共電波は事実報道に徹すべきである 3. 戦中にメディアが戦争を煽った事実があるが、歴史的反省が不十分であるために業界の自主自律前提が本質的に機能できないのではないのか？放送事業者は自ら「大きな社会的役割」を主張する以上、世論形成の影響力を自覚した上で行動すべき 4. 戦後80年経ってもメディアの体質が変わらない以上、自主自律の限界を超えた法的規制(意見表明の禁止強化、報道しない重大事案の開示義務、外部監査の義務化、BP0権限拡大など)はやむを得ない。業界はこれを甘んじて受け止めるべきである 【個人153】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無
197	○ 今般の公共放送局の報道姿勢には国民の権利を損ないかねない報道放送があると認識せざるを得ない	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を	無

	放送4条にある 公平な立場それぞれの状況の紹介も キャスター アナウンサーの公平性を保てない発言が野放しになり 青少年の育成に多大な影響を及ぼしている。 特にNHKだけは 家族全員で見れる様政治 事件などを一方な偏向報道を感じない正しい報道姿勢を持つ様 総務省からの監視指導を行うべきです。 【個人154】	行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	
198	○ 放送法第4条に違反する主要メディアがSNSの普及により明るみになっているのではないのでしょうか？ガバナンス確保、コンプライアンス徹底など重要性は一般社会からかけ離れた低次元であり、公共放送事業者としてあるまじき行為が散見される。SNSがフェイクばかりと批判する前に、公共放送事業者が「報道の自由」を盾に「報道しない自由」、偏見報道、反日報道が繰り返されており、国益に共わない。公共性を失っているとしか思えないほどレベルが低い。 公共性を担保するならば、日本人による日本のための放送業界を再構築する必要があると思う。そのうえでのガバナンス。コンプライアンスではないでしょうか？ 問題の本質にアクセスせず、ガバナンスの確保だけ整えたところで意味がない。当たり前を当たり前にできずして改革なし。外国資本が入らないようにして頂きたいし、資本だけでなく人的資源についても同様。反日報道が多すぎる。問題視しない事の方が問題だ。 【個人155】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
199	○ ちょっとナニ言ってるのかワカリマセン！ 放送法4条が順守されていないのに！ 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』って？ナニ言ってるんですか？？？ 多くの民意はガバナンスが一 以前の事をどうにかして欲しい！って事です！ 偏向報道が多過ぎます！ ネットの情報を悪者にする前に！ 放送局自体の在り方を見直すべき時に来ています！ 現状のままなら自称公共放送も含め解体あるいは有料スクランブル化でイイで	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。 放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられておりですが、本案に対する一つの見解として承ります。 パブリック・コメント制度に関する御意見については、本意見募集の対象外です。	無

	す！ ついでに申せば全放送局の職員日本人ですか？ 国籍日本人と解る人間しか関わってもらいたくない！ あとこの注意書き？ナンなんですか？ ＞同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。 パブコメはやりましたよー はい意見聞きましたよー でも 我々の思うとおりにしか進めませんよー ーって見えますけど？！ 日本国民をなめてるとしか思えません！ 【個人156】		
200	○ ガバナンス云々の前に、NHK も民間放送局も放送法第四条を遵守しているとは言い難い。 BP0もちゃんと機能しているとは言い難い。 そこで少なくとも BP0 に提訴された案件がどういう形で審議されているかを情報公開して頂きたい。 会議内容をライブで配信して頂きたいが、それが無理ならせめて議事録を国民が閲覧できるようにして頂きたい。 またこれは要求の場所が違うかもしれないが、厚労省のワクチンを審議する「審議会」で話し合われている内容も議事録として閲覧できるようにして頂きたい。 国民には知る権利があります。 それを忘れないでもらいたい。 【個人157】	放送事業者及びBP0に対する御意見として承ります。 厚生労働省の審議会に関する御意見については、本意見募集の対象外です。	無
201	○ 放送が事業者の自主自立に基づくという前提は大変重要ですが、監督省庁が事業者に「丸投げ」してしまっては、法律が形骸化します。これは法治国家として重大な危機です。BP0が適切に機能しているかも含めて、法務省が課題の解決に向けて報告を求めたり、場合によっては法的な罰則措置を取る必要があると考えます。 また、報道しない自由によって、国民の知る権利が阻害されている事態について、適切な対応を求めます。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	【個人158】		
202	○ コロナのおかげで報道がこれほど嘘だらけだということを嫌というほど知りました。ワクチンの有害性について真摯に検討する番組を制作しない限り、信用できません。一部の利益誘導、しかも日本人を洗脳して、有害な安全性も確保されていないワクチンを国民にさも安全であるかのように煽り打たせた責任はもはや日本のメディアというより、日本人の洗脳装置としての国営放送と感じました。 一度、組織解体した方がいいと思います。一からやり直してください。 また、組織の上部に外国人や帰化人がいること、これも大問題です。 日本人だけ高い受信料が取られていることも問題です。なぜ中国で無料で見れるのですか？ 従軍慰安婦についても、日本では朝日新聞が謝罪しましたが、メディアは海外向けには未だに性奴隷と表現して、日本を貶めています。日本の利益にならないメディアは本当に解体してほしいと望みます。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
	【個人159】		
203	○ あまり詳しくはないですが、意見を書いていきます。 まず発端はフジテレビのパワハラ、セクハラ、人権侵害問題になります。 これは昔からの企業風土からくる権力の乱用になり、フジテレビというよりも、大企業問題といいかえてもいいです。 正直クハラという性犯罪になるかと思うので、その役員については決して許さず、厳正な対処が必要であると考えます。 上級国民という免除や処分の軽減ではなく、公正中立にすべき内容になります。 そしてただの性犯罪ではなく、企業組織ないでのセクハラや性犯罪であり、生活や「収入、職を握り人実にしたような状態でセクハラかつ過度なパワハラで逆らえないようにして行為に「及んだことについて、その被害を受けたアナウンサーの人権侵害で受けた精神的ダメージは計り知れない物があり、それに関する損害賠償やサポートも必要になってきます。 ただ、アナウンサー自体もなんらかの自衛策をとるべきだったと思います。 なすがままでは被害ダメージが拡大して、心身の健康にも影響しPTSDにもなり兼ねません。 元々アナウンサーという激戦を勝ち抜いて採用され日々の多忙な仕事をこなしているかたであれば、法的処置も含めてなんらかの自衛策はとれ、完全にふせげ	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。 ガバナンスの実行・監視の義務付けに関する御意見については、放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	なかったとして被害を減らすことができたはずです。 また、組織全体の体制の健全化と個々の従業員・アナウンサーに対するリスク管理の徹底を行うことで、ハード面とソフト面との二重構造でリスクを「回避していけると考えます。 次に報道の在り方についてですが、マスコミやメディアは第四の権力と呼ばれています。それについて放送法第4条、事実に関する報道に照らし合わせて意見を書きます。 まず、全てのメディアが事実に基づいて報道しているわけではなく、番組や企業の主観、つまり思い込みで放送している部分があります。もちろんそれが全てだめというわけではありませんが、事実をベース、軸にして、それを元に解釈をしていかないと、それこそ地上波のオーロドメディアが誤情報ということになってしまいます。 組織の大きい小さいではなく、今までの信頼や実績ではなく、今この瞬間の報道を事実に基づいてしていくことが重要です。 メディアは国民の心理に大きく影響を与えることができ、下手をしたら洗脳できるくらいの影響力を持つ第四の権力者ですので、主観や思い込み、そして事実に基づかない国民の誘導は危険になる。 もちろん、放送局ないでの保守やリベラルなど政治に影響される部分がありますが、そのために放送法第四条があり、それが守られてないための弊害が最近目立ってきていると感じます。 それは今回二点の問題点をあげましたが、あまりにメディアが力、権力を持ちすぎたため、何をしても許されると勘違いし、こういった偏向報道や不法行為になったのではないかと思います。 ただしべきはまず組織内であり、ガバナンスを制定するだけではなく、実行し、また監視することを義務づける必要があります。 【個人161】		
204	○ 国民視聴者が失望しているのはインターネット上の偽情報のせいではなく、テレビや新聞による放送法4条を無視した報道によるものです。政治的に中立公平でなく、事実を伏せて意図的に印象操作するような報道が平気でされています。確かにインターネット上には明らかな偽情報とも呼べるものはありますが、人々がSNSの情報を頼りにするのは、今までのテレビや新聞のその様な報道姿勢に疑問を感じているからではないのでしょうか？ガバナンスを見直すとおっしゃるなら	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	是非その様なところも見直して頂きたいです。 【個人162】		
205	○ 放送事業者は、一步間違えば洗脳行為となる報道を堂々に行っていること、他国の影響下にあること、を一般視聴者に悟られていることを自覚すべきである。もはや隠しもしなくなったというべきかと驚愕するような事例が続々挙げられている。 そのような現状が、事業者が保持している報道する権利そのものを弱体化させ、消滅させることに繋がっていることに気づくべきである。決してSNSの広がり起因するものではなく、放送事業者自身の行いに起因している。SNSを取り締まる方向に動こうとする勢力に侵されず、国民の真実を知る権利、民主主義の根源を守らなければならない。まだ日本を守るために自浄作用があると信じたい。 また、悪質な偏向報道の事実がある、洗脳が行われていると疑われる放送事業者については、その免許を取り消す現行法に加えてさらに厳しい法律を整え、実際に行使して取り締まり、抑止力に繋げて頂きたい。 【個人163】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
206	○ 「インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している」といって、自分の所業を誤魔化し、はぐらかすために他人の家に土足で踏み込む思想を正当化する必要は無い。 『 放送法（国内放送等の放送番組の編集等） 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。』 と規定されているのだから、放送事業者自らが、この法律に従っているかを吟味すれば良いことだと思う。 これが出来ない今の状況であれば、刑事罰、民事罰を適用すべきだある。 【個人164】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
207	○ 放送法第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」と	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具	無

	いう。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 とあるが、特に二、四に関しては偏向報道（テレビ、新聞）が見るに堪えなく、ネットの情報の方が色々な意見が出ており、そちらを見てしまう。（正しい間違っているの議論はあるが）三に関しては報道しっぱなしで間違っている後日訂正しない方が多い。BP0も機能していない様に思える。中立とは程遠く、ほぼ左翼、共産主義者が作ったとしか思えない番組が多くなったと思える。NHKすら正しく報道しない。この国の報道ガバナンスはどうなっているか疑問である。大陸の意見を反映した報道機関のように思える。 【個人165】	体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	
208	○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ（案）についての意見募集について、パブリックコメントを提出させていただきます。 個人的な背景をご説明しますと、現在38歳 同い年妻と共働きで小学生の娘2人を養育しています。 各社のHPを拝見したところ、立派なガバナンス体制を構築されていることと思いますが、報道に関する問題の発生が続いている様に見えます。結局は業界の内内の話で終わっていないか再度確認をお願いしたいです。 まだまだ透明性や官民での取り組みやトラブル発生後の罰則を強化しなければならないと思います。 ガバナンスが効いていないと思われる点について挙げます。 ●ニュース番組全般 本当に大事なニュースが報道されずに、殺人事件や性加害、風俗店従業員の乳幼児遺棄などの問題がしばしば報道されている印象があり、家族での食卓が気まぐずい雰囲気になることが多々あります。 あえて嫌なものを見せられている印象が強いです。日本が貧困化していることも背景にあると思いますが、どのニュースを優先して報じるのかなど、ニュースの優先度についても第三者組織からガバナンスの取り組みがあるとよいと考えま	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	す。 ●実名報道 例えば交通事故などのトラブルに関していえば、被害者の顔と名前はすぐに報道されませんが、対して、被害者は簡単に顔と名前が報道され、憤りを感じるものがしばしばあります。 （身体的な傷や精神的な傷で考えると逆で、加害者を報道し、被害者のプライバシーを守るべきだと思います。） 各局の報道ルールに沿っているものかとはおもいますが、本当にそのルールで公正・公平な報道たりえるのか、ガバナンス面での強化をお願いいたします。加えて外国人の場合は国名や帰化歴の開示もお願いしたいです。 外国人の事件をあたかも日本人が起こした事件のように報道するのはもっての外です。 ●フジテレビ 中井正広さんが『女性アナウンサーと性的な接触があり、フジテレビ従業員が関与していた。』と報道され、その通りに認識しています。フジテレビが関与していたのであれば、一定期間であっても“放送免許停止”等の措置がされるべきでしたが、停波はありませんでした。結果的にフジテレビのガバナンスの改善を、CMを委託する民間企業に判断がゆだねられてしまうことが問題ですし、各メーカーがCMを再開してよいのか『空気感』に任せることになりかねません。官側の厳格な姿勢を求めます。 ●日本テレビ 国分太一さんの問題に関してはもっとひどくて何も情報がありません。一体国分さんは何をしたのでしょうか？ コンプライアンス上の問題としか報道されていないという認識です。 またつい先日、高市政権幹部が『日本は核保有すべき』との非公式取材での発言を日本テレビが報道した件は、いたずらに中国の機嫌を損ねるだけでまったく国益に反している行動だと思います。 すでに存在しているガバナンス体制が効力を発揮していない証拠ですので、今後も規制について見直しを求めます。 ＜放送法＞抜粋 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならな	
--	---	--

	い。 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 あまり詳しいルールまでは勉強できておりませんが、最低限、上記の法規が守られ、日本の放送がよくなることを願っております。 【個人166】		
209	○ 放送事業はNHKであろうが一般事業者であろうが、日本国民に広く情報を制限なく届けられる責任を負うべきである。ところが昨今の放送事業は特定の思想に偏った放送が垂れ流されている惨状である。最低限ニュース報道や選挙報道は中立的立場で事実を知らしめる事だけに注力すべきである。放送事業者による思想をあたかも事実で正しい事のように放送電波に乗せる事は法的にも問題であると考えます。放送事業者はオールドメディアと揶揄されないためにも放送事業に取り組む姿勢を正すべきと考えます。 【個人167】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
210	○ タイトル： 放送事業者のガバナンス確保に関する取りまとめ に対する猛烈な異議 ～放送法第4条の深刻な違反実態を無視した取りまとめは、放送の公共性を破壊する暴挙～ 意見本文： 総務省の「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会 取りまとめ」について、猛烈な異議を申し述べます。 取りまとめ案は、放送事業関係者の人権尊重・コンプライアンス確保を主要テーマとし、芸能事務所や出演者に関する業界内問題を重視しています。これらの取り組みが必要であることは認めますが、それらはあくまで業界内部の運営事項に過ぎず、国民全体の知る権利と民主主義の基盤に関わる放送の公共性という観点からは、明らかに二次的なものです。真に優先されるべきは、放送事業者が国民共有の電波を使用して行う報道の公正性、すなわち放送法第4条（一 公安及び善良な風俗を害しないこと。二 政治的に公平であること。三 報道は事実をまげないですること。四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。）の厳格な遵守です。しかし、現状ではこの第4条	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については本案及び放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりです。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	が繰り返し軽視され、偏向報道が横行しているにもかかわらず、取りまとめ案はこれをほぼ無視しています。これは、放送の信頼性低下を加速させる致命的な欠陥であり、国民を欺く許されざる怠慢です。 取りまとめ案は、『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』と断定的に述べています。しかし、この記述は現実の放送実態と完全に乖離した欺瞞です。放送が「信頼性の高い情報発信」を果たしているとは到底言えず、むしろ政治的偏向や事実の歪曲、一方的な論点強調が常態化し、国民の知る権利を侵害しています。これにより、放送に対する国民の信頼は急速に失われ、期待が増しているどころか、失望と不信が蔓延しています。インターネット時代の代替情報源の台頭により、放送の視聴離れが進んでいるのが現実です。このような楽観的な記述は、現実を直視しない検討会の無責任な逃避であり、放送業界の腐敗を助長するものとして、深刻に疑われます。 具体的な事例を挙げます。これらは、放送法第4条違反が単発ではなく、構造的な問題であることを示しています。 TBS「報道特集」の選挙期間中偏向報道（2025年）： 2025年の千葉県知事選や参院選期間中、TBS「報道特集」は立花孝志氏や参政党の外国人政策を一方的に批判的に描き、「日本人ファースト」を排外主義と結びつける編集を行いました。登場人物は批判側のみで、擁護視点は一切紹介されず、番組末尾でアナウンサーが「外国人を脅かす投票はしないように」と呼びかけるなど、視聴者誘導が明らかです。これに対し参政党はTBSに訂正を申し入れ、ネットメディア運営者が総務省を提訴（2025年7月31日、東京地裁）。放送法第4条の「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に明確に違反する可能性が高く、選挙報道の公正性を損ないました。このような行為が放置されることで、放送の信頼はさらに毀損されています。 NHKの高市内閣報道での印象操作（2025年10月）： NHK「ニュース7」は、高市早苗内閣就任式関連の特集で、映像を意図的に傾ける「ダッチアングル」技法を多用し、視聴者に不安・恐怖・否定的印象を与える編集を行いました。これはプロパガンダ手法として知られ、事実報道を超えた主	
--	---	--

	観的誘導です。ジャーナリストや政治家から「超偏向・歪曲報道」と強く批判され、受信料不払い運動を助長する事態に。公共放送であるNHKが放送法第4条の「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないですること」を無視したこの事例は、放送の公共性を根本から揺るがせています。 兵庫県知事選挙報道の全体的偏向（2024年11月）： 斎藤元彦氏再選の兵庫県知事選では、大手テレビ局がパワハラ疑惑などを一方的に強調し、SNS上の多角的情報を無視した報道が目立ちました。結果、テレビ報道は「民意とズレた偏向」と批判され、「大手メディアの敗北」と評されました。選挙報道で特定の候補を不利に描く編集は、第4条の「政治的に公平であること」「多くの角度から論点を明らかにすること」に反し、有権者の公正な判断を妨げました。 NHKの日本赤軍元最高幹部・重信房子氏出演（2025年12月）： NHKは、テロ組織である日本赤軍の元最高幹部・重信房子氏を「理想を掲げた者たち」と紹介し、「目的の達成に必要ななら、非合法の手段を選ぶこともある」などの主張を垂れ流しました。これはテロ行為を正当化するような内容で、視聴者に誤った価値観を植え付けます。SNS上で「NHKは狂っている」「人類のために潰すしかない」との批判が殺到。第4条の「公安及び善良な風俗を害しないこと」「報道は事実をまげないですること」に違反し、公共放送として許されざる行為です。 テレビ朝日の高市内閣「核保有発言」オフレコ報道（2025年）： テレビ朝日は、高市内閣の非公開オフレコ発言（核保有議論）を報じ、野党・中国・被爆者の批判を一方的に強調しました。引用可のオフレコだったとしても、文脈を無視した編集で高市内閣を不利に描き、支持率低下を意図したと疑われる内容です。コメンテーターが「高市内閣の支持率が少しでも下がる可能性があるならば、報道すべき」と本音を漏らすなど、偏向が露骨。第4条の「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、多くの角度から論点を明らかにすること」に反しています。 中国軍レーダー照射報道の偏向（2025年）： 中国軍機による自衛隊機へのレーダー照射問題で、一部の局（例：テレビ朝日）は中国側の「事前通告」主張を優先的に報じ、自衛隊側の立場を軽視。中国国営テレビの音声を公開し、「日本の戦闘機が接近した」と中国寄りの視点を強調しました。これにより、日中対立を日本側の責任に転嫁する印象を与え、第4条の		
--	---	--	--

	「報道は事実をまげないですること」「政治的に公平であること」に違反。国民の安全保障意識を歪曲しています。 時事通信社カメラマンの「支持率下げてやる」発言（2025年10月）： 時事通信社のカメラマンが、自民党高市内閣の支持率を意図的に下げる趣旨の発言をし、公式謝罪に追い込まれました。この発言は、報道機関の反自民姿勢を露骨に示すもので、放送法第4条の「政治的に公平であること」に真っ向から反するものです。こうした内部の偏向体質が、業界全体の信頼を地に落としています。 自民党総裁選報道の偏向（2025年9月）： 自民党総裁選をめぐる各社の報道情報番組で、特定の候補を有利・不利に描く編集が横行し、BPOに2,157件もの視聴者意見が寄せられました。これは、第4条の「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、多くの角度から論点を明らかにすること」に違反する典型例で、選挙の公正性を脅かしています。 これらの事例から明らかなように、放送法第4条違反は構造的問題です。検討会でこのような深刻な実態が提起されなかったとすれば、検討会の公正性が深刻に疑われます。このまま放置すれば、放送事業者の信頼は完全に失われ、インターネットメディアへの完全シフトが進み、放送業界の存続自体が危ぶまれます。 したがって、取りまとめ案の抜本的改訂を強く求めます。 放送法第4条の遵守をガバナンス確保の最優先事項とし、偏向報道の監視・是正のための強制力ある仕組み（例：第三者機関による番組内容の事前・事後レビュー、違反時の厳格な行政指導・罰則適用、選挙報道ガイドラインの義務化）を明記する。上記事例のような選挙関連偏向や国際報道の偏向を防ぐ具体策を優先的に導入。 人権尊重・コンプライアンス確保を、放送法第4条遵守と不可分に連動させ、業界内問題が国民の知る権利侵害につながることを明確化。 フォローアップ枠組み（円卓会議等）で、第4条履行状況の定期検証と国民への公開を義務付け、BPOの権限強化や独立第三者委員会の設置を検討。 インターネット時代に対応し、放送の信頼回復のための抜本改革（例：偏向報道事例の公的データベース化、視聴者参加型監視システム）を提案。 放送は公共の電波を使用する以上、国民全体の財産です。第4条違反を放置した取りまとめは、放送の公共性を放棄する暴挙です。国民の知る権利と民主主義を	
--	---	--

	守るため、実効性のある改訂を強く期待します。 【個人168】		
211	○ ここ数年、偏向報道が多くなったと感じ、また、ある思想に誘導するような番組構成が目立つように感じます。 マスメディアのあり方として、それはあってはいけない事。 最近、SNSに対し、誤情報のリスクがあると規制する方向がありますが、そうであれば、放送局に対しても公平に監視をして頂きたい。 【個人169】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
212	○ 著しい偏向報道や民意を誘導するプロパガンダを垂れ流すメディア。 直ちにそれを見直す事を要求致します。 【個人170】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
213	○ 現行放送制度および放送事業者の業務全般に問題があると考えられる。主な理由を列挙すると ・ そもそもNHKを含めて視聴者の意見（苦情等）を聞こうとしない（監査委員会が存在するが、第三者に限定するべきで、内部の人材を起用するべきではない） ・ 特にNHKにおいて、業務の範囲に制約が無いだけでなく、受信料が何に使われているのかははっきりとしない（必要性の無い番組が多過ぎる等、碌な事に使われていない可能性が高い） ・ 放送事業自体が聖域化しており、設備投資や規正法の存在等の理由から新規参入が困難な上に過剰な保護が行われている問題 ・ 放送事業者間の癒着が多過ぎて、放送や報道の多様性に欠ける（内容が画一化され過ぎている）、および相互の批判検討が不可能な状況にある問題 ・ 放送法自身に罰則が存在しない等の多くの問題がある（努力義務とあるが、むしろ当たり前の事であるにもかかわらず、放送事業者側が守る気が無い等） ・ 普段は社会や権力を批判しておきながら、都合の良い時だけ権力（受信料、電波の独占等）におもねる自己矛盾 ・ 特にニュースやワイドショー等で出演者の素性が明らかにされていなかったり、不審な人物が出演している等 ・ そもそも、ニュースや事件の解説でも、まともな専門家を呼ばない（素人や素性不明の人物が多い）所為で、表面的過ぎたり意味不明な内容に終始している問題	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	・ 工作活動を疑われる歪曲編集、問題の本質を理解せずに無関係の内容で扇動、誹謗中傷等を行う番組、出演者の存在 ・ そもそも本検討会の委員およびBP0を含めて、放送事業者側の人物ばかりが採用されており、公平性に欠ける等の問題が多い（放送事業者側の人物が放送制度の問題を正確に認識していない） ・ 放送事業者自身に問題があるにもかかわらず、放送事業者のみで自己改革を促した所で改善が期待できる訳が無い そもそも総務省自身が、主に行政対応で放送事業者側に過剰に肩入れしてきた関係で、今の腐敗し切った状況に陥ったとも考えられる。総務省側に行政対応での改善が期待できないのであれば、総務省内の放送事業関連部署の廃止を含めたやや強引な手法も検討しなければならないと考えられる。 【個人171】		
214	○ ガバナンスとは放送法第4条を順守すること。それができていないから信頼を失っている。放送法第4条はいうなれば、放送局の憲法といえる。それを守らない放送局が、なぜ自己統治ができるのか甚だ疑問しかない。要は、放送局はガバナンス確保を論じる段階にない。 放送法第4条を守っていない具体的事例としては、先の参院選における特定政党への偏向報道がある。各局悪かったが、特に悪いのはTBSである。当該放送局が目指す方向への世論誘導を画策し、特定政党を貶したのは、2つの意味で卑怯である。一つは国民の負託を受けんとするが政党を正当な理由なく放送局が考える社会の理想像と異なるからと排斥し、国民の知る権利を侵害したことである。もう一つは、それを一介の社員であるアナウンサーに行かせたことだ。彼女は非難の集中砲火を浴びることになったが、これは放送局の傲慢が引き起こした人権侵害である。一方、TBSは彼女に責任をおっかぶせ、沈黙している。どちらも日本人として恥じるべきである。日本の放送局からは「恥」の文化が失われている。これが残っていればガバナンスなど議論する前に勝手にできるようになる。 放送局、特にTBSには、上層部に朝鮮人が多数存在している。これが日本の放送局とは思えない卑怯なやり口、日本を貶める各種偏向報道の元凶であるし、それに毒された日本人社員が幅を利かせている以上いくらガバナンスを論じたところで何も変わらない。日本の法令を遵守した報道ができない放送局は放送免許をはく奪し、その社員は日本人・外国人を問わず追放すべきである。日本の法律、文化、国益を守る報道ができる社員のみで構成されるメディアを作ることおよびそ	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	のための自浄作用を発揮させることが、ガバナンスの第一歩である。 以上の観点から、検討委員会とりまとめは、入り口からすべてを間違っており、本来ならば意見募集にかけるにすら値しない代物である。 【個人173】		
215	○ 日本の情報自由度ランキングは、昨年70位。そういうだけです。 ご存知でしょうか？海外では、ほぼ数回でコロナワクチンは終了。 例えばEUでは、2022年春か夏には、コロナワクチンを複数回打ち過ぎると免疫がおちるので、打ち過ぎないようにと欧州全域にアナウンスしています。 実際、その通り、5回以上何万人も打っているのは日本のみで、多くの人が年齢補正をしてもワクチン後、死者数が増えています。 テレビは、海外ニュースでさえも、選んで報道したため、日本人にコロナワクチンが世界でどうなっているのか知らされませんでした。 兵庫県知事選挙においても、多くの標語県民がテレビ情報の偏りにきづきました。 公平性の欠如した、テレビ、新聞に 日本人の命や生活を預けることはできません。政府のだす情報をただしいと判断したためにコロナワクチンは、打ち続けられ多くの人が無くなり或いは、犠牲になりました。 オールドメディアは、政府や民間ではスポンサーから独立していません。 大方の国民も気づいています。情報発信の在り方を根本から考え直してください。 オールドメディアは。 【個人174】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
216	○ 大手マスメディアは長年、国民の知る権利を盾にしながら自分たちの都合のいい情報だけを選んで流してきました。 業界の閉鎖性と癒着が深刻で、自主規制ではあまり効果がないと思われます。 メディアがグローバルな勢力やスポンサーや特定の国の影響を受け過ぎ、国民視点が欠けています。 外部チェックも強制力が弱く、形骸化の恐れも。 信頼回復には国民が直接メディアを監視出来る仕組みも必要ではないでしょうか。 メディアリテラシー教育を強化し、国民の情報判断能力を高める必要もあると思います。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	放送法の枠組み自体が古く、外国勢力の影響が防ぎにくくなっているような気がします。 業界の自主自律によるガバナンス強化の前に、まずはメディアの外資規制や透明性を徹底的に高めるべきでは？ 【個人175】		
217	○ マスメディア特にTVに関して言えば、それぞれ個性があり意見が違っていても良いと考えるが、特に政治報道には政治家の意見、行動、選挙の争点など特定の国、政党に利する発言が多かったり、逆に差別的な扱いがあったり、特定の思考をもたれる方を偏重して出演させたりする傾向が多々見られる様に感じられる。また特定のタレント事務所との度を越した繋がりが見られる傾向も過去みられ、ジェンダー問題まで発展した案件もあった。国民に利するTV局と言うよりはスポンサーの広告料を重視した、大企業優先の誘導報道や番組構成がなされており、国民がニュートラルに日本国の現状を判断、考察するに値しないレベルに落ちていると感じられる。それを揶揄してオールドメディアとのいい方もあり、国民を一定の情報へ誘導したり企業の利益団体に成り下がって仕舞いかねず、非常に憂慮せざるを得ない。コンプライアンスの名の下に情報の偏向した出し惜しみがあったり、特に若者からはTV離れが著しい。その中にあるテレビ東京のガイアの夜明けなど良質な番組もあり、TV局自体の真摯な対応、改革が望まれる。一般国民を入れた第三者機関を作り内容に疑問が問われる物については公表制度など 公正明大な運用が望ましい。質を高める為には場合によっては一時的な放送停止命令などの予告制度、罰則規定もなしても良いのではと思う。それだけ公益性のある物なので企業や政治家ではなく国民に利するもので無くてはならない。 【個人177】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
218	○ 放送事業者は放送法第四条を守っているとは到底言えない現状をみると、放送に対する期待は増している。とは疑問があり過ぎます。このままでは放送事業者の信頼は失われ、存続さえ困難になる可能性が高いという現実を直視したほうがいい。 【個人179】	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。	無
219	○ 放送事業者におけるガバナンス確保 について、ここ最近で最も非難されるべきは、TBSの「報道特集」の中の「偏向報道」です。 メディアのあり方を考える上で非常に重要なテーマであるばかりでなく、国民	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に	無

	の知る権利を侵害してやまない極めて重い課題となっています。この番組は、権力監視や社会的弱者への視点を重視する「調査報道」の旗手として評価される一方で、その強く偏った主張ゆえに批判を招きやすい面を併せ持っています。 この問題について、多角的な視点から意見を整理しました。 1 批判の主な要因「両論併記」の欠如 多くの批判が集中するのは、「自分たちの主張に沿わない視点を排除、あるいは過小評価している」という点です。 ア 政治的中立性 放送法第4条には「政治的に公平であること」と定められていますが、特定の政党（参政党など）の政策を批判的に取り上げる際、当事者への反論機会が不十分であったり、最初から結論が決まっているかのような編集（ナラティブ）が見受けられるとの指摘があります。 イ インタビューの偏り 取材対象者が特定の思想や立場の人に偏っており、反対意見を持つ専門家の意見が反映されにくい構造が、視聴者に「一方的なレッテル貼り」という印象を与えています。 2 「調査報道」と「印象操作」の境界線 『報道特集』の最大の武器は、時間をかけた深掘り取材です。しかし、これが裏目に出ることもあります。 ア 切り取り報道 膨大な取材映像の中から、番組のストーリーに合致する発言だけを繋ぎ合わせる「切り取り」が行われると、それは事実の報道ではなく、「制作側の意図の補強」になってしまいます。 イ 意見 調査報道は「事実を掘り起こす」ことが目的であるべきですが、近年は「自分たちの価値観を正当化する」ための手段になっているという厳しい見方もあります。 3 ガバナンスと行政訴訟の動き 特筆すべきは、単なるSNSでの炎上にとどまらず、法的・行政的な議論に発展している点です。 ア 行政訴訟の提起 報道アナリストらが、総務省に対して「放送法に基づく監督義務を果たすよう求める」行政訴訟を提起するなど、「放送の中立性を誰が、どう担保するのか」という問いが公的な場に持ち出されています。 イ BP0の役割 過去には放送倫理違反が指摘されたケースもありますが、BP0（放送倫理・番組向上機構）の判断が「放送の自由」を尊重するあまり、視聴者の不信感を解消しきれていないという側面もあります。	対する御意見として承ります。	
--	---	-----------------------	--

	4 最後にまとめとして 報道に「100%の客観性」を求めるのは現実的ではありませんが、今のメディアはその現実でないという面を逆に逆手にとって、客観性や両論併記こそ悪であり、逆に主観を作り上げるのは我々マスコミだ！と言わんばかりの、ある意味捏造放送を当たり前のよう制作しています。メディアにも視点（アングル）は存在しますが、それを強調するにも限度と良識を設け、今後も公共の電波を担う番組として信頼を維持する思いを持って、国民を正しき方向に導く矜持を持ちつつ、番組作りをしてもらいたいと切に思います。 【個人180】		
220	○ 放送事業者におけるガバナンス確保には、誤った情報を公開しないことが大事です。それができなかったとき放送事業者は正しい情報を一定の期間いつでも閲覧可能な形でホームページなどで公開するのがよい考えています。 また、放送する対象者が秘密にしてよいことは対象者の承諾を得てから公開すると問題が発生しにくいでしょう。できなかったときは、対象者の承諾を得ないで公開したことがわかる記述を、一定の期間いつでも閲覧可能な形で公開するのがよいと考えています。自分には具体的に書けるほどの経験はありませんが、事実関係をたえず正確にしようとする努力ができる法律が、信頼につながると考えています。 【個人181】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
221	○ 『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』 コロナ報道を見れば、現行の地上波放送が利権にまみれて偏見報道だらけということが火を見るよりも明らかである。 コロナワクチンに関しても副作用については一切触れずに、感染の恐怖を煽り、みんなのためにと扇動し、2回打ったら感染が収まると首相自ら嘘を言ってそれを報道。 子どもたちにマスクと黙食を共用し、妊婦にも、医療従事者にも半強制的に打たせた結果、毎年死者数が大量に増え、その検証もしない。 社会的役割？期待が増している？ 被害にあった国民の怒りは計り知れない。	放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりですが、本案に対する一つの見解として承ります。 本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	【個人182】		
222	○ 今回の放送事業者におけるガバナンス確保の内容を見た限りでは、全体的にフジテレビの性加害問題を発端とする人権侵害などのコンプライアンスに対する問題だけを取り上げているように感じ取られます。 ジャーナリズムを守るという観点では、偏向報道に対する対策も同時に必要でしょうか？ 特にNHKに関しては番組にも寄りますが、国営放送にも関わらず、「中国や韓国の放送局なのでは？」、「これらの国に有利な政治的プロパガンダに利用されているのでは？」と思ってしまうような報道や番組上の演出も時折、見掛けられます。 こういった観点でも、放送局のあり方にメスを入れて頂きたいです。 【個人183】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
223	○ 放送法第4条を厳格に守った放送をしなくてはならない。余りにも偏向報道が多過ぎる コメントーターは特に何の専門でも無いタレントが起用される事が多く平気で個人の意見であって何の証拠も無い事を公共の電波を使って発信していることは許し難い。早急に改革をするべき！ 【個人184】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
224	○ 正しい情報を国民に届けられないオールドメディアをどうにかする事が最重要だと思います。 【個人185】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
225	○ 放送に限らず、今や、人間の社会活動は利益を追求することが第一に置かれています。放送のみならず、医療、法律関係の仕事も追及しているのは利益です。利益のためであればなにをやっても許されているという世界中を覆う、考えが浸透してもはや歯止めは効かなくなっています。CM以外で放送を利用して国民の健康を脅す番組、いい加減なコメントーターという人たち、特に医療関係者、自称科学者、弁護士という人たちが責任感もなく詐欺に近いことを言って国民をだますというのが今の放送です。その放送が知る権利、伝える権利をうんぬんいうのは片腹痛い、笑止です。民法の伝える情報は画像に加えられるコメントは非常に偏っていてもはや情報の伝達手段としては成立していません。国営放送であるNHKでさえもその傾向がどんどん強くなります。この世の中に蔓延する情報はほとんどがフェイク、何らかの利益を求めるためのものです。大切なことは、情報を提	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	供する、政治、科学にかんする番組に対して厳格な審査をして、外れることはした場合には詐欺罪などの法律を適応すべきです。 【個人186】		
226	○ 後日明確な誤報が指摘され場合は、当該放送に実効ある処罰を課すべきだ。 日中報道員協定は公平中立を阻害するので破棄すべきだ。 【個人187】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
227	○ テレビが本当に酷すぎる。一方的な垂れ流しができるテレビにおいての偏向報道など、もはやテレビが権力をもっているような現状はおかしい。私は52歳ですが昔から実はそうだったのか？変わってきたのか？よくわかりませんが、放送の全てがおかしい。スポンサーの顔いろをみすぎなのか？どこからか圧力があるのか？今ネット社会になって国民はバカじゃない。様々な情報と見比べているから分かる。オールドメディアはSNSがデマとして消そうとしているけど、国民は分かり始めている。どっちが嘘であるかを見抜いていますよ。そしてネットのおかげで一般人も放送法4条がどんなものかも知っている。今は完全に違反状態です。なのに是正もしないし、自分達を正当化している。たぶん一番分かってないのが放送に携わってる人達なのではないでしょうか？国民を馬鹿にするな。今変わらなければみんなテレビを手放すだけだ。 世論は国民で作る物なのに、自分達が作っていると勘違いしている。襟を正す時代になってます。国民は見ていますよ。まずは自分達でなんとかしてください。 【個人188】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
228	○ 日本は他国に対してあいまい戦略であることは周知の事実です。 それなのに『首相官邸幹部「日本も核を持つべきだ」とオフレコ発言』といったルールも守らず全国民の国際的な立場を悪化させる報道を平気で行うことこそ重大な放送ガバナンス違反です。 これは一国民の性加害よりも非常に重いことは明らかです。 また、こうした報道が間違っているということについて、国民はSNS上でしか多様な意見に接する事ができません。 現在インターネットは、一方的な報道とはまったく異なり、互いの知る権利を保障することで情報空間を健全化しています。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	政治で真に健全性を担保するためには、色眼鏡なしに衆目に晒し、多様な意見を反映する必要があります。 報道がこれに反して一方的な情報統制を進めるならば、放送ガバナンス違反どころか、存在意義すら見直すべきだと考えます。 【個人189】		
229	○ 放送事業者におけるガバナンス確保の検討に先立ち、現行の放送法第4条に定められている「政治的公平」および「対立する意見の多角的な取り上げ」が、現在のテレビ放送において十分に担保されていない現状を、より重く受け止める必要があると考えます。 近年、テレビ局は「オールドメディア」と揶揄されることも多く、スポンサーとの利害関係や取材対象への過度な忖度に起因すると見られる偏った報道が繰り返されているとの国民の不信感が強まっています。これらは、まさに放送法第4条の趣旨に反する重大な問題です。 一方で、インターネット上では多様な視点や事実に触れる機会が広がっており、結果としてテレビ放送よりも公平・中立な情報取得が可能だと感じる国民も少なくありません。 放送事業者のガバナンスを論じるのであれば、まずは放送法第4条が実質的に機能していない現状を検証し、その遵守をいかに担保するかを明確に示すことが不可欠だと感じます。政府には、国民の放送に対する信頼回復のため、形式的なガバナンス論にとどまらない実効性ある対応を強く求めます。 なお、問題は特定の放送局に限られるものではありません。フジテレビの事例に加え、NHKによる偏向と受け取られかねない報道や、通信社記者による特定政治家への悪意ある発言などを通じて、放送業界全体において、社会一般の常識とかけ離れた慣習や、著しくバランス感覚を欠いた判断が存在していることが露呈しています。 これは、一般企業であれば当然備わっているべきガバナンス体制や法令遵守意識が、放送業界において十分に徹底されていないことを示していると考えます。特に、芸能事務所やタレント、スポンサーへの過剰な忖度に支えられたビジネス構造や業界慣行そのものが、問題の温床となっている点は看過できません。 このような根本的構造に踏み込まないまま、人権尊重やコンプライアンス確保といった個別論点に限定した規定を設けても、対症療法にとどまる懸念があります。業界の自浄作用を真に期待するのであれば、構造的課題を前提に制度設計が	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。	無

	行われてきた製薬業界における法整備やルール制定の過程などを参考にし、実効性あるガバナンスの在り方を検討すべきではないでしょうか。 【個人190】		
230	○ 民間放送、公共放送にかかわらず、公共の電波を特権として使用する現在のテレビ局は特権に甘えていると言わざるを得ません。 ・選挙期間中に特定の政党に投票をしないよう呼びかける（TBS） ・新型コロナワクチンの多くの被害の発生を放送しない（CBS、サンテレビを除く全局） ・自民党総裁選において高市候補を明らかに貶める放送（NHK） 上げればきりがありませんが、そもそも競争相手がいないために独占的な地位に甘んじるSNSばかりが影響力を増す結果になるわけで、そうなるとSNSが独占的に世論を支配することになりえます。それはそれで危険です。 業界内の審査機関であるBP0ではなく、総務省に厳しい審査を行わせるべきです。 【個人191】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
231	○ いまのメディアの報道に関する姿勢に苦言し改善を求める者です。 最近、特に偏向報道が酷い状態です、この為国民は正しい情報をメディアから受け取ることができていません。 何故このような間違った情報を発信し続けるのでしょうか？どなたかの指示でもあるのでしょうか？ どうか日本国民が正しい情報を受け取ることができるように改善してくれるようお願いするものです。 【個人192】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
232	○ このような機会をいただき、ありがとうございます。 放送業界にてガバナンスが確保できていない課題は感じており有権者の一人として、早く抜本的な対策を打って欲しいと感じてました。 内容を拝見させていただきましたが、3ページの中に”情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している”とありますが本当にそうでしょうか？ 放送自体が健全性の損失をリードしておりそれに対して国民が不安や怒りを感じているように感じてます。 例えば、先日、高市内閣が発足したときも、「支持率を下げてやる」と報道関係	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。 放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりです。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対	無

	者が発言していた事実がありました。 本来、放送法第四条により、「政治的に公平であること」とされていますがとても現在の放送業者はそれを守っているとは思えません。 国民は客観的、で中立、公平な事実を知りたいのであり放送業者側の意図を持った発言や切り取りを聞きたいではありません。 何が正しいか、どうすべきかを考えるのは有権者である国民が議論、判断することであり一放送事業者がその議論を特定の方向にリードしようという現在の状況は早急に是正する必要があると考えます。 また、今回の内容は、放送業者側で自主的にガバナンス強化することで健全性を確保しようという内容ですが、本当にできるのでしょうか？ つい先日も、オフレコで核保有の発言がありましたがそれを”自らの判断”でオフレコというルールを破り、報道している機関が多数あります。 自分たちの都合でルールを破ってしまうのですから彼らの”ガバナンス”に期待するのは危険だと思われます。 むしろ、政府や国民による監視の目を強めることが重要と考えます。 また、広島の前原を揶揄した発言をしたグループが今年の紅白に参加することに反対するために14万人以上の署名が集まりました。 それでもNHKは、何の措置もとろうとしてません。 こういう国民の声に耳を傾けない放送業者が自ら十分なガバナンス体制を構築し、情報空間における健全性を確保できるとは思いません。 よって、放送業者による自主的なガバナンス強化では不足しており政府、そして国民による監視および規制強化を希望します。 具体的には、放送版の国民審査のようなものを制定して番組単位であれば例えば10万件、放送局単位で100万件の”通報”があった場合は是正措置と再発防止を行う。 そして繰り返される場合は、番組打ち切りや停波まで進めるような制度を検討実施していただきたいと思います。 何よりも、テレビの周波数は、国民の財産であり一部の放送業者の占有物ではありません。 そして、放送法4条を守っているかどうかの判断は放送業者の自主的なガイドラインではなく国民が判断すべきです。 放送業者の”権利”ばかりが守られて国民の声に耳を傾けず、結果的に”国民	する御意見として承ります。	
--	--	----------------------	--

	の知る権利”がないがしろにされている状態は早急に是正いただけますようよろしくお願い申し上げます。 【個人193】		
233	○ 最近における放送及び報道姿勢について、率直な意見を申し述べます。 (1) 信頼性に欠けるものが、ここ数年特に目立ってきている。 (2) 国民の知る権利が、報道の自由の美名のもとに、著しく侵されてきている。 (3) 最近特に、偏向報道が、急激に増加している。国民の眼から、全く目に余るものです。 以上の観点から、放送法第4条違反事例が多く発生していることを重要視する必要性が高まってきたと、言えます。 このような違反事例を今のように全く看過することなく、厳重に処罰すべき時が到来しているにも拘らず、かような能天気な議論と答申に全く国民の多くはあきれかえっています。 違反事例に対しては、停波、放送免許の取り消し、免許はく奪などの正義を貫徹する強い姿勢で臨まれるよう、強く要望いたします。 特に、情報の公平性は非常に重視していただきたいと思います。 賛成意見と反対意見が、ある場合は、必ず、両論を併記、報道することに、もっともっと神経を集中してください。 【個人195】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
234	○ 放送事業者におけるガバナンス確保よりも、すべての国民に関わるのは、放送事業者が放送法第4条を守っていない現状是正が優先されるべきと考えます。 この取りまとめ案は、『インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している』と断定していますが、私はこの断定こそ、知る自由の侵害だと考えます。 情報は何物かにより取舍選択される時、洗脳的手段になり得ます。だからこそ、国民は世界に溢れる全ての情報を平等に得られる状況であるべきです。 どの情報が偽であり誤であるのかを判断するのは、国民の権利であり、マスコミ等の報道機関であってはなりません。 また、取りまとめ案の中で、『放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障』を行っているかのような文章がありますが、私は全く逆に感じます。 近年、マスコミは信頼性の低い偏向報道を繰返していると感じます。全く信頼	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 インターネット上での偽・誤情報の問題等の顕在化や放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(2022年8月5日公表)の中で述べられているとおりです。	無

	していません。つまり、『情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』との文章と現状は、全く一致していません。 現在、マスコミが国民の知る権利を侵害し、放送会社の資本家に不利な報道を避け、資本家に有利な報道のみを放送している事は多くの国民の知る処ですし、外国人が日本国内で犯罪を起こした時には国籍さえ報道していないことを、多くの国民が気付き、是正を要求しています。 これらの報道に関する問題を放置する事は、国民の権利の侵害であり、国は、報道の偏向を止めさせる義務があります。しかし同時に、何が偽であり誤であるかを、国が決める事も、違憲行為であると考えます。 マスコミにおける資本家の力が増大する事は、マスコミがプロパガンダに利用される事と直結します。過去の紛争や戦争の歴史とマスコミによるプロパガンダは密接な関係があります。故に、資本がマスコミを自由にしてはならないという結論のみが導き出されると考えます。 マスコミが、その資本家を完全に公表することを義務とすること、外国資本が筆頭株主にならない事等、法を整備し、日本の言論空間を守る必要があり、国民の知る権利として、これを要求します。 【個人196】		
235	○ ■意見の概要 取りまとめ（案）の方向性は支持するが、現状の放送法第4条順守が極めて不十分な最大の原因は、民放連を中心とした加盟局間の「相互庇護」構造にある。この相互庇護により自浄作用が機能せず、違反局への実効的な牽制が働かないまま、偏向報道や事実歪曲が繰り返されている。さらに、BP0（放送倫理・番組向上機構）の独立性に疑義があり、現状の委員構成で放送関係利害関係者が多数を占め、客観性・中立性が損なわれている。罰則規定の不在とあいまって、努力義務の域を出ない状況が続いている。以下、相互庇護の打破、BP0独立性の向上、罰則の段階的導入、免許制度の見直しを柱に、抜本的な制度改革を求める。 1. 現状の最大の問題：加盟局間の相互庇護構造による自浄作用の欠如 放送法第4条は放送の公共性を支える基盤であるが、2025年現在も実効的に順守されていない。 ・TBS「報道特集」における参政党等への一方的な報道（政治的公平性・多角的取扱い違反） ・岩手県知事（斉藤健一氏）報道での事実歪曲・多角性欠如（盛岡市議会請願	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	2025年3月採択) ・兵庫県知事（斉藤元彦氏）報道での同様の偏向（市民陳情2025年5月） ・フジテレビの広告代理店癒着疑惑（2025年春） これらの事案に共通するのは、個別局の違反に対して民放連が実質的な処分を行わず、他の加盟局も批判を控える「相互庇護」の構造である。民放連規約には違反局への制裁規定がなく、調査も内部限定、結果公表も最小限に留まるため、自浄作用が完全に失われている。この相互庇護体質は、放送免許の寡占構造とキー局・準キー局間の資本・人的関係に根ざしており、競争原理が働かないまま報道の同質化・商業主義優先を招いている。 また、BP0の独立性に大きな問題がある。BP0は放送倫理の第三者機関として位置づけられているが、現状の委員構成では放送関係利害関係者（元放送局幹部、関連業界有識者など）が多数存在し、客観性・中立性に疑義が生じている。2025年のヒューマンライツ・ナウ報告書では、BP0の人権委員会が業界の構造的な人権軽視を是正できていないと指摘されており、放送事業者の影響力が強く、審議が緩やかになる傾向が批判されている。これにより、BP0の判断が相互庇護を補完する役割を果たし、4条違反の抑止力が弱まっている。 2. 取りまとめ（案）に対する具体的な強化策 (1) 未然防止：相互庇護の打破と競争原理の導入 ・民放連規約を改正し、放送法第4条違反が認定された加盟局に対し「加盟資格の一時停止」「共同広告枠からの除外」等の内部制裁を義務化する。 ・総務省が認定する外部監査機関による年1回の「4条遵守監査を全加盟局に義務づけ、結果を完全公開とする。 ・免許更新審査において「報道の差別化計画」「独自ファクトチェック体制の構築状況」を加点評価とし、相互庇護に依存しないインセンティブを付与する。 ・周波数利用のオークション制度を部分的に導入し、新規参入を促すことで寡占構造を緩和する。 (2) 発生後対応：段階的罰則規定の新設（放送法改正案） 現行法では第4条違反に対する実効的制裁がなく、相互庇護を助長している。以下の段階的罰則を2026年の放送法改正で導入すべきである。 違反回数・重大度／措置内容（新設条文案） 初回（BP0審議入りまたは視聴者有効苦情100件超）／総務省による行政指導＋改善計画の提出・公表義務	
--	--	--

	2回目 近事業年度売上高の0.5%) 3回目以上 または最長6か月の業務停止 選挙期間中の重大違反 上高の2%) ／業務改善命令＋罰金（直 ／免許更新時の大幅減点 ／即時業務停止＋罰金（売 これにより、加盟局は相互庇護を続けるメリットを失い、内部牽制が初めて機能する。また、BP0の審議を罰則のトリガーとするため、BP0の独立性を高める提言として、委員構成の改革を併せて求める。具体的には、放送関係利害関係者の委員比率を30%以内に制限し、外部独立委員（学者、弁護士、NGO代表、視聴者代表）の比率を70%以上とする。運営資金の多様化（公的補助の導入）により、放送事業者依存を減らし、中立性を確保する。 (3) フォローアップ：透明性と外部監視の徹底 ・2026年設置予定の「放送ガバナンス検証審議会」に視聴者代表・独立系ジャーナリストを半数以上登用し、議事録・配布資料をすべて即日公開とする。 ・各局に「第4条遵守スコアカード」（違反苦情件数、訂正放送回数、ファクトチェック実施率等）の年次公表を義務づける。 ・民放連は相互庇護の有無を検証する第三者委員会を常設し、年1回総務省に報告する。 ・BP0の独立性向上策として、審議プロセスの透明化を推進。BP0審議会に視聴者参加枠を設け、議事録の完全公開を義務化。委員選任プロセスを公開オーディション形式とし、利害関係者の排除を徹底する。これにより、BP0が真の第三者機関として機能し、相互庇護の補完を防ぐ。 3. 結論 放送法第4条が70年以上「努力義務」に留まる根本原因は、加盟局間の相互庇護構造と、それに甘える罰則の不在にある。さらに、BP0の独立性不足がこれを助長し、客観性・中立性が損なわれている。取りまとめ（案）がこの構造に一切メスを入れない限り、どんなガイドラインも研修も形骸化するだけである。 総務省は本パブリックコメントを機に、2026年の通常国会への放送法改正案提出を明言し、相互庇護の打破、BP0独立性の強化、段階的罰則の導入を断行されたい。そうでなければ、国民の知る権利は永遠に絵に描いた餅のままである。以上、放送の公共性と民主主義を守るため、抜本的制度改革を強く求める。		
--	--	--	--

	【個人197】		
236	○ TBSやテレビ朝日には放送法第四条を逸脱した番組があり、総務省は是正指導をしないも同然である。まず、総務省の関連部署を廃止して欲しい。不要である。また、新聞社がテレビ局の株式を持つことを禁止し、これまでテレビ業界と無縁だが事業意欲のある日本企業多数を迎え入れるべきである。大胆な血の入替による「放送法第四条を遵守し社会常識のある放送への株主指導と意見」が重きを成し、現状のような暴走するがままは随時修正される。そして、情報番組やニュース番組に対して、モニタリングをして随時テレビ局側と調整をする半官組織を設ける。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
	【個人198】		
237	○ グローバル化という偽りの大義名分の下、数々の反日報道を繰り返す報道各社の方針は、一見すると公平に見えつつも実態は利権の巢窟の歌い極めて強い。 従って、スパイ防止法と共にテレビ放送を中心とした現行体制を改めるべく、株主資本の外資の割合と、働いてる従業員についても、金銭の流れを透明化するべく開示請求を行うことが必須条件である。 そもそも日本国の資本の電波を総務省の許認可に基づいて圧倒的な割安で運営できることに問題がある。 よって公共性を担保するために報道各社の資金の流れを開示義務とする案を提案し履行させることを義務付ける。 加えて反日報道による国益を悪化させるような報道することは、刑事罰の適用も踏まえないといけない。 そもそも公共性の定義がないことが問題である。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
	【個人199】		
238	○ フジテレビで起きたことは女性としてショックなことではありましたが、一方でTV業界や芸能界で起きたことなら、残念ではありますが、体質上起きる事かなと思いました。それをガバナンスの強化に論点を集中し、しかも放送業界の信頼性に結び付けてゆくその論理の展開が納得ゆかないため、ささやかな自身の意見を述べます。 このようなことは普通の企業でも十分起きていると思います。それを放送業界全体の信頼性を確保するとか信頼性の高い情報発信をする社会的役割とかに話を展開することにぴんときません。TVで報道されることはほとんど信頼していません。明らかに放送法第4条に乗っ取っていないからです。政治に公平ではない	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	し、明らかに意図的な印象操作があったり、スポンサーの意向が丸見えであったり、意見に偏りがあったり、多角的に論点を見せなかったり。私はインターネットの情報を検討しながら、そこからニュースを得ています。TVを見なくなって何年もたちます。ガバナンスの教化という切り口で多くの資料が掲載されていましたが、それも大切でしょう。しかしもっと問題にすべきことは放送の公益性をどのように守って行くか、ジャーナリズムとしての価値や責任をどのように果たしてゆくかではないでしょうか。 【個人200】		
239	○ 地上波テレビ局の影響力はいまだに大きいので、公平な報道をお願いします。特に選挙期間中の報道は、偏りが無い様にもっと慎重になるべきです。 【個人202】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
240	○ 同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。 とありますが、これまでいろいろ意見しましたが、そうとは思えない事多々ありました。そうと分っていながら貴重な時間を割いて意見している事知っておいてください。同じ様な意見が多数あれば考慮されるべき!!パブリックコメントは国民から意見を聞いたというアリバイづくりと思っています。 偏向報道甚だしく、国民に知らせるべき情報を知らせない放送事業者には全く期待していません。 【個人203】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無
241	○ 憲法下で人間は各自それぞれの思想の自由が保障されている。左や右に偏るのはある程度仕方ない。然し、偏向報道をして、視聴者から正当なクレームを入れても全く聞く耳を持たないテレビ局・新聞社は民主主義を冒涇している。嘘に近い報道、あるいは曲解をして編集された報道がされた場合、国民がネットで申し出ることができるようにし、そのクレーム数やクレーム内容が可視化できるように、政府の広報機関を設けてもらいたい。この作業はAIに任せた方が人間より客観的に判断してくれるはず。政府の機関が発表した資料は国民が共有できる情報で、それは国民の知的財産になる。その解釈についてまた意見がでるかと思うが、それこそ民主主義国家のあるべき姿だと思う。AIの精度が良くなければ改良すればよい。チームみらいの安野議員（参議院）はAIについてエキスパートなので適任者だと思う。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	【個人204】		
242	○ 今回の方針案では、「インターネット上の偽・誤情報が顕在化している」と繰り返し強調されています。しかし、この説明はあまりにも一面的で、国民の現実感覚から大きく乖離しています。なぜならば、偽情報を拡散し、特定の立場に偏った報道を続け、国民の判断を歪めてきた“元祖”は、他ならぬ既存のマスコミだからです。 理解できていない様だから、抜粋を念のため載せる。 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たって、次の各号の定めるところによらなければならない。 1 公安及び善良な風俗を害しないこと。 2 政治的に公平であること。 3 報道は事実をまげないですること。 4 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 インターネットが普及する以前から、 1. 都合の悪い事実は報じない 2. 一部の論点だけを執拗に繰り返す 3. 誤った報道を訂正しない 4. 異なる意見を排除する こうした行為が繰り返され、国民の信頼は深く損なわれてきました。 にもかかわらず、今回の制度案には、放送事業者自身の誤情報・偏向報道への反省も検証も、一言たりとも盛り込まれていません。 これは、国民に対する重大な背信行為です。 また、インターネット批判だけを強調する姿勢は、問題のすり替えである。 「ネットの偽情報が問題だ」と言い切る前に、まず問われるべきは、公共の電波を独占的に使ってきた放送事業者自身の責任です。国民は、テレビや新聞の報道を信じて生活し、判断し、投票してきました。その信頼を裏切ってきたのは、ネットではなく、既存メディアです。それにもかかわらず、 1. 自らの過去の誤報・偏向への検証はゼロ 2. 第4条違反の実態調査もゼロ 3. 国民への説明責任もゼロ	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 インターネット上での偽・誤情報の問題等の顕在化については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりです。	無

	このような姿勢のまま、ネット規制だけを強めようとするのは、問題の本質を意図的にすり替えていると言わざるを得ません。 改善点として、以下の如し。 1. 放送事業者自身の誤情報・偏向報道の歴史的検証を制度に組み込むこと。 インターネットだけを悪者にする姿勢を改め、まずは既存メディア自身の過去の行為を検証し、責任を明確化すべきです。 2. 第4条違反の疑いがある事例について、第三者機関による調査・是正を義務化努力義務ではなく、「義務」として制度に明記することが不可欠です。 3. 放送行政の基本方針に「第4条遵守を最優先とする」ことを明記。 公平性・正確性・多角的論点の提示は、民主主義の生命線です。 これを最優先に据えない制度は、国民の信頼を得られません。 国民は、もう「報道の自由」という言葉だけでは納得しません。 求めているのは、「報道の責任」です。 放送事業者が自らの過去に向き合い、誤情報や偏向報道を正す姿勢を示さない限り、どれほど制度を整えても、国民の信頼は回復しません。 今回の制度改正には、既存メディア自身の責任を明確にし、放送法第4条の実効性を確保するための抜本的な改革が不可欠です。 【個人205】		
243	○ 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 以上の放送法が今の放送媒体が全く守られておらず、各放送局の意図的、恣意的な放送内容のため、時には政府広報とでも、思われるようなメディア情報に多くの国民は気づき、うんざりしている。また同時に国民は政府による思想統制の危険まで感じている。したがって今やSNSは、多くの気づいた国民にとって真実を知り、自分の意見を表明できる貴重な媒体となっている。SNSを規制しようとする政府、政権与党の危険な動きは言論の自由を守るという観点からも、民主主義を	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	破壊しようとする動きとしか捉えられない。現在のようなある一定の限られた情報、洗脳的な情報しか流さない大手メディア媒体の状態が続くのであれば、テレビなどの媒体は消えてもらって結構だと思う。 【個人206】		
244	○ NHK、民法放送局にて世論誘導がされている。例えば石破辞めるなデモは放送されるが石破辞めるデモは放送されない。明らかに片側の意見に偏った内容の番組がある。報道番組は事実のみを放送して、意見の違いは同じ時間を割くべき。ジャニーズの性加害問題がずっと放送されなかったなど。問題のある放送をした場合は放送免許停止を課すなど厳重に処罰されるべき。 【個人207】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
245	○ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会についての提言をこちらにさせていただきます。 まず現在の放送局に対して放送法第四条についての一、二、三、四についてのいずれも守られていると思えないためこちらに提言いたします。 具体的には高市総理大臣に対して番組内でコメンテーターが死んでしまえなどという暴言を行ったこと。また高市内閣が高支持率を維持しているにもかかわらず、公共放送では肯定的意見より否定的な意見が多く発信されていること。 外国人問題をめぐり差別反対を訴える立場の人たちのみに取材を行い、問題が生じていると主張する派閥の人たちに対して取材を行わず偏向した放送を行う。 最近に放送されたこれらのことから放送法ガバナンス確保についての在り方に対して監視機関の設立に対しては人材選出や資金援助も含めて放送業界から独立したものを第三機関として設置を行っていただきたく存じます。 放送法に基づいた事実確認や偏向報道の監視を行い、違反した場合は番組の訂正や中止、事業者の停派などの措置を行うべきと私は提言します。 【個人208】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
246	○ 恐れ入ります。 現在SNSが発達しております。発される情報は玉石混交ではありますが、事実の表付けや誹謗中傷と批判の区別化した上での発信、スマートフォンのセキュリティ対策などの最低限のネットリテラシーを守れば誰でも使いこなせる時代です。 実際デマや誤解による拡散もありますが、事実を伝えている投稿も同じくあるのもまた事実です。それらの事実の情報までを「SNSによる暴走」と何かしら問題	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	が起こる度にテレビで定義するのはやめて頂きたく存じます。取り上げる事案に問題点があるにも関わらず、何も触れない事からSNS内で議題になって騒がれているのです。 またフジテレビ局の件でコンプライアンスや人権問題などの倫理的観点を見直すとの事でしたが、日テレの国分太一氏に対する不透明な対応を見るからに改善されているとは到底思えません。 また最近ではNHK紅白歌合戦に出場予定であるK-POPグループ「aespa」のメンバーの一人が原子爆弾のきのこ雲を模したランプを「かわいい」と表現しました。この件で日本の国民から躰を買い、万単位の署名が集まっていたにも関わらず、NHKは出場続行を決定しました。日本の傷跡でもある原子爆弾に対して揶揄する発言をしたにも関わらず、国営の立場に基づいているとは到底思えない決定には落胆しかありません。またNHKは国営の立場にも関わらず、テレビとは関係ないスマートフォンにまでの外れな受言料請求を検討されていたと聞いております。「そこまでしてまで利益が欲しいのか」と怒りの声も見かけますが、私としてもこの怒りの声は無理もないものだと思います。 また現在では移民政策問題が懸念視されていますが頭ごなしに「排外主義」という言葉で移民政策の論点をすり替える動きも確認されています。国民が懸念しているのは移民ではなく、移民政策によって入ってきた秩序を守れない外国人による自治体や国本の治安の悪化です。またこの問題に対して国民運動として移民政策反対デモが各地で起きています。大手メディアは腫れ物に触れないかのように報じません。 はっきり申し上げます。日本のメディアは国内外の情報を中立的立場・観点から報じるのが仕事です。情報の取捨選択と情報に対する感想・判断などは情報を見た国民に委ねられます。都合の良い情報だけを流すのはやめて頂きたく存じます。それもできないばかりか同業者を守ろうとしないなら、放送局の看板を降ろす事をお勧めします。 【個人209】		
247	○ インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化しているとの主張は一方的であり、特にインターネットでの情報発信者とビジネス上で競合する放送局は、インターネットの偽・誤情報の問題に対して利益相反が存在する。放送事業者側がインターネット上での偽・誤情報の問題について取り上げた場合は、その利益相反を考慮すべきであり、むしろ放送事業者側の偽・誤情報の放送について留意	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 インターネット上での偽・誤情報の問題等の顕在化に	無

	すべきである。 これまで、放送が信頼性の高い情報発信などの社会的役割を果たしてきたとは考えられず、特に、ジャニーズ問題など放送の出演者に関係するハラスメントに対して情報発信も追及もせずに長年放置したことは、放送事業者が信頼に値しない社会的存在であることを浮き彫りにしている。 放送事業は一方的な情報発信であり、受信者側がその情報を偽・誤情報であると認識してもその放送事業において偽・誤情報であると主張することが困難である。一方で、インターネット上での情報発信は、情報受信者側がインターネット上で反論・指摘可能であり、偽・誤情報である場合にも対応可能である。 したがって、放送事業者に対して、公共電波を扱う免許をより厳格に審査し、ガバナンス不足が認められる場合に、免許の停止も含めて、これまでよりも厳しくペナルティを科せるよう制度設計すべきである。 【個人210】	については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日公表）の中で述べられているとおりです。	
248	○ 放送メディアの使命として権力の見張り、ご意見番と言うものがらば、彼らを見張る組織を置くべきである。 違反なり怠慢があるなら然るべき方の裁きなり、ペナルティを与えて改善を図るのが妥当だと考える。 報道の自由だけが先行し、偏向報道、行き過ぎた取材、「迷惑報道」は国民の知る権利でもなく「報道の自由」の拡大解釈と「いじめ」でしかない。 また、報道に携わる者は「一定の資格」「人格検査」をして篩にかけるのが妥当です。既存の報道により命を絶たれたと言っても過言ではない事象は枚挙にいとまが無い。 【個人211】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
249	○ NHKだけでなく民放も含めてそうだが、日本国民にたいして日々不信感を生んでいると言えるのではないだろうか。 最近だとNHKの紅白に原爆を揶揄した歌手を選び批判されているのにも関わらず、それらを無視している（選考基準がそもそもおかしい）。 数々の歴史修正や虎に翼等のドラマでの法律の歪曲。 日本テレビでドラマの原作者を自殺に追い込んだ脚本家や製作スタッフ。やらせ疑惑が出た奈良公園でのインタビューに支持率下げてやる問題や偏向報道。 TBSでの突然の北朝鮮のパレードの動画に偏向報道。 フジテレビでの女性問題や偏向報道。弥助を侍だとする歴史修正。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。 放送番組に関する御意見については、放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	テレビ朝日での高市首相を死んだ方が良いとする発言や数々の歴史修正に偏向報道。 もうメディアは偏向報道や切り取り、デマしか流していないのではないかと思います。位にまともな部分が思いつきません。 問題を起こしているのに総務省が何もしないせいで彼らは毎日問題を国民に向けて公共の電波を使ってデマを流すというのは、本当に異常な行為です。 このまま人々の信用を失いスポンサーが離れ外資に株が買われていくという悪循環は、一体いつになったら終わるのでしょうか。 これらのメディアは既に日本人の為に動いていません。 このまま信用されなくなった場合、最悪災害や事件のニュース等に関しても信用されなくなります。 災害が多いこの国で将来起こり得る未来です。 偏向報道やミスを犯したならペナルティを与えるべきです。 総務省は間違った情報を報道した相手に何もしないせいで、間接的に国民を危険に晒して苦しめている自覚がありますか。 もう放送する権利を取り上げて欲しい位です。 せめて新聞社との連携は止めさせるべきです。 本当に酷すぎます。 【個人212】		
250	○ 日本国の国益を最優先すべき報道機関が、NHKを筆頭に中国・朝鮮・アメリカ等々の外国勢力の報道機関かと思える報道しか眼中にない姿勢は何故なのか。 日本が先の大戦の正式名称の「大東亜戦争」を、未だにGHQの指示した「太平洋戦争」と報道し、教科書も新聞も、反日帰化人が多数在籍する報道機関に成り下がっています。 故、報道の適正性はおろか、日本国や日本人を守るのではなく、日本国を破壊し、日本人を卑下し・卑屈にし・贖罪意識を植え付ける洗脳機関に成り下がっています。 この様な報道機関の実態が抜本的に改革されない現在では、「ガバナンス」も全く機能不全に陥っており、死したオールドメディアは、解体的出直しを図る以外、再生の道はありません。小手先のガバナンス云々では機能不全は解決されない事態にまで腐りきっています。 故、新聞・地上波は信じない。	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	【個人213】		
251	○ 放送法＞抜粋 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること 放送事業者（メディア）はこの法に則り業務をおこなわなければならない。 しかしながら、昨今それが守られない事例が多く見受けられる。 特に政治的問題において、特定の勢力に忖度するあまり事実を歪曲するいわゆる偏向報道がなされており、視聴者が真実を正しく知り判断する機会を奪われていることは民主主義の理念を著しく損ねることであり、政治や社会の基盤を揺るがす危険に繋がると考える。 放送事業者は、公的な事業であり、特定の団体や個人の利益や思考のみにおもねることはあってはならない。 【個人214】	本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものでありますが、御意見については放送事業者に対する御意見として承ります。	無